

る。そこで、第二の者からは其の所得の五分の一を徴収する。さすれば、生活の爲めの八千フランが残る。第三の者からは其の所得の三分の一を徴収し、六萬六千フランを所有させる。所で、これは充分なだけではない、多過ぎる。何うしてやあるか。第一の者は僅かに九百フランを残すに過ぎぬのに、これは六萬六千フランではないか、而して、これに就いて誰れがまだ不平を言はうとするか。

其所で、諸君は、第一の者は其の九百フランで貧しい生活をし、第二の者は其の八千フランで普通に生活し、第三の者は其の六萬六千フランで富裕に生活し得る、といふより他の口實を見出す事ができなくなる。併しながら、これは、諸君が好んで富に就いて下す判断以外に何等の尺度をも所有して居ない事を示すものに外ならぬのである。即ち、諸君は新たな農業的法則を使用して享樂財貨を分配し、一方から或る物を取り、一方に或る物を加へる、約言すれば、諸君は其の手を所有權に加へつゝあるのである。諸君は一度び一般的法則の埒外に出れば、諸君は多少に拘らず諸君の氣に入るだけを奪ふ爲めに隣人の畠に侵入するのである。此の如き方向に道を進め、且つ、これを追究するに當つて、諸君の手引きとなる唯一の規則

は、これは生活するに充分でなく、これは充分であり、これはまた多過ぎる、といふ事である。而して、尙ほ遠く進んでゆけば、諸君は遠く、遠く至るであらう事を見るであらう。實際に於て、諸君は、或る者に對しては其の年所得の十分の一を、他の者に對しては五分の一を、第三の者に對して三分の一をそれ／＼租税として要求する。従つて、第一の者に在つては一千フランの中の九百フランが残る、第二の者に在つては一萬フランの中の八千フランが残る、更に第三の者に在つては十萬フランの中の六萬六千フランが残る。自分は諸君に願ふ。諸君は此の限界を自分に説明せよ。何うしてやある。此所には僅々九百フランを所得する一人の人間がある。其の隣人は八千フランを所得し、更に他の隣人は六萬六千フランの所得を有して居るではないか。八千フランは僅かに九百フランを有するものと比較すれば實際に必要以上に多い。六萬六千フランは全く考への外である。而して、諸君は何故に他の比例を案出しないのであるか。何故に諸君は第二の者に其の所得の三分の一を要求しないのであるか、何故に第三の者に其の所得の半分を要求しないのであるか。此の如くすれば、第一の者は依然として其の九百フランを保持し、第

二の者では一萬フランの中の六千六百フランが残り、第三の者に在つては十萬フランの中の五萬フランが残ることになる。それともつと進んで、第二の者が六千六百フランを有するものは多過ぎ、第三の者が五萬フランを有するのは不都合であると言ふべきであるか。事柄を人性の見地から觀察すれば、これでもまだ充分ではないのであるか。實際に人間的であるためには他の方法を取る必要があらう。第二の者から三分の二を徴收すべきであらう。それでもまだ三千三百フランが残つて居る。第三の者からは四分の三を徴收すべきであらう。それでもまだ二萬五千フランが残つて居る。即ち、これでもまだ富に對して極めて恩惠的な措置である。何となれば、嚴密に言へば、二萬五千フランを消費し得る人には依然として過剩に残つて居り、他の者は僅かに三千三百フランを有するに過ぎぬ、否、更に他の者は年々僅かに九百フランの所得を有するに過ぎぬからである。

自分は諸君が次ぎの事を願慮せんことを切望する。即ち、諸君が自説を固持し、累進を全然正當公平のものとして不斷に高めてゆかうとすれば、——自分は言ふ——富んで居るといふ事は全然無用である、といふ事である。何故かと言ふと、諸

君が其の初めた通りを進めてゆき、四分の三の代りに五分の四、八分の五、七分の六、八分の七、九分の八、十分の九を用ゐるとすれば、十萬フランの代りに十五萬フランを所有するのは全然無價値なことにならう。何となれば、假りに五分の四を支拂ふとすると、二萬五千フランの代りに僅かに三萬フランの所得が残るだけだからである。十五萬フランの代りに二十萬フランを所有した所で何にもならぬ。何となれば、六分の五の比例でゆけば、三萬フランの代りに僅かに三萬三千フランを残すに過ぎぬからである。同じやうに、二十五萬フランは二十萬フランよりも少しばかり多く與へるだけである。何となれば、七分の六を差し引けば残る所のものは三萬三千フランに代る三萬五千七百フランだからである。否、恐らく、富むといふ事は危険でさへもあり得やう。何となれば、累進でゆけば遂に百分の九十九といふ比例にまで達するであらうし、此の場合には百萬フランの所得の中から生活用として残されるものは一萬フランに過ぎぬからである。而して、若し此の不斷に高まつてゆく此の累進を更に進めてゆけば、遂には、計算の總和が零になる所まで到り得るであらう。

それは誇大である、といふ人がある。此の比例は或る限界までは高める事ができるが、併し、自分が行つた如き計算に現はれて居るやうな、そんな遠い所まで進められるものではない。最後に残つて居る計算、即ち、零といふ結果に導く計算の一切の結果は容易に避ける事のできるもので、半分の所でとまればよいのである。又、實際に於て、現行の何れの累進制度に在つても、所得の五〇パーセント以上の高率はない、と言ふ。然らば、諸君にたづねるが、何故に其の進行の途中で止まらなければならぬのであるか。諸君は正しい、諸君は中庸を得て居る。併しながら、諸君は何を以て諸君の中庸の基準とするか。諸君は餘りに多くを徴收してはならぬといふ原則を遵奉する。一萬フランの所得を有する人間から其の所得の大部分を徴收して僅かに三千三百フランを残すといふわけにはゆかず、同様に、十萬フラン所得を有する人間から七千五百フランを徴收してすますわけにもゆかぬ。第一の者からは二千フランを徴收して八千フランを残し與へ、第二の者に對しては三萬三千フランを要求して六萬六千フランを残し與へる事を以て満足しなればならぬ、と諸君は言ふ。即ち、諸君は社會に於て富者が富者として有する地位を

承認して居るのである。諸君は榮譽ある名稱を有する。自分はそれを尊敬するが、併し、それに就いて述べやうとは思はぬ。諸君は或る黨派に屬する。自分はそれに就いて詳しく述べやうとは思はぬが、この黨派は自分に取つても意義がない事はない。而して、諸君は此の理由からして中庸の人である。それが故に自分は諸君に感謝する。併しながら、心情は全然違つた性質のもので、まるつきり矛盾した事を愛好する。諸君はまだ大臣の俸給に關する審議を記憶して居るか。或る者は年俸六萬フランと提議した。他の或る者は、それは多過ぎる、四萬八千フランで充分であると言つた。——第三の人は、それでもまだ多過ぎる、三萬六千フランで澤山だと叫んだ。すると、突然此の最小額を提案した人は羞耻を感じた。後に此の額が採決せられた時には黙りこんでしまつたのである。租税の累進の場合でも丁度これと同じ事がある。國會は吾々が財産——父親が一生涯働いた後に其の子に残して呉れた財産から残し取る可き額を決定するであらう。諸君、靜かにしてよく聞いて貰ひたい。國民は惱んで居る。不安である。國民は國會の前に殺倒する。一人の將軍は其の與へられた命令を誤解した。議場は占領せられて、

所謂社會共和黨が凱歌をあげたのである。立ち所にして十億フランを作り上げる——が、それには段階を急速にのぼるより外に方法は無いのである。然かも此の十億フランは作り出さなければならぬのである。國民に新たなる幻滅を感ぜしめない爲めには、これが何うしても必要である。此の凱旋行列の凱旋者を誰れが支へるであらうか。何人もまた何物もそれを支へはしない。何となれば、そこには最早や何等の規則もないからである。諸君がこれは生活する爲めには餘りに少く、これは充分であり、これはまた多過ぎる、と考察を繼續し初めた瞬間に於て、諸君は此の規則を放棄してしまつたのである。さすれば、あこに残つて居るものは唯だ任意の状態のみである。即ち、戦ひに勝利を得、銃劔を鞘に収めたものゝ趣味や、道徳や、習慣に依存する放恣の状態のみである。併し、中流社會の爲めには何が残つて居るか。諸君が有する諸君の名である。新聞や演説で發表せられた諸君の約束である。諸君の性格であり、多少とも鋭敏な諸君の精神である。併し乍ら思へ、何人も中流階級者として國家の樞機にある者の節度を認める者は無いのである。自由の絶對的防護者を以て自ら任ずる者を少しも認めないのである。

——諸君は穩健である、と彼等は彼等から任意の權力の移讓を要求する者に對して通常且つ正當に回答する。諸君は穩健である、特に諸君の名譽の爲めにさうである、と。諸君は穩健である、併し乍ら他の者は穩健ではあり得ないであらう。又、當然として諸君の如くではないであらう。即ち、諸君の中庸は決して吾々に何等の安全なる中流社會を與へるものではないのである。規則は如何に強固でも、其の規則も安全な基礎を有してのみ初めて存續し得る。而して、此の規則が吾々を他人の徳に従屬させる事がなければ、吾々は此の規則を第一に選擇するのである。幸ひにして自分の説く所を理會して頂いたとすれば、諸君は最初の解説を眼前に浮べ、自分の主張、即ち、財産は勞働の果實であり、公正とは社會的利益が此の財産を神聖視するを要求する事に他ならぬものである、何となれば、安全なくしては何等の勞働も無く、勞働無くしては何等の一般的繁榮も無い、そこに現はれるものは中世紀の時代であり、又は東洋の状態である、といふ主張を想起し、これ等の一切の眞理を明瞭に會得したであらう。さすれば、諸君は、財産は自由と同じに神聖視すべきものであり、自由に關するものと同じに財産に關しても確乎たる規則を必要

とする、約言すれば原理を確立しなければならぬ、といふ事を感じなければならぬ。比例は一個の原理である。併し乍ら、累進は憎悪すべき任意の行動である。社會的保護の費用として所得の十分の一を要求するとする。宜しい。さすれば、萬人が例外なしに此の十分の一を負担したいものである。此の制度の示す所は、各人が其の社會に負ふ所に比例して、其の人に與へられる勤勞に比例して支拂ふ、といふ事である。恰も、株式資本による會社に於いて、百株所有すると、一千株、或は十萬株を所有することを問はず、何人も、拂込期日がきまれば、一株毎に同一の賦額を拂ひ込むのと同じ事である。或る者からは其の所得の十分の一を、他の者からは五分の一を、更に第三の者からは三分の一をそれづゝ要求するのは一個の掠奪である。繰り返して言ふ、それは純然たる我儘である。諸君は諸君の氣まぐれによつて自分の財布から或る時は多く或る時は少く取り出すであらう。併し、——自分は其の時には諸君の手中にあるのである。それは、恰も、東方人がパシヤの手中にあり、或は、カラブリヤ街道又はカタロニヤ街道では山賊の首長の手中に在るのと同じである。併し、此の後者は往々にして僅少の同情を有する事がある。よく話に聞

くが、伊太利や西班牙では、山賊が其の美しい婦人捕虜の涙に感動して、掠奪した財貨を返却し、生命も名譽も傷けずに許すのが多いさうである。併し乍ら、ある地方の夜陰に於ける軍用道路を社會状態の忠實なる反映として記述したものゝある事を、自分は一度も聞いた事がない。恐らく、吾々は、革命から革命に轉輾する間に、知力が此の如き公正と自由との原理を確立して居る地點から、益々遠く離れてゆく事であらう。

即ち、比例的租税といふのは、言ひ換えれば、諸君が社會に負ふ費用と比例して、社會が諸君に捧げる勤勞と比例して支拂ふものであり、それは、保險會社に於いて、保険料を被保険額によつて決定するのと同じ事である。これが原理である。立派な原理である。併し乍ら、或る者に他の者よりも多く支拂ふ事を強制するのは、それも、世人が彼れを富裕であると考へるが故に、又、世人が彼れは生活の爲めに多過ぎる程所有して居ると主張するが故に、唯だそれだけの故にかく強制するが如きは、既に原理ではなく、我儘の反逆的行動である。自分は慈善に反對しない。社會が其の認めて居る貧民、乞食、屋根裏に飢ゆる者から一物をも要求しない、といふ事

を自分は合理的であると思ふ。——自分は百度びもそれに同意したのである。併し、此の場合には別である。困苦の故に未だ公共的負擔に寄與する事を社會から免除せられて居らぬ者の爲めには、強固なる支點を作つてやらなければならぬ。貧民に對する友愛完全の善行が必要であると共に、富者に對する嚴正公平も必要である。これが自分の要求する全部である。貧民を愛するのは、一つの徳である。富者を憎むのも一つの徳であるか。自分は此の事に就いては既に他の所に記述しておいた。自分は金持ちではない。併し、自分は確信によつて書くのである。一七八九年以前には、社會は上流階級によつて支配せられて居たが——今日、一八四八年以後、吾々は此の社會が下流階級の爲めに壓制せられるのを見なければならぬのであるか。さやうな事があつてはならぬ、又、ないであらう。

第七篇 アダム・ミュレル

政治學原理

公民の出捐は精神的國民資本の利子である。

あらゆる國家經濟的制度は、現代に於いては、其の基礎を爲す有效なる貨幣準備によつて批判せられる。其の大部分を鑄貨によつて表現せられるを普通とする有形資本の表象は、現代生活のあらゆる經濟的事業に於いて最も重要なものである。故に、原理の背後にかくれやうとするものは、此の鑄貨資本の代表的勢力を、富そのものゝでなく、富の安全と安定との唯一の最後且つ最高の條件であること考へる。併し乍ら、此の安全は法律と内的國家秩序の全般とに依存するものであり、最も豊富なる鑄貨準備を有する銀行も輕易なる敵の襲撃によつて其の全體の信用を失ふこともあり得るからして、信用の秘密は、一般に信じられて居るよりも、一層

深い事がわかる。實際の事業家即ち銀行家はこれを極めてよく感得して居る。——即ち信用の敏感性と容易に破壊せられる性質とに就いては、決して明瞭に説明せられては居らぬが、併し否定すべからざる感情があるのである。

印度人は、地球は何によつて支へられ、何うして平衡を保つて居るか、といふ質問に答へる一つの傳説を所有して居る。巨人が地球を擔いで居り、此の巨人をまた巨大な象が擔いで居り、更に龜が此の象を擔いで居り、此の龜を……等と言ふ。それと同じに、信用は鑄貨によつて擔がれ、鑄貨は國家制度によつて支へられ、國家制度は法律によつて支持せられる、……等と言ひ得る。即ち、一連の力があつて、其の一つが他の一つを支持して居るのである。併し、最後に諸他の一切を支持するものは何であるか？といふ事はわからぬのである。

常に偉大なるものが微小なるものを保護し支持する、といふのが舊世界に於ける高尚な迷妄であつた。所が、基督教と共に、此の集團の偏倚的勢力、支配し且つ支持する勢力の代りに、或は、此の死せる法律の代りに、生ける法律に對する感念が現はれて來たのである。誰れが集團の力を否認するか。併し、此の力の傍らに他の

更に大なる法律、即ち、精神の力が顯現したのである。——皇帝に屬するものを皇帝に與へよ、而して、神のものを神に與へよ。——地上の諸力は相互に他を支持する。物質的弱者は強者によつて擔がれる。併し、同じく必要な精神的關係では、強者も亦弱者によつて擔がれるのである。文字は精神を擔ぎ、支持し、保存する。併し、文字は或は集團は、又精神によつて生かされ、擔がれるのである。國民の物質的資本と精神的資本とは相互に他を支持する。權力を有する國法は國民の貨幣を支持するが、國法も亦此の貨幣によつて支持せられる。これは無限に續く。故に、安全なる國民生活或は國民的信用は徹頭徹尾現金準備によつて支持せられる、といふのは全然誤りである。少數の迷妄、國家學に於ける數字や言葉の誘惑的な且つ詐欺的な定性に對して眞面目に警戒しなければならぬ。

時間と世界との劃す制限と自由との神聖な接觸の中に、眼には見えずに、生ける法律が生まれる。同じやうに、生ける信用も亦、眼には見えぬが、鑄貨の自由普遍の生命と經濟的生活の國民的制限とから生まれる。保證と安全とは此の二つのもの、交互作用の中にあるのである。故に、數字と現金準備とのみが大切であると

すれば、信用以上の勘定といふものは無い。即ち政治家は不斷に眼に見えぬ幾多の絲を其の高尙な仕事の中に織り込まなければならぬ。最小の銀行家もこれと同じ事をしなければならぬ。彼れの人格、彼れの精神的練達は積立金と同様に事業の總體の重要部分を爲すものである。——積立金そのもの——貨幣、商品、土地、人員——は何物でもない。唯だ、それ等が潑瀾と生き且つ生産する限りに於いてのみ、價値を得るのである。高き價値を得るのである。國家は如何に富んで居るか？ 現存の極めて明白な數字と統計的記述とを概観したのでは、それに對する何等の回答も出ない。これ等のあらゆる事物が如何に活潑に相互に關係し、如何に生き、運動し、如何に生産するか、といふ事を第一に見なければならぬのである。戦争や或は國民的災厄は此の交通を杜絶させる。其の瞬間に一切の準備がなくなる。併し、現存せるものは尙ほ暫らく、曾てあつた通りに存続するのトある。

故に、或る内閣が開戦を決意したとする。現存の準備そのものを財源と見てはならぬのである。幸福と不幸とを超越する生活精神がその中に存しなければ、一切の貯藏は爲政者の手中から脱漏し去るものである。これに反し、この準備の求

心力即ち國民力が確められ、準備のそれ相當に有する生命が飽くまでも國民的存在に依存して居れば、鑄貨の數字の表現する所は如何に僅少であつても、其の現存物は、國民的團結に對する信頼の缺乏によつて危険を瞥見すると共に消散する如き私準備の巨大なる集積よりも優秀な財源である。——私人が國家に對して半從屬的であり、國家に信頼せず、自から其の力によつて國家を援助するを欲せざるが如きは、國家に取つては勿論有害である。そこに外的危険が現はれる。さうすると、各私人は幸福な時代に政府を助けるに使用した力の一部を保留する。かくして、見えざる精神的國民資源が脱漏するから、一切の財源と寶庫とが失はれ破壊せられるのである。——

即ち、常に物質的資本と並び立たなければならぬものは、此の力と人格とより成る精神的資本である。これが無ければ物質的資本は死せる、資本と言はれなければならぬ。故に、それは又眞の爲政家の勘定に全然缺く事の出来ないものである。至高のもの、最も持続的なるもの或は政府とつながる國民的感情が、貨幣、土地、商品、人員、等より成る大なる物質的國民資源の深奥の内實に徹底すれば、又神、祖國、主權、

久遠、古くして且つ持續せるものが、私有及び私的幸褔に關する一切の思想、一切の希望に深く織り込まれてくれば、——國家は單に或る資源の爲めの一般的條件、或は、或る財源の爲めの可能性を所有するのみならず、更に、其の資源は確定し、實際に存し、實有化せられる。蓋し、敵を打つものは資源の個々の要素ではなくして、生ける資源だからである。個々の私的資本は今や悉く國民の精神的中樞に振り向けられる。資本の運動は國民に左右せられる。集積せる寶庫を必要とせず、保護金を要せず、私的條件に對する借款を必要としない。約言すれば、何等の外的財源をも必要とせぬのである。——

前に國富の第四要素として擧げておいた精神的資本は、平時に於いてよりも戦時に於いて（一般に、戦争が眞の意味の戦争である場合には、あらゆる國家的要素は一層密接に且つ美しく結合するものである）一層明瞭に現はれる。それ故に、長期の平和状態は、此の要素はおのづからに、個人の單なる好意と私的利益とに依つて存在するものであり、國家は、元來、物質的資本、土地及び勞働といふ三つの要素を監視して居れば善いものである、といふ欺瞞を生せしめ易いのである。——

併し乍ら、一度び戦争が初まると、忽ち、あらゆる世界は缺陷を感じる。世界は此の缺陷を明晰に思考する事を知らない。唯だ、國家といふ身體を認めつゝ、調子はづれの聲を上げて、頭が無い、頭が無い、上に立つ偉大な智慧の頭が無い、と叫ぶだけである。——見給へ、戦争が眼を明けて呉れたのである。運命が國民全體をそれと同じ他の全體の前へ生き——と立たせた瞬間に、全體が其の全般の缺陷に氣付くのである。勿論、此の如き人々の考へて居る頭は極めて微少なもの、不満足なものを指して居るのである。それは指導的英雄である。困難の瞬間に於いて機械の螺子を動かし、平和締結後再びそれを留める頭腦の事である。併し乍ら、事情に應じて、其所に正しい本能が充分明晰に現はされて居るのである。一般に、一切の國家理論には頭が缺けて居る。頭と言つても、一時的に流星の如き光輝を國民の上に振りかける一つの頭の事ではない。此の如き頭は香氣と力との一時的沸騰や一時的安寧を作る事は出来るが、決して、持續的團結や永久の爲めの交互作用を創成する事はできぬものである。さやうな頭でなく、かの生活の頭である。生活の原理である。精神的資本である。主權者はそれを像り、其れを模寫する。その象

徴が主権者であり、或は僧職である。併し乍ら、それは、其の内實の本性に従へば、全國民と其の愛とによつて作られ、保存せられ、且つ、無限に再生せられなければならぬものである。――

此の頭が物質的資本――自分はこれを胴體と言ふ――に初めて生命と意義とを與へる。而して、政府の先端に座す一定の偉大且つ優秀なる頭腦は、それが國民を援け、自らに再びかの一列の長い世代をも同時に支配する理想的頭腦を與へる事によつて初めて、其の價値を得るのである。これに反し、フリードリッヒの如き單獨の偉大なる頭腦は、自分では如何に高尚であるかと考へて居ても、要するに其の時代の奴僕であつて、其の世代の外的事情と生活要件とに左右せられるものである。――

普魯西は、國家の信用が個々の且つ一定の現存せる財源に依存する事の如何に少いものであるか、といふ事を既に夙くの昔から證明し來つて居る。――蓄財、儉約會計、國內事業整理及び鑄貨の集積、これ等のものは如何に重要であつても、普魯西の信用は、その意見に依れば、決してこれ等の原理を基礎として立つて居るのでは

ない。フリードリッヒの勝利、最後の歐羅巴平衡運動の調停に於ける多數の個々の幸福なる成果に對する或る種の國民的自信が、普魯西の國富の基礎をなしたのである。此の各種の幸福と不幸との下に獲得せられた自信、此の普魯西に於いて知的文化の偶然的高度を経て國民の意識に到達した自信が、半世紀を通じ、物質的資本と平衡を維持した精神的資本であつたのである。

健實なる自信は他人の信頼をも喚起する。而して、一切の信用は其の基礎として此の如き自己感情を要求する。普魯西の信用の眞の現金準備、銀行、海商及び財貨は、何人も信じて居る如く、既にフリードリッヒ・ウキルヘルム二世の統治時代に於いて、即ち、最近の不幸なる戦争の勃發するすつと以前に於いて、甚しく傷害を受けたのであるが、併し國家經濟の信用はそれが爲めに著しく低下しはしなかつたのである。一切の財政事業は私營であつた。それは各交換銀行の日程に屬する。又、國家經濟に於ける從來のあらゆる概念に従へば、これは諸他の強國に在つても交換銀行の本性に屬せしめてあつたし、現在でもそれに屬せしめてある。今の國王が其の即位に際して開催せしめた財政委員會の如き、總て大なる國民經濟會議

に於いては、多くの賢明な正しい事柄が當路の財政大臣によつて提案せられた。併し、一般的方策を遂行するまでには至らなかつたやうに見える。而して、諸説明の結果は、單に私人取引の技巧によつて直接需要の策を講じた國立銀行の管理人に對する控訴に留まつたやうに思はれる。

斯く失敗ではあつたが、併し、此の極めて興味ある財政委員會は、實際に於いて私經濟を國民經濟に高めんとする試みであつた。併し乍ら、極端な治療とはならず——これは、普魯西の國家經濟が理想的首頭を得た時にのみ初めて行はれ得る事である——何時でも、唯一の優れた頭腦の提議する姑息の手段にとゞまつたのである。——上述の自信と、充分に整理せられては居ないが算定せられてある物質的資本は、別々のものではあるが、恰かも機械の齒車の如く、暫らくは相互に抱合したのである。併し、精神的資本と物質的資本とは有機體の頭と四肢との如く相互に密接に提携しなかつた。自信即ち精神的資本が消失した。従つて又全體の國家的信用もなくなつたのである。現在、此の困難なる時期は、普魯西の現金準備の不足を世界の眼前に證明するものである。併し乍ら、昔の自信が少しでも復活す

れば、あらゆる紙幣や債券は騰貴する、勿論、資源そのもの、最大部分のみが無くなつたのではない。諸州の半分、即ち、此の資源の利用、更新、復活、再生の爲めの手段の半分は此の王國から奪取せられて居るのである。——

此の自信を復活せしめ、それを従來の軌道——眞に偉大なるものと眞に完全なるものとのみが生立し得る現代のためには餘りに狭過ぎる従來の軌道よりも一層高い軌道に導くと言ふ事、約言すれば、精神的資本を持続性と久遠性を有する國民的感情によつて創成するといふ事、これは此の如き事情の下に震撼せられた國民的信用を復活せしめる上に於いて、舊資源の回復——これは一方に於いて不可能であり、又、それ自體に於いて、現在全然別の軌範によつて指導せられ且つ支配せられなければならぬ國家經濟の中に舊い私經濟を復活せしめるに過ぎぬものである、——よりも一屬重要な事柄である。

今こそ、國家價値の私的財源論に就いての深く根ざした舊來の偏見を制壓すべき時である。國家は外的避難所の必要を超越しなければならぬ。多數の國家は、單に、政府者が其の國民に對し、汝等のものは余のものである、といふ高貴な專横を

有するが故にのみ存在するのではない。又、單に、君侯、財政大臣、領主の個人的信用以外に國家の信用を知らざる俗人の言説に威嚇せられ、直截に義捐又は奉公を要求せずして好んで借り受けるが故に存在するのではないのである。

一般に、大多數の國家に於いて行はれなければならなかつた個々の巨大なる財政的努力は何所から生じたか？ 主として、著しい對立、國家の戰時状態と平時状態との對立から成る矛盾より生ずるのである。運動と靜止、或は戰爭と平和とが永久不斷に交錯すれば、國家を平時の温健なる運動から戰時の矯激なる運動に移す爲めには、比較的僅少の努力を以て足りるであらう。國家が平靜であるとする。此の靜止を平和と言ふ。其の惰力を克服して國家を運動させる爲めには、平時の處置と飽くまでも矛盾する全然新たなる政策を必要とする。統治者の私的信用（これは一般に平時に於ける其の支拂能力を基礎とする）が消失するに従つて、——其の程度に従つて、統治者は此の私的信用を必要とする。即ち、彼れは極めて不利なる條件によつて借財するを必要とし、自分の受け取つたものよりも遙かに大なる額の支拂を約束するのである。統治者は、其の國民の名に對して、又名に於

いて支出し、彼れ自身の名に於いて、彼れの私的信用に於いて收入する。彼れは王室の費用を支出しなければならぬ、併し乍ら、最早や、其の伶俐なる頭腦によつて、或は、信用を記させる人格の特性によつてそれを調べるより外に手段はないのである。此の絶望的状况に於いて、即ち、一方に於いては全體の保存の爲めに莫大なる努力を必要とし、他方に於いて此の保存に熱中して居る國民は此の如き費用を負荷と見、使用せらるべきあらゆる手段に反對して私的拒絶状態又は私的防護状態に入る、此の如き絶望的状况に於いては、破壊的財政方を承認する要があるのである。——主權者の立ち場から見れば、國家は主權者と國民とが幸不幸、生死を共にして結合したものでなければならぬが、現代の國民の立ち場から見れば、國家は畢竟は國民の物質的安寧の爲めの偶然的保護組織に過ぎぬものであり、國家が經費を要求すれば、各人は全力を擧げてそれを免れやうと努力する、これは、現代のあらゆる國家の陥つて居る恐る可き矛盾である。——此の恐る可き矛盾を解決するには、次ぎの方法による外はない、即ち、（一）證券と相互の貨幣義務とによつて公的財政と私的財政とを密接に關係せしめなければならぬ。而して、此の相互の貨幣

義務は容赦のないものでなくてはならぬ、即ち、現在公的利益と私的利益とを分離せしめて居る障壁を倒潰せしめるものでなくてはならぬ。然らざれば、此の如き危機の確實に到來するのは最早や時間の問題である。(二) 精神的資本に依る。此の精神的資本は、物質的資本の不完全が知れて來るに従つて、各人に對して眼に見えて來、希望すべきものとなり、缺く可からざるものになつて來るのである。而して、物質的資本は、それ自らの爲めに、國家を寸裂し、そのあらゆる要素を分割し、自足の私的生活の數千の欺瞞的形式の基礎となるが、併しまた、此の分割の程度に従つて自ら消失し、だん／＼と微的な効果を有するに至るものである。

以上に於いて、吾々は、國民經濟的生活の要素、土地及び勞働に就いて記述し、これ等の要素が物質的資本によつて永久に分割せられ、更に國民的及び宗教的感情の不斷に干涉する精神的資本によつて永久に結合せられ得るものである事を示した積りである。勞働と提携する物質的資本は土地と提携する精神的資本から反作用を受ける。此の反作用が物質的資本に眞の價值と保存と持續とを與へるのである。國民經濟的意義を有する精神的資本は、現時の如き極めて明瞭な理由に

よつて生じた紛亂せる事態に於いては到底その無限の偉大を現はす事はできぬ。故に、吾々は先づ、その微弱なる反映、現時既に一個の重要な經濟的動員と見なされて居るもの、即ち輿論を考慮に入れなければならぬ。總て、事物の價格は、主として現代工業の企圖せる資本利潤と地代及び勞銀、並びに交通の安全と持續とに關する輿論が附加する多少の價值との複合に成るものである。物件そのもの、土地そのもの、資本そのもの、有する價值は僅少である。それが諸他の物件、土地、資本と關係すればより、多くの價值を生ずる。而して、關係に於ける富はこれ等の一切の事物の國民的運動に支配せられる。即ち、事物の地方的價格は此の交通、其の活潑及び安全に關する輿論によつて支配せられるのである。

總て、經濟的的事物は一定の生活圏を有する。例へば、此所に水路があるとする。さすれば、一シエツフェルの穀物は大陸上に一定の領域を有し、此の範圍内で賣却せられる。距離が大となり、運賃が穀物の地方價格を凌駕すると、此の一定の穀物の生活圏はそこで盡き、一層大なる利益と僅少の費用とによつて其の境界地域に給養し得る他の市場の領域がそこに初まるのである。——歐羅巴各國は、何れも、此

の如く境界を接する市場の大なる群から成立して居り、これ等の市場は不斷に動搖し増減する地方貯藏の關係に従つて不斷に變化しつゝあるのである。一方に於いては人爲的及び自然的街路、道路及び運河があり、他方に於いては舟行し得る河川がある、是れがこれ等の市場の範圍を變化させる。凶作、工場の新設、倉庫貯藏、一般商工業に於ける革命、通商禁止及び其の他無數の事情は、各市場を従つて又穀物の地方價格をも變化させるのである。更に又、諸他商品の貯藏、就中、貴金屬の貯藏及び交換の一般的手段の貯藏は、吾々が市價と稱して居る單純な支拂關係に極めて微妙な且つ鋭敏な影響を與へるものである。――

穀物の生産者、保有者及び賣却者がこれ等の現在せざる事情をも悉く勘定に入れ得る爲めには、國民的交通全般に與へられて居る安全と保護とに就いての輿論、即ち、或る種の國民的信頼が必要である。各賣却者は、其の市場に供給する爲めに運搬具、駄獸各種の輸送手段等の物質的資本を必要とするが、それと共に又、國民的交通の強固と安全とに對する信頼といふ無形の資本をも必要とするのである。即ち輿論は、最も卑近な經濟的投機に際しても亦本性的な要素として共働するの

である。購買者も賣却者もこれを地代、勞銀及び物質的資本利潤と共に勘定に入れるのである。――此の輿論の基礎が確實であり強固であればあるほど、従つて、各投機も亦益々大膽となり、各市場範圍の境界も益々確定し、一般保全警戒即ち保險を益々容易に避けることが出来るやうになる。吾々が政府に收めなければならぬ貢税、購買者が商品と同時に支拂はなければならぬ租税は、現在の不完全なる事態に在つては、畢竟は――若し吾々が純粹の理想化的眼光を以て觀察するならば、それは、無形の精神的資本の利潤に他ならぬのである。勿論、日常生活の見地からすれば、それは要するに保險料に外ならぬものであり、賣却者はこれを更に大なる保險者、即ち主權者に納付するのである。

アダム・スミスに従へば、事物の價格に於いて、地代、資本利潤及び勞銀と同様に本性的に競争しつゝある公的出捐とは何であるか？それは地代の如きものであるか？地代は二つの部分――其の一つを土地所有者が取り、他の一つを最高の土地所有者である主權者が取る二つの部分から成るのであるか？確かにさうではない。それは、力といふ無形の精神的資本――物質的資本と同様に又それと共に過

去の諸世代から沈澱し來つて、一切の個々の生産に共働して居る精神的資本の利子である。従つて、此の利子は各需要者の共に負擔しなければならぬものである。事柄の永久に必然な性質から生じ、一切の經濟的生活を通じて必然に共働する此の要素を、物質的權力が不機嫌なる授與者に強制する偶然的貢稅と考へるのは、不自然なる制度の顯著なる特徴であり、現代に流行する見解である。一切の個々の市場圏が共働して一つの大きな國民的市場圏を作る。此の市場圏は數世紀を通じて維持せられ強固にせられて、一切の個々の競争的財貨により、高き價值を付與する。一切の個々の資本は、信賴と信仰といふ大なる穩健な精神的資本となり、政府と主權者とがこれを代表する、故に、政府と主權者とは此の資本の利子を取り且つ監理しなければならぬ。而して、此の利子は物質的資本利潤とは發生的に相違するものであり、地代や勞銀とも發生的に異なるものである、即ち、この利子が出捐である。一般人は出捐を以て、單に土地と關係を有し且つ舊い封建的關係より生じた永代小作料と思惟する。或は、政府が其の各種の警戒設備によつて行ふ保全勤務に對して受ける勞銀又は番人の費用と考へる。アダム・スミスは、誰れも知る

如く、經濟を其の一切の國民的制限から解放するに努めた人であるが、彼れは其哲學的理論に於て價值——勞銀、地代及び資本利潤と並んで居る此の第四要素——の事を少しも述べて居ない。これは屢々引用せられた理由によるのであつて、即ち彼れは、彼れの周圍を繞り、肉薄し、精魂を與へる國民性を直觀し意識することができなかつたからである。——

出捐が精神的國民的資本の利子に外ならぬとすれば、而して又、此の精神的國民的資本が極めて瑣細の需要に際しても、極めて些々たる生産に際しても有力に共働するものであるとすれば、爲政者の第一の且つ最も重要な義務は、此の精神的資本を、即ち此の國家といふ身體の頭首——此の頭首によつて、身體のあらゆる高尚な機能がもう一度明瞭な姿に於て反覆する、それは人體のあらゆる行動が人間の頭腦の中に座す感覺の中で反覆するのと同じである——を其の眞の性質のまゝに活動させ、國民的生活の隅々にまで此の觀念——極めて平凡なる利益勘定をも彼の精神をもつて活かす、といふ觀念を徹底させ、即ち、國民性と政府とに對する愛を喚起し、國民をして、精神的利子即ち出捐を、かの如く神聖なる貢稅と相應し且つ

同時に全體の國家的結合の最も美しい保證でもある善意と國民的服従とに於て支拂はせるやうにすることである。――

吾が國民經濟的研究の領域を概観して見る。吾々は理論の普通の既に開拓せられてある道路から遠く離れて居る。吾々は精神を――或は精神は持續の中のみ現はれるからして、語を換えても同じであるが――時間を計算の中に入れてのである。アダム・スミスが不生産的労働者として國民經濟の領域から退けるを必要とした其の精神を計算の中に入れていたのである。更に、吾々は、偶然的な商工業の閉鎖、或は資本及び労働の閉鎖の中に顯現する交通の國民的制限をも必要のものとして此の科學の中へ取り入れたのである。――自然と土地とは、其の永遠の法則によつて、一方に於ては、物質的資本の傾向とも見える無限の速進と再生とに對して反動し、精神はアダム・スミスが彼の如く推稱する労働の分割と機械化とに對して不斷に反動する。精神は人間をして其の人格を主張せしめんとするのである。即ち、土地と精神とは科學の永久の性質の中に存在を要求し、當初から結合すべきもので、かくして初めて、吾々の工業の見事な經過の途中で土地が其の永遠の

自然法を活動させるのを防ぐ事も出来れば、吾々の工業のあらゆる果實が吾々の無視に對する自然の復讐によつて汚辱となるのを避けられることが出来る。又、巧みに計算してあつたあらゆる労働機能の分割の途中に於て、國民の人格が突然に醒め、死せる非人間的機械觀に對して憤怒し、此くして、至福なる精神力が國民的社會の咒詛になるが如き事をも避けることができるのである。

アダム・スミスが現代の偉大な學問をしたとすれば、此の偉人、此の無比の學者が獨逸派の見地から國家經濟を觀察し得たとすれば、又、彼が獨逸の労働と獨逸の生命との恐る可き分配を見且つ體驗したとすれば、――總ては彼自身にも明瞭になつたであらう。彼は彼の著作の革命的な、水平主義的な方向を第一に咒詛したであらう。彼もブルケの如く神聖な改宗者となつたであらう。物質的資本の見地からすれば、土地と労働、或は、自然と人間とは正しく彼の記述した通りである。此の場合には土地は單に物質的資本化を助けるだけであり、労働は其の分割性によつて單に資本の應用に資するに過ぎぬ。併しながら、他に尙ほ精神的資本があつて、これは、單位の中にも、全體の中にもかくれて居り、ローマ法や黄金と印度とに對

する一般の流行的努力によつて壓迫せられ、狭められて居るが、遅かれ早かれ、此の輕蔑者に必ず復讐するものであり、一度び現はれれば、壓迫せられたる自然と壓迫せられ機械化せられたる勞働者を再び解放し、全體の經濟的生活とあらゆる事物の價值とに別個の姿を與へるものである。故に、アダム・スミスの定説は誤れるものである。

天地の間に生き、精神と肉體とに同様に依存する吾々人間に取つて、一體如何なる點に於て、事物の單なる物質的秩序が役に立つか。單なる肉體的所有が何になるか。交通の物質的自由が何になるか。現代の流行的制度は、總て、營業と土地とのあらゆる制限の解放に關するアダム・スミスの原則を基礎とするものである。國內の柵は消失してゆく。併し、外には、河岸にも或は海岸にも、柵の代りに壁が出来る、超ゆ可からざる壁が出来つゝある。而して、地方的物質的解放の代りに精神は鎖につながれ、この鎖がまた一切の物質的生活享樂を苦しめる、少くとも一見解放せられた如く思はれるのと同じ程度に壓迫しつゝあるのである。

即ち、總て、意義あり、眞の且つ高尚なる生活は精神的なるものを物質的なるもの

との間の無限の調停によつて生ずるのである。故に、自分は、餘りに精神的なる法律に肉體を、餘りに粗野にして肉體的な效用に精神を與へ、或は法律を肉體に依つて、效用を精神によつて保證せしめ、肉體と精神と、效用と法律とが、自然の示し且つ要求する如く交互に作用しつゝ、一を他によつて保證せしめるのを以て、最も必要なる終極と考へる。自分が科學を如何に考へたか、自分が人間的の及び神聖の事物の本性と其の關係とを如何に見たか、時代と其の缺陷とを如何に批判したか——それに就いては、自分は審判者を將來に期待する。——現代に期待すべきか。現代に對して言ふ可き事を、現代は既により善く知つて居ないのである、知つて居なかつたのである、而して、又、永久により善くは知らないであらう。

第八篇 アドルフ・ヘルド

所得税

租税配分の原則

國家の私法的収入は、それが利得の損失 (lucrum cessans) として臣民の經濟的犠牲を現はす限り、自ら正當に分配せられるものである、而して手数料なるものは、それが實際に手数料であつて、租税でない限り、獨立の諸原則に従つて測定せられなければならないが故に、租税負擔の配分を引離して考察するといふことは正當である。吾々は各個人の經濟的資力は他の者と比較して、租税總體に依り如何なる程度にまで縮少せられるか、租税制度全體は個人の上に如何に作用するか？と云ふ一般的問題を設ける。吾々が個々の租税に就いて論ずる前に、此問題を設定し、且つ回答することが必要である。何となれば、各々の租税は租税制度全體の一

分枝としてのみ作用するからである。吾々が果して個々の租税が善良であるかどうかを判定する前に、吾々は先づ、租税制度全體に依つて實現される所の原理を持たなければならぬ。何となれば、其際、最初の問題となるのは、租税は原理上正當なる制度に適合するや否や、といふ問題であるからである。

之に當つては勿論非常に抽象的な研究に關係することとなる。何となれば、實際に於いては、又其等のものについては其如何なる部分が租税として作用するかが疑問であり、又具體的租税制度の經濟的諸結果を詳細に説明する事の不可能な位に多様の租税と種々なる國家收入とがあるからである。併し乍ら、抽象的研究は必要なものである、何となれば、縦令一切の實際的施設は單に理論的原則の實現に接近するを得るに過ぎないにせよ、尙ほ總ての實地が、今日何等かの理論的原則に依つて支配されてゐる事實を、吾々は見るのである。斯かる抽象的研究に際して、現實から餘りに甚だしく離隔しない爲めに、且つ全然無用なる事柄を提供しないが爲めに、抽象に際して偏頗的となることなく、且つ實在の不可能なる人間と國家に就いて指示しないといふ事が必要である。吾々は無限に複雑なる有機體に

對して抽象的諸原則を定めなければならぬのであつて、單純なる思想上の機構體に對して定めるのではないと云ふことを意識して居るならば、最終に發見されたる諸原理は脆弱なものではなくして、彈力的なものである。夫等は過度に單純ではない、却つてそれに對して適用し得られるものである、そして、解明されたる實際と眞の學理とは、何等對立をなすものではない、と云ふことが證明せられるであらう。然り、若し現在の實際が、多くの理論家にとつて、偶然的な非難す可き施設の無意味なる一聚塊の如く見ゆるならば、現實に於いて發見されたる此無秩序なるものは、大部分、理論家の偏頗的理解力と一定思想の先入主とに歸するものであつて、獨り恕し難き實際の無思慮にのみ歸すべきものではないのである。

ウムベンパツハが其財政學の緒論に於いて、現在の實際は、全然『夫が學理に對して落膽さす可き、澤山な實例以外に餘り多くを示す事の出來ないやうな性質を有する』と云ふとき、其言葉のうちには理論的自己意識が存するのであつて、その自己意識たるや是れ以上批評を要せざる所である。斯くて科學的研究の一方法が此自己意識から生ずるのであつて、それは同一著者の後年の著作に於いて推薦

されたる歴史的統計的方法と全然何等の關係もないのである。ウムヘンパツハは云ふ『最後に、財政學上の範圍に於いて明瞭ならんとすれば、次の以外に他の方法は無いのである、即ち現在行はれつゝある實地から出發する方法と全然斷絶し、其代りに純粹に國家及び國民經濟の觀念からして、如何なる形成物が其所に存在しなければならぬか又獨り存在するを許されるものであるかを、嚴密に論理的なる過程を以て展開しなければならぬ、斯くの如くして現在の實際から妥當なるものとして與へられたる所をば採用し、之に反し到底融和し難き對立に秋波を送る態度を棄て、實際の變質物に就いては、種々、之に對し科學上の判決の烙印を焼きつけるが爲めに必要な限りの注意を施すに止めなければならぬ。』

吾々は現實、即ち實地を觀察する前に、果して國家と國民經濟一般に就いて一の概念を持つてゐるであらうか？而して若し吾々が『嚴密に論理的なる過程を以て發展し』そして『融和し難き對立に秋波を送る』事をしない時、吾々は之に依つて、此世界から諸々の對立を一掃するであらうか？若し財政の實際に於て、非論理的な、系統の立たざる對立があるとするならば、現在の形成物は長き歴史的發達

の所産であると云ふ事と、そして時と共に國家と國民經濟とに關する非常に異つた觀念が勢力を得、夫等は實地に於いて正しいとせられた、と云ふ事とが考へられなければならぬ。そして、若し吾々が現實に於いて、互に争闘せる種々なる見解の痕跡を見出すならば、此等の諸見解を指示するといふことは、確かに科學的研究の價值ある對象である、そしてこれをなす事は、實際を無思慮と宣言し、且つ、國家、經濟及び課税に關する正反對の根本的諸見解の鬭争は、學者の主觀的判斷が一定の觀念及び其論理的發展に對して決定した以上、理論と實地とに於いて永久に終つてゐると信するよりも、正しいことなのである。

吾々は現實を説明し且つ批判する爲めに抽象を用ゐる、併し乍ら吾々は粗暴なる、自己満足的な理論を何等欲しないのである！

若し租税なるものが、國家が、自己の法律に依つて得る所の國民財産の一部であるならば、國家が其必要とし、又それが發見するだけのものを各々の個々財産から任意に徴收する場合には、秩序正しき國家の任務と矛盾するであらう。一方に於いて、臣民の經濟的幸福と財貨の享樂に於ける確實とを保つのみならず、出來る限

りそれを促進することは國家の使命である。かるが故に、國家の危急あるに非ずして個々人を破滅せしめ、又は困難なる窮境に陥れ、或は總ての人をして、其所得たるものうち、幾許が彼等に殘るかを不確實ならしむるといふ事は、いづれにしても、常に許すべからざることである。他方に於いて、若し國家にして、總體の所得の一部が正當なる方法に於いて個人の所得となる事を一度許すならば、其所得は只強固なる法律的秩序に據つてのみ減少されるべきものであり、決して任意に減少されるべきものではない、と云ふことも亦自明の理である——併し乍ら、斯かる法律的秩序に於いて、如何にして自然的公正の原則が實現され得るか？と云ふ問題が殘ることとなる。

アダム・スミスは人も知る如く四つの租税原則を定めたのである、それは吾々が彼れ自らに於いて、租税に對する殆んど總ての著書に於いて見る所である。此等の原則の最後の三つに對しては、恐らく何人と雖も、反對しないであらう。租税は法律上一定し、任意的なるものであつてはならないと云ふことは、今日では自明の理である。租税は最も便利なる時期に於いて且つ最も便利なる方法を以て徴收さ

れ且つ斯く制度を設けなければならぬといふ事、租税はそれが國家に齎す所のものを超過しては出來る限り少く臣民から徴收するといふ事は、同様に自明的に推擧すべきことである、只實際上、納税者にとつて最も便利なる徴收方法は必ずしも最も安價の方法でないといふ點に於いて實行がより、困難なのである。

併し乍ら『各人は國家の保護の下に享樂する所得の高に従つて租税を納めなければならぬ』と云ふ第一の租税原則に對しては、大なる問題と疑惑とが起されるのである。此原則が租税の原理を含むところの唯一のものである。吾々は、斯くの如き原理に關する吾々の研究をば、アダム・スミスの原則に結び付けるのは合理的のことであると思ふ、何となれば一方に於いて、それは總體の文献に對し大なる影響を與へ來つたものであるからであり、他方に於いて、それは一般に便利な強固なる出發點を提供するからである。

要するに、之を簡單に云ふならば、アダム・スミスは、個人所得の比例的課税を欲したのである(註)。第一に研究すべきことは、果して所得なるものは徴税の唯一の正しき源泉であるかどうかといふこと、次ぎには、個人所得に對する租税負擔の算數

的關係のうち配分原理が発見され得るかどうか、又單純なる比例は正しき割合であるかどうかと云ふ事である。

(註) アダム・スミスは本來、累進的租税を欲したのであつて、比例的租税を欲したものでないこと云ふことが、佛蘭西の著者に依つて主張されてゐるけれども、充分なる論據はないのである。餘り嚴密でないアダム・スミスの言ひ表はし方に在つては、斯くの如き疑惑は可能なことである。——が何れにしても、彼れに依り、且つ彼れ以來、個人所得の比例的課税論は有力となつたのである。

最後に、租税に依つては只國民の所得のみが減少を蒙るものであるか、或は資本も亦減少を蒙るものであるか、換言すれば、若し國家がその爲す所の總てのことをば、經濟的手段なしにしたとするならば、資本はより大になるかどうか、或は、總税額は消費の制限に依つて償はれるかどうか——それは決定し得ざる一の問題である。正に租税が生産の増加の衝動となり、又生産の増加の衝動となることなく、爲めに高められたる投下労働が、常に一つの負擔であつたけれども、交換價值から見た所得は減少することさへ可能である。随つて吾々は、納税時期の初めに於ける資本及び其間に生じたる總所得をば、租税と國家行爲とから獨立したる一定

の大いさと目するといふ行き方を爲し得るのみである。そして茲に生ずる問題は、租税納付は、直ちに回収せられることなくして、國民資本の既存の一部分が臣民に依る生産的使用から奪ひ取られるといふ豫期の目的を、若しくは確實に指示し得る結果を持つか、又は、資本から分離せられたる享樂財貨が減せられたといふ事のみを指示し得るのであるか？

第一の結果は非常なる難時に於いて租税の強制的引上と高率の所有變更税に際して生ずるものである。國家の維持は經濟的資本の維持に優先するが故に、第一の結果は難時に於いて正當である。之に反して、國民資本の一部を偶然なる機會に於いて、より高き目的に使用するために國家に齎す所の高率の所有變更税は國民資本を害し、随つて未來の國民所得を害するものである。若しそれが不必要なるときは次の原則と衝突するのである。此の原則は、國家目的の爲めにする支出は、個々人の維持及び快樂の支出と同様に、おそらくは、現在の利益から償はれなければならぬ、何となれば、國家が個々人に徳性を禁止し乍ら、何故に國家が難事なくして後代の營利手段を制限すべきかを解明する能はざるが故である、と云ふ

にある。若し國家が斯かる租税なくして其目的を遂行することが出来、且つ、其臣民の消費を過度に壓迫しない所の他の租税を徴收することが出来るならば、何故に斯かる資本税にその逃路を求めなければならぬか、といふ理由を洞察することは出来ないのである。

併し、既に前に租税の配分論に於いて、此等の租税は、正當にして且つ善良なる關係に於いては只一つの例外に過ぎないと云ふ事、そして、その租税は必ずしも回收し得られざる國民資本の減少を來すものではないと云ふ事を述べた。屢々租税が直ちに所得から回收されることがあり、又は此事實に依つて他の者に與へられたる租税軽減は彼れをしてより速かなる新資本の集積を可能ならしめることが出来る。併し乍らいづれにしても不生産的負債を償却するところの國家は、國民資本に對して、斯かる租税を妥當なるものと主張することが出来る、何となれば、償却されたる不生産的國家負債はいづれも以前の債權者を刺戟して眞實資本を投下せしむるに至らねばならぬからである、即ち租税納付者に於いて國民資本の減少を來たす一方に、以前の國家の債權者に於いては國民資本の増加が現はれるからである。

即ち斯くの如き租税は例外として許される——恐らく、夫等は惡き租税制度の間隙を塞ぐが故に、比較的小さき惡として却つて望まじきことであらう。併し乍ら如何なる場合に於いても例外なのである、そして原則としては、租税なるものは第一に只國民所得からのみ徴收されなければならぬと云ふ根本命題が残るのである。

如何なる實際的租税も個々人の幸福に於ける、急速に現はれ來たる週期的變化に對し全然充分なる顧慮を拂ふことが出来ないからして、只總所得からのみ支拂はるゝことを欲する所の租税に在つても尙ほ、定限的たる、前拂的たることを問はず、個々人の資本から支拂はれると云ふ事は避け得ざることであらう。併し乍ら是れも亦、單に一つの例外であり、實際上の理由からして不可避なる不完全に過ぎないのである、それは一般に次の原理を定めることを阻止することは出来ないものである。

(1) 總ての租税は出来る限り國民所得からのみ支拂はれねばならぬ。

租税と所得との此關係は正當である、且つその限りに於いて吾々はアダム・スミスに反對することは出来ない。

(2) 吾々は更に一步を進めて尋ねる『個人が負擔する所の、そして一般的に言ふならば個人から財産減少と感ぜられる所の租税も亦、個人の所得からのみ支拂はれなければならぬか、そして出来る限り其資本に影響を及ぼしてはならないか？』

此問題も亦然りと答ふ可きである。若し第一の原則が履行せられるべきものであるとするならば、斯くなすといふ事は一般に必然である。若し個人が租税を納める爲めに、彼れの資本に手を付けなければならぬならば、夫れがために殆んど常に、國民資本は蠶食せられることとなるのである。併し乍ら、此事は單純に逆にして考へることを許さないと云ふことを述べなければならぬ、換言すれば、個人が自分の見地からして彼れの所得と目するの権利があり且つ、事實上國民所得の一部分でない所のものから支拂ふことが可能である(第四章の終りを参照)換言すれば縦令個人に於いて彼れの租税が其資本を減じないと云ふ事を吾々

が確實に知つたにしても、吾々は尙、第一の原則が履行されたかどうかを常に必ずしも確實に知らないであらう。併し第一の原則が履行されたかどうかの判定に於いて、第二の原則が履行されたかを知るといふことを以て、實際上満足することが出来るのである——吾々は他の何等の規範をも持たないが故に、實際上の不完全は避けることが出来ない譯である、そして第二の原則が第一の原則と一致しない場合は、只例外に過ぎないのであるから。

併し乍ら尙、吾々をして、第二の原則に對し第一の原則と等しき價值を與へないやうに強ゆる所の他の理由がある。第一の原則は、其内の公正が確立する所の、そして實際的實行性に就いては吾々が何等の思考をもなすに及ばない理想的規準として表はされ得る一般的定理なのである。之に反して第二原則は、個人に於ける具體的徵税に關係するものである、またそれが故に、果して個人が實際上如何程の租税を支拂ふかを知り得るかどうかといふ問題が起るのである。第一の原則に於いては、既知の大きさであるところのその總収益から見た總ての租税に就いて論じてゐるのである。第二の原則に在つては、吾々は個人が負擔する所の租

税に就いて云ふのである、而して是は決して數字にて云ひ表はされない大いさである。吾々は、或る人が如何程の直接税(課税と経費税)を國家に納めるかを述べる事が出来る。吾々はまた、課税されたる物件の個人消費を詳細に知るならば、彼れは法規の意志に従つて間接税に對し如何程を納めなければならぬ、いかも亦述べることが出来る、併し乍ら彼れに依つて實際に負擔せられる租税が、此兩者の金額と一致するかどうかは吾々の知る所ではない、何となれば、國家の確定せる意志に反し、間接税のうち、一部分は仲介商人の負擔に留まつて、消費者に轉嫁せられ得ない一方、彼れは法律の缺陷ある意志に反し、彼れに依つて納付される直接税の一部分を轉嫁しないかどうかは疑問として残るからである。吾々は轉嫁問題に就いて上に引用したる論文に於いて(チュービンゲン雜誌、一八六八年刊行)既に詳細に述べたから、詳論は之に倚ることゝし、茲では單に次のことを繰返へすに止めよう、即ち實際に起る轉嫁の量は決して確定的に述べることが出来ない、何となれば若し租税が存在しないとすれば、吾々は、個々人の所得關係、即ち彼れの獲得せる價格は如何なるものであるかを、知らないからである。多くの人が轉嫁の上に餘

り重きを置き過ぎると云ふ點に於いて、吾々はシュモラーと一致するのである、そして現在行れつゝある轉嫁を訴へ乍らも、各々の任意の租税制度をば善良にして公正なるものと公言することを欲するの點に於いて全然反對である。——併し乍ら、不定なる程度に於ける轉嫁の可能性は、大抵の租税に於いて許さる可きである、そして此事は吾々をして、個々人に依つて實際に負擔せられる租税を嚴密に知ることが出来ないことを主張することを強ゆるのである。實際的轉嫁の量に對する總ての實證的主張は常に爭論し得るものであるが故に、直接税なるものは凡て全然轉嫁せられざるものであり、之に反し、總ての間接税は完全に轉嫁せられるものであると云ふ事を、實際上平均的に假定し、且つ此假定から個々の租税の影響を判定するより外には、事實上吾々に途はないのである。併し乍ら、嚴密に云へば、吾々はそれを以ては只租税法の意志のみを判定するのであつて、其實際的結果を判定することゝはならない。

是れが故に縦令第二の原則が、只個々人の個人所得と租税負擔との間の極めて一般的なる諸關係をのみ定めるにしても、尙ほ此關係は既に極めて假說的なもの

である、且つ互から控除して考へられる所の大いさは、吾々が嚴密に知ることの出來ないやうな種類のものである。随つて吾々は第二の原則に、何等の獨立的理論的意義を附與することが全然出來ないのである、それは只、本來問題とせられる所の第一原則が履行されたかどうかを知る爲めの、極端に不完全なる、併し乍ら唯だ實際上にのみ考へ得られる測點を與へるに過ぎないのである。

アダム・スミスが彼れの第一租税原則に於いて言ふ場合、彼れは其際、『收入』 Revenue と云ふ言葉を使つたのであつて、『所得』 と云ふ言葉を使つたのではない。吾々は、此レヴェニューといふ言葉を所得 Einkommen といふ言葉に翻譯することに何等の躊躇をもしない、何となれば、アダム・スミスのいふ Revenue と云ふ言葉には、縱令其言葉が嚴密に定義せられてないにしても、ヘルマンの所得に對する概念と極めて近似する所の一の意味が結び付いてゐるからである。此事は、第三の問題に吾々を導くのである、是れは一度び租税負擔と所得との間の關係が問題となる以上答へなければならぬものである。

(3) 若し吾々が、避くべからざる不完全と缺點とにも拘はらず、實際上は、個々人

の負擔すべき租税をば彼れの個人所得の一部分なりと考へることを強要せられるならば、吾々は其際、ヘルマンの云ふ意味又はリカルドのいふ意味に於ける所得を、若しくは、多少修正を加へたるヘルマンの所得を考へなければならぬか？

リカルドのいふ所得税即ち資本家的業務の純収益の意味に於ける所得はいづれにしても、任意の他の名稱の下にあつてさへも、租税論から全然追放せらるべきところの一の觀念である。若し其際、國民全體に於ける經濟的手段に對する租税負擔の割合に注目するならば、勞働人民の總賃銀を目して、租税の觸れてならない或物とする事は全然誤りである、國家は總ての者に取つて一の慾望である、國家の存在は總體の者に取つて個々人の生活よりも必要である。随つて國家は當然、人間の慾望満足に使用せられ得べき財貨の總體の範圍から自分の生存手段を汲み取るのである、而して、勞働者が受取り且つ消費する所の賃銀も亦之に屬するものである。若し只所謂地代と資本利子と、而して企業家の生活費を引き去りたる企業利得とのみを、國家が汲取るべき財産範圍として國家に宛がふことを欲するならば、二つの誤まれる見解が是認せられることとなる。其一は、國家は只生産に對

し且つ生産の奉仕の爲めに存在し、而して只、生産の主人たる者の自由過剰からのみ或物を取らなければならぬと云ふ見解である——併し斯くの如き過剰が缺ける限り、生産から或物を取る事よりは、寧ろ國家が終りを告げなければならぬこととなるのである。其二は、勞働者なるものは國家に對して完全なる權利義務を有する市民では全然なくして、何等自由なる又時には制限に堪え得る享樂を持つこと能はず、如何なる状態の下にあつても單に其勞働力の維持に缺く可からざるものだけを得るに過ぎない所の生産用具であると云ふ事を意味することにならう。簡單に云へば、曩の如きは、世界に禍を興へたる彼の評判悪き原因結果の轉倒たるリカルドの賃銀鐵則(註)を承認することにならう。ヘルマン以前の古き所得論は一般に、經濟に於ける人間の目的に關する打破せられた見解の産物である、隨つてそれは特殊なる場合に於ても租税論の亦全然適用し得ないものである。

(註) 夫に關しては、一八六九年刊行のヒルテブランド年鑑に收めたる、プロシヤ、ライオン州に於ける貸金組合に就いての拙論及び一八七一年刊行の前書中に收めたる、賃銀に關する英國に於ける最近の見解に就いてのフレンタマー氏の論文を見よ。
ヘルマンのいふ所得に於ける控除も亦なさる可きではない。此の事は二つの

方法に於いて起るのであつて、即ち、只自由所得をのみ租税基金として取扱ふの、又は、所得のうち只實際に消費せられる部分にのみ課税することを欲するのとであつて、後者はまたより、簡單に支出課税とも名付けられ得るのである。

若し自由所得のみに課税せんと欲するならば、即ち全所得の中から生活最少限を引き去らんと欲するならば、それが爲めに、他の言葉を以てリカルドを再び王座に置く事は必要でない。以上のことを以ては、如何なる租税も個々人の生活を不可能ならしめてはならぬと云ふ事が全然容易に主張され得る。若し是れ以上を主張しないのならば、即ち普通時に對して完全に承認する價值ある原則を定めるならば、全く貧乏なる國家社會の諸成員をもつと寛大に取扱ふ事に依つて此希望を有効ならしめ得るのである。之に反してそれは、各人に於いて其の所得の一定額を租税の觸る可からざるものとして始めから引き去つて仕舞ひ、隨つて生活最少限に達せざる所得を持つ所の一部臣民を必然的に租税免除者と公言すべき何等の意味も持たないのである。此事は常に間接税の存する所に於いて、絶對的に實行不可能である。又個人の見地に立たうと、總體の見地に立たうと、それは原理上

誤である。縦令生活最少限度が斯くの如く低く置かれたにしても、人間の生活手段から其の百分の一を租税として取つても決して危険ではないのである。納めたる租税が國家の扶助に依り再び充分に辨償せられる事となる貧民を除いては、健全なる國家に於いては、少額の租税に依つて國家に對し其の義務觀念を實證する場合には饑餓に陥らなければならぬといふやうな人民の階級は決して存在しないのである。併し乍ら、若し社會全體の立脚點に立つて、只總體の自由所得のみが租税源泉として役立ち得ると主張するならば、之を以ては、單に全然自明の事は自由、所得全體を吸収する事に決して成功しない、若しくは之を想起しない。そして國民全體に對する生活最少限度は勿論侵害せられない——併し乍ら例外的な國家の難事に於いては是れは起り得るのであり、又此場合に於いて之を禁じやうとするのは誤りである。何となれば、それは國家に於ける最も無價値なる者の生活をば、國家自體よりも高きに置くことを意味するからである。

若し支出のみを、換言すれば、所得中の資本蓄積に使はれる部分ではなく、只實際

に消費せられるところの部分、租税給付の正當なる源泉と目するならば、之に對して大いに異論なき能はずである。即ち、一方に於いてそれは實際上不可能なことである、何となれば、租税年度の初めに於いては、所得のうち實際に消費せられる部分は知られ得ないからして、只總ての評価を廢止し、凡ての消費財の上に消費税を課することに依つてのみ實行し得られるに過ぎないからである。併し又一方に於いてあらゆる内的理由が缺けてゐる。若し國家が、何等の變化も受けずに將來に使用せられ得る財貨ではなく、只實際に享樂に使用せられる財貨のみ、國家の任務履行の手段を汲出し得る所の基金と目するならば、それは、資本増加を以て國家の維持よりも高き目的と思惟すると云ふ説明しか與へられないことになる。若しくは、社會は、國家が租税徴收と資本蓄積のプレミアムとを結びつけるであらうと云ふ希望に對する——一の不器用なる形態に過ぎないこととなるのである。——是れ如何なる場合に於いても、國民所得に對する關係を國家と争ふことに導くことを許さざる非實地的希望である。資本増加に使用される所得部分の課税は、一方に於いては新しく得られたる資本の、次にはその資本から得られる収入の

二重課税を惹起するといふ主張は、之を以下のやうに反駁する事が出来る。即ち、同時に消費し且つ節約する一人の人間が租税支拂の結果より、少く消費するか若しくはより、少く節約するかどうかといふことは、いづれにしても、舉證し得ざることである。けれども縦令節約に運命付けられたものゝ一部分が租税として出てゆくにしても、尙ほ節約せられるであらう、何となれば、節約者にとつては、現在と未來の課税あるにも拘はらず、新資本の未來の利子の方が現在の享樂よりも好む所であるからである。二重課税は、實際上より、多くの所得が時と共に會合する所では妨害にはならぬ。一般に現在のところではまだ、個々人が如何程を納付しなればならぬかを、吾々は問題として居るのではなくて、租税なるものは一般に如何なる財貨量のうちから支出せられ得るものであるかを問題とするのである。——而して、此財貨量のうちから、節約されたものを除外するといふ事は理由なきことである、何となれば、それは如何なる場合に於いても使用し得られるものなのであるから。

斯くの如くにして吾々は第三の問題に對しては、次の如く答へなければならぬ。

即ち、一國家の總租税収入は、ヘルマンの云ふ意味に於ける國民所得全體の割り切れる部分と考ふ可きである。賦課に際して常に總所得の一部分がある所、其所には租税が徴收せられてもよいものゝ一部分がある、換言すれば、(本來の) 所得の受得者はもとゞ、租税義務があるのである。

其際吾々は、(前の第四章を見よ) 實際上に基く理由からして、外面上所得のあることを認知せられる所の者は、いづれも又現實に、所得を有するものであると云ふ大體的確なる擬制の援助を藉らなければならぬ。

縦令小なる擬制の挿入に依つて發見されたとはいへ、吾々が茲に得たるところの第三の原則は、實際上最も重要なものである。所得を有する一切の臣民は租税義務がある、而して只彼れが臣民であり、且つ所得を有する、換言すれば國家がそれについて權利を有する基金から何物かを得ると云ふに外ならぬところの理由に依つて課税せられなければならない、と吾々は云ふのである。此原則を租税義務の普遍性の原則と名付けることが出来る。此原則は、實際上何等の所得も存在せざる所に例外的に所得を假定する可能性を妨害することの出来ない程、吾々にと

つて必要である——併し乍ら吾々が此所に無條件的に個人所得と租税義務との間の關係を承認するとしても、或る計算様式に従ふ個人所得の大きさは個々人の租税義務の尺度を與へなければならぬと云ふ事は、まだ少しも云はれて居る譯ではない。

前述の意味に於ける租税の普遍性の原則は大なる倫理的並に政治的意義を有する。此の事を以ては只單に、總ての種類に租税免除と租税特權とは廢止せらる可きであるとなす所の古き公準を強調したのではなくて、人格を其所屬する國家的總體との直接的關聯に齎したのである。經濟的に獨立せる國家社會の各成員は、國家に對して一の義務を履行しなければならぬ。吾々は、生産要素の偶然的所有者としてではなく、また、過剰の受得者としていもなく、只獨立せる人間として租税を支拂ふものである。獨立せる人間と國家——而して此國家は各個々人とつては、個々人的存在の自然的に缺く可からざる補足であり、隨つて國家に關與する事は個々人とつての一の必然である——此の兩者は國民所得に關係する。國民所得なるものは、國家的に結合したる總ての人間の協力に依つて生ずるもの

である、而して總ての此等の人間が國家に依つて一の統一を形成すると云ふ事は、各人が其人格に對して外的に認知し得る方法で國家と國民所得を分つことに依つて、換言すれば、各人が其各個所得の一部分を國家に與へることに依つて、最もよく現はれるのである。

此の倫理政治的意義のために、只派生的所得をのみ有するところの、換言すれば、經濟的には獨立しないが、併し例外的に其の社會的及び政治的地位に於いて、完全に獨立せる本來の所得の受領者と同等である所の人々にも同じ様に課税し、そして、彼等の派生所得をば、其派生の源泉たる本來の所得の受得者に於いて計算外に置くといふ事は善い事であらう。吾々が、幾何といふことではなく、只何人が租税を支拂はなければならぬかを問ふに過ぎないならば、前と同じ理由からして、その所得なるものは總所得の一部ではなく、只彼等の立脚點から所得を持つ所の凡ての人々に課税する事は、争點なき所である。例へば國家の債權者は、縦令納税者に於いて、不生産的なる國債の利子支拂に對する彼等の貢獻に應じて何等の割引もなされないにしても、租税を免れることが出来ない。各人の租税義務なるもの

は、經濟上は、彼れが一般的租税基金、即ち國民所得に參與すると云ふ事を基礎とする。——政治上では、各人は國家に於いて諸々の權利と義務とを有すると云ふ事、而して、經濟的手段を獨立的に處理するや否や此の義務は經濟的表白を採らなければならぬと云ふ事に基くものである。若し二つの理由が一人の人間に於いて例外的に當嵌らないことがあるならば、租税義務の一般的構成に對しては、只政治的理由のみを以て充分であつて、經濟的理由の存在は假定せられると云ふ事は、政治的正義の命令である。

所得の經濟的基礎の上に立つ租税の普遍性の原則をアダム・スミスは平等の原則若しくは平均の原則、云ひ換へれば比例の原則にまで擴張する。

それに對してアダム・スミスの論證するところの理由は極めて簡單であつて、彼の體系に全く適合する。彼れは、國家の保護の下に、享樂される所の收入に就いて論じ、そして更に是れを詳述する（第二章引用書參照）。租税の比例性といふことは、國家は保險會社に外ならない、而して租税は保險料であるとなす見解の簡單にして必然的なる歸結である。若しも個々人の所得が、彼れ獨りに依つて得られ

たるもの、國家なき個人に依つて得られたるものと考へられるならば、國家が生ずる所以の保險契約は、凡ての者が保險契約高の平等なる百分率を保險料として支拂ふといふ風に約定せられるのは當然なことである。

それと等しき立論の根據は、多くの他の著者に於いても見出だされる、（後條參照）而して、所得が此の意味なのであるか或は彼の意味なのであるか、或は收入に就いて論じてゐるのか或は所得に就いて論じてゐるのかといふことは、此點に就いて何等原理上の區別をなすものではない。併し乍ら此の立論の根據は明かに、國家の本質に關する古き觀念を拒否すると共に崩壊する。新しき觀念は此定理をば、他の根據に依つて救済せんと欲してゐるのである、何となればその定理は、簡單であり且つ好都合であり、且つ表面的に考察するならば、平等と自然的正義との觀念に適應するからである。ところで各々の他の立論の根據に於いては、その定理は、之を徹底的になすならば、證明せられざる儘に終るか、或はそうでなくとも、大なる屢々專斷的なる多數の例外をそれに作らなければならぬのである。

アダム・スミスは、勞働なくしては何等の交換價值もない、又、勞働は總ての價值の

基礎であると云ふ正しき思想を提唱した——併し乍ら、此の事を更に擴張して、勞働を價値の尺度となすに至つたのは、それは誤りであつた。それは因果關係を單純なる算數的公式に分解するのに容易であるが故に誤りであつたが、然かも喜んで受け入れられた。同様に、所得は租税義務の經濟的基礎を構成すると云ふのは、正しい、併し乍ら前者は後者の尺度でなければならぬとするのは誤りである。吾々は既に、租税義務の基礎としては、只ヘルマンの云ふ意味の所得のみが役立ち得ることを知つたから、吾々はそれ以上の論證をば、ヘルマンの所得は租税義務の尺度ではあり得ないと云ふ事の上に局限することが出来る。

吾々がスキムスの立論を棄てるならば、定理を最も簡單に次の様にして助けることを試みる事が出来る。即ち、國家は國民所得の一部分を使用する。國家が既に分配したる後、個々人に於いて此の國民所得の一部分を集めなければならぬとするならば、各人が相對的に等しき部分を支拂ひ、以つて、各人に残るところの殘餘は他の各人の得るところの殘餘に對しては、最初各人が得たところの全所得と同じ割合であるのが、最も公正なことである。例へば、總體の國民所得はAに等し

いと、國家が使用する租税總額をP分のAに等しいとする。Aは $a_1 + a_2 + a_3 + \dots + a_n$ に等しいとする、此の場合に a_1, a_2, \dots はAがそれごとく分割される所の個人所得を意味する。國家はP分のAの總量をば直接に取るに非ずして、 a_1, a_2, \dots から取らなければならぬから、國家が凡てに就いて $\frac{1}{P} a_1, \frac{1}{P} a_2, \dots$ を取るのが、最も正當な事である。最後に個々人に残らなければならぬ所の國民所得の部分、即ち純粹に分配さる可き部分の額は只 $A - \frac{1}{P} A$ のみである。即ち、それも拘らず、Aの一部分を所得として取つた所の個人は、結局は、餘り多くを得過ぎたこととなる、何となれば彼れはたゞ $A - \frac{1}{P} A$ の一部分のみを分配さる可きであるから。各個人が幾何を取り過ぎたか、随つて租税に依つて彼れから幾何程を取つて差支へないかを計算するために、吾々は次の比例式を置く。即ち

$$\begin{aligned} A : (A - \frac{1}{P} A) &= a_i : x \\ x &= a_i (1 - \frac{1}{P}) \\ &= a_i - \frac{1}{P} a_i \end{aligned}$$

即ち個々人に對す租税額は $\frac{1}{P} a_i$ である、換言すれば比例的所得税を持つこととなる

る。

併し乍ら此事を以ては只だ、比例的所得税なるものは凡そ考へ得可き最も簡單なる租税配分の原理である、と云ふことが證明せられるに過ぎないのであつて、比例的所得税が最も公正なるものであり且つ唯一可能なるものであると云ふ事を證明するものではない。蓋し、上の比例の作成は、認知し得る大きさに依る各個人所得は總所得の一部分である、と云ふ假定から出發するものである。即ち吾々が前章に於いて知つた如く、是れは正しくないものである、随つて、縱令吾々が正當なる方法で個人所得の存在を一般租税義務の理由として假定することが出来ても、簡單なる計算に依つて個人の租税義務の尺度を決定するの可能性は吾々に缺けてゐるのである。上の比例は更に國民所得の個人間への配分は、如何なる事情の下に於いても、國民所得がより大であらうと、より小であらうと常に、一人の臣民と他の臣民との間の等しき數學的割合に従つて行はれなければならないと云ふ事を前提とするのである。即ちそれはMとNとを二人の臣民とし、MはAに等しき國民所得に於いて、 $\frac{M}{N}$ に等しき個別所得を得、Nは $\frac{M}{A}$ に等しき個別所得を得るとするならば、之を以て必然的に、國民所得がAに等しからずしてBに等しき場合には、Mの個別所得は $\frac{M}{B}$ に等しく、Nの個別所得は $\frac{M}{B}$ に等しくなければならぬと云ふ事を前提とする。

此の前提は誤りである。何となれば交通に於いて個人又はある階級が國民所得の一部分を獲得する所の相對的力は、國民所得の大きさに依つて變化するからである。吾々はいま、只最必要物のみしか有しないところの労働人民と、そして少數の富裕なる企業家及び土地所有者が存在すると假定しよう。さて國民所得が減少するとしたならば、労働者は如何なる事情の下に於いても、彼等の所得がその絶對量に於いて不變であり、損失は、獨り所有者に又は主として所有者の上に歸するやうに努力するであらうし、且つ又一定の程度までは之を達することが出来るであらう。又若し國民所得の増加を假定するならば、分配關係は土地所有者が相對的により多くを得るやうに、容易に變化することが出来る。

簡單に云へば、國民所得が個々人間に分配せられる割合は、個々人の力と權利とに依つてのみ決定せられるものでなく、又國民所得の大きさと無關係なものでもな

い。随つて、縦令吾々が租税負擔を以て、個々人間に割宛てられたる國民所得の減少と考へることが正當であるとしても、租税の比例性なるものは未だ此の見解からは生じて來ないのである、何となれば、個々人の總體が、より大なる總所得に分配せられると同じ比例に従つてより、小なる總所得に分配せられなければならぬと云ふ必然性は、存しないからである。

併し乍ら、此の必然性が存在するとしてさへ、總所得を分配すべき割合は、國家の絶對的に觸れられてはならぬものである、若し國家が夫を變じようとするならば、國家は不正なる行爲をすることになるといふ位に、自然的に公正なものであるとなす定理を、吾々が同時に立てる時に於いてのみ、租税の比例性は拒否す可からざる公準となるに過ぎないであらう。

併し乍ら實に、個々人間への所得分配は、決して自然的正義の所産ではない、所有物は獨り所有者自身の勞働のみから淵由するものではないと同じ様に、個人所得の大きさは獨り個々人の勞働にのみ依存するものではない。個々人間への總所得の分配は寧ろ極めて種々なる因子の所産である。即ち歴史的に形成せられた

る權力關係、現在の法制、豫定す可からざる事情（幸運）——最後に多くの因子の一として自己の勤勉及び自己の才能がある。諸種の事情斯くの如くなるるとき、誰れか國家に對し、其の租税立法に依つて、所得分配の他の動機にまで、所得分配の比例をも共に規定する新法制を施行することを禁ずることが出來やうぞ。國家が其の租税配分に依つて、自由交通に依る所の堪え難く感せられる所得分配に、適當なる救済を施すことを試みる場合に、誰れかそれを不正且つ自然に悖戻するものかと考へ得るであらうか？

唯一に許さる可き配分尺度としての租税の比例性は、自由放任主義 (*Laissez faire et passer*) の不當なる前提の干渉に依つて上に得られたる一結果に外ならない。

併し乍らまた全然吾々の見地に立ち、その見地から比例性を辯護しようとする試みることが出來るであらう。即ち、各人は彼れが所得を持つが故に、租税を支拂はなければならぬ。個々人が租税として與へる所のもの、それは、彼れ自身の享樂から遁れ去るものである、随つて彼れは租税を犠牲として、經濟的負擔として感ずる、何となれば、國家目的の履行は個々人に對し、經濟上評價し得る何等の利益をも齎

さなからである。随つて、此の負擔と犠牲との感じが總ての人に於いて等しいと云ふのは、公平なことである。若しアダム・スミス自身の論證を、國家に依つて交換的に與へられる保護に對する平等支拂の學說と名付けるならば、吾々は茲に犠牲平等説を持つことゝなるであらう。

租税を偏頗的に負擔と考へるといふことは正しいが故に、此の學說の根底には一つの正當なる思想が横はつてゐるのである。——併し乍ら、只茲に問題となるのは、此の犠牲と負擔との感じに對し、一般に一の共通なる計算尺度を見出だすことが出来るかどうかといふことである。個々人に對して負擔が如何に大であるか、犠牲は個々人に依つて如何に重く感じられるか、といふことは常に總て彼れの個人的關係に依存する所のことである、而して各人に依つて只彼れの主觀的判定に依つてのみ、各々特有に評價せられるものである。縦合ベルヌイリの利得と損失との道德的價値の學說を適用するにしても、個々人は、客觀的にして且つ普遍的に妥當なる評價を自らに對する尺度として決して承認しないであらう。

若し一度『犠牲平等』説を承認するならば、單純なる比例的所得税は明かに

空中樓閣である。何となれば、各人の所得のP分の一を支出するといふことは、各人に平等なる犠牲を與へるものだとすは、如何なる場合に於いても誤りであるからである。随つて、此の根本原則からして比例的租税の各種の修正がなされた。例へば、租税がそれと比例しなければならぬ所の所得のうちから、生活最小限若しくは租税を取られざる資本化部分を控除したのである。是れを云ひ換へれば、貧乏階級を餘りに壓迫しない事は公正であり、而して、所謂賃子所得には賃子から生ぜざる所得よりも高く課税するのが正當であるといふ事になる。併し乍ら、此公正感情なるものは個々人の所得から一定の計算的大さを引き去るならば、而して殘部に對して租税を比例するやうにするならば、一般に妥當に満足させられると云ふ事は全く證明されてない。生活最小限度の願慮も亦一般に實行不可能なものであることは既に上に述べた所である。

『犠牲平等』説から生ずるところの比例的租税の根本原則の一の極めて根本的なる修正は累進的租税である。いま二人の臣民を考へ、其の一人は三百ターレルの所得を有し、他の者は三萬ターレルの所得を有するとするならば、後者が其の所

得の百分の十を納付する方が、其の所得の百分の五の喪失が前者に齎するよりも少き個人的犠牲なることは明かである。より大なる所得から相對的により大なる百分率を租税として取るといふことは、一般に無條件的に、犠牲平等の觀念に照應する——併し乍ら一般的に通用する計算の尺度を得ることは出来ないであらう、何となれば、無限に多く考へ得る累進の割合のうちで孰れが唯一に正しいものであるか、且つ又、一度び選ばれたる累進率は、事の性質上無限に連續することの出来ないものであるからして——何となれば、さもなくば累進率が個々人の全所得を租税として嚙下し去ることゝなるから——抑々孰れの點に於いてその累進率は止まる可きであるかといふ問題は、永久に解決されないであらうからである。

『個人的犠牲の平等』の根本原則は、それ自體に於いて眞理である、併し乍ら此の基礎の上では、個々人の所得と租税負擔との間の何等の算數的關係も、唯一の公正なる租税配分原理として見出だされ得ないのである。今述べたる此の方向に於ける諸々の試みは、何等眞實なる且つ充分なる結果に導かない、——而して是は斯

くならざるを得ないのである、何となれば所得なるものは一般に、個々人が拂ふ所の個人的犠牲の測定に對して何等の有用なる基礎でないからである。

交換價値に於いて測られたる個々人並に國民の所得は、自分に對して與へられ得る享樂の分量に對して的確なる尺度を與へるものでない事は、既に前に述べた所である——随つて又それは失はれたる享樂即ち犠牲に對しても尺度となり得ない。個々人の交換價値所得は、個々人が經濟的價値を處分する力の相對關係に對し、吾々に尺度を與へる——併し乍ら相等しき價値を處分する人々は、其の故を以て常に必ず相等しきだけを享樂し且つ相等しきだけを不自由すると云ふ譯ではない。此の差違に對する諸理由の一部分は、既に之を述べた。外的に相等しき交換價値の二つの所得に於いて、其の所得を以て満足させられ得るところの享樂の分量は、價格決定の諸要素の不等に依り且つ同一國の異なる地方に於ける、絶對自由財貨の不等なる量に依つて相違し得るのである。是れに對する單純なる例として、相等しき所得を有し、その一人は田舎に住し、他の一人は大都市に住する所の二人の人間を比較しよう。前者は普通の食物をより安價にて得、自由なる健康

に善き空氣の享樂をたゞで得られる。之に反し、後者は教育、藝術享樂等はより安
價に得るが、家屋及び食物に對してはより高く支拂ひ、且つ、一度び自由なる空氣を
享樂しやうとするならば、金を出して乗物に乗らなければならぬ。

併し乍ら、獨り此等の理由のみが茲に考察されるべきものではない。今、一人の
有閑貸子生活者と一人の勤勉なる簿記掛とを假定しよう、而して各々二千ターレ
ルの所得を所有するとする。併し乍ら、前者は是れと同時に、閑暇の享樂を持つ
のである、而して此享樂は、交換價值に従つて評價することの出来ないものであるが、
元來簿記掛との比較上、資本家の方に餘計にあるものであるからして、資本家は貨
幣に依つて購ひ得る他の享樂をより、少なき個人的不自由を以て斷念し得るので
ある。是れに類似せる場合は、茲に二つの家族があると假定し、そのうちの一方に
於いては紡絲、織布、裁縫、料理、洗濯等の一定量の勤勞が家族成員自體に依つてな
されるに反し、他の家族に於いては、其の上使用人に給料を支拂ふ場合である。家族
の成員自らに依つて爲される勤勞は交換價值に従つて評價せられ、而して所得に
計算せられなければならぬ——此の所得部分は他方の家族には缺けてゐる、併し

乍ら其の代りに交換價值に従つて評價せられないところの閑暇と、自由に使用し
得る時間とを有するのである。更に、個々人的關係は、極めて異なる程度に於いて個
人をして其の所得の一定の消費に強要し、而かも特別なる享樂が之に結合してゐ
ないことがあるといふ事實を考慮しなければならぬ。例へば一人の病人は彼れ
の健康の恢復の爲めに、多勢の子供を惠まれたる父は、其等の子供の養育と教育の
爲めに、高き身分は其の身分に屬する者の名譽の爲めに、一定の支出をしなければ
ならぬ、——總て此等は自らの消費であり、自らの慾望を満足するための所得消費
である、併し乍ら、斯くの如き差異は、等しき所得にも拘らず相等しき租税が極めて
不等なる犠牲として感せられ得るといふ作用を及ぼすものである。

之を要するに等しき所得は、不等なる個人的犠牲にて得られ、而して相等しき所
得の消費は、個々人に不等なる享樂を齎す、——隨つて、相等しき所得に對する相等
しき租税は、決して相等しき犠牲ではあり得ない、而して交換價值から見た所得は
一般に、各人が堪え得るところの經濟的負擔の尺度となることが出来ないものであ
る。

上述の諸理由は、個々人の所得と租税が彼等に課する所の犠牲との間には何等算數的關係が存在しないと云ふ事を證明するに充分である。尙ほ其の上に、個々人の所得は測定することが實際上無限に困難であると云ふ事實が加はる。富者に於いては、此の困難の理由は主として、富者の經濟的關係に於ける稅務署の洞察に對して爲される嫌厭に存する、之に反し極貧者に在つては、その困難は事の性質に存するのである、何となれば、此の場合必要となつて來る、彼等自身のなしたる勤勞の評價と既存の有用資本の效用の評價とは、常に最も曖昧に終らぬばならないといふことは明白だからである。即ち所得と租税負擔との間の算數的關係は內的には無價値のものであり、實際上には使用し得ざるものである。

租税の比例性なるものは如何様にするも維持されないと云ふことを、吾々は知つた、更に吾々は、それ自體に於いて正當なる『犠牲平等』の原則を立てるにしても、一般に所得と租税負擔との間の如何なる算數的關係に於いても決して租税配分の原理を見出だすことが出來ないと云ふことを知つた。

斯くの如き關係を普安適當なものとして樹立せんと欲する所の諸理論に對立

して、常に實地は、殆んど愁訴を聞かざる租税をば、善良とし公正となすことに満足するの權利を持つのである。何となれば、實際上、現はれる愁訴の強さは、個人的犠牲の大きさに對する最も確實に知られ得る尺度であるからである。

斯かる實地は、それが如何に粗野に見ゆることも、總ての關係に對し一の單純なる算數的方法を強ひんとする所の細密に形造られたる諸々の偏頗的理論よりも、眞理に對して遙かに近き關係にあるのである。併し乍ら租税配分に關する成心なき理論は、尙若干の他の一般的見地を與へ得るのである、夫等の見地は、租税普遍の原則の外に、又唯試驗的企圖に依つてのみ實現せられ得る稍々不明確なる犠牲平等の思想の外に、有効に規準として使用され得るものなのである——勿論夫等は單に租税政策に附着され得る限界に過ぎないのであつて、最も微細なる點にまで徹底せる正しき政策が派生せられる所の原則ではない。

租税は出來る限り只總所得からのみ流出すべきものであり、而して之に對する理由としては、國家は其の現在の若しくは將來の人民の營利關係を傷害するの職分を持つものでなく、寧ろ國家は人民の營利關係を出來る限り保護しなければな

らないと云ふ事とを説明した。さて、一般に營利關係の上に有害なる影響を及ぼしてはならないものであるとするならば、其の第二の結果として、租税立法が營利方法の不自然なる推移に對する機因とならないと云ふことも望まじきことである。何となれば其事に依つて常に間接的に總所得が減少せられ得るからである。

若し租税の配分にして、一の營利分枝が他の營利分枝よりも遙かに高く課税せられるといふ有様であるならば、例へば、農夫が工業者よりも高き租税を負擔し、又は鑛業に特別の重税が課せられるならば、此事は、人間の慾望の自然的狀態に従つて起るであらうよりも、少き勞力と資本とが過重せられたる營利分枝に投せられるといふ機因となり得るからである。實際容易に起り得ることは、一國に現存する自然的利益が、重税を課せられたる生産分枝に對しては出來る限り充分に利用せられないで、其代りに企業精神がより、効果の少き且つより、不利なる生産分枝を支配する事とである。

個々の營利分枝に對する異なる高さの課税は、是れと同時に、争ふ可からざる自然的公正に悖ることは明白である。何となれば若し總ての人が只單に所得を持

つといふ理由の爲めに租税を支拂はなければならぬとするならば、何故に一つの源泉からの所得に對し、他の源泉からの所得よりも高き程度に於いて租税義務ありと公言せられるかの理由が毫も與へられないからである。そこで吾々は第四の原則として、

(4) 所得は、それが孰れの生産分枝から生ずるかを問はず常に平等なる租税を支拂はなければならぬと云ふ定理を立てるのである——それは簡單に租税平等の原則と名付けられ得るであらう。

併し乍ら此の定理は、單に異なる營利分枝の上のみ關係するものであつて、所得分枝の上には關係しないのである。之を以て直ちに、勞働者も亦地主と同様に課税せられねばならぬと曲解してはならぬのであつて、たと、如何なる生産分枝にも不利益を與へてはならぬと云ふことだけが意味せらるゝに過ぎないのである。此の租税平等の原則は、半ば外見上の、又半ば實際上の多くの例外に支配せられてゐる。既に永き期間を通じて存在せる内國消費税は外見上の例外を形成する、何となれば之に依つて課税せられなければならない者は、麥酒釀造者やブランドー

製造者等に非ずして、消費者なるが故である。そして是れと同時に當該生産を制限しなければならぬ時、それは間接税の必要なる限り、伴はるべき不可避の副現象に過ぎないのである。之に反して、吾々の原則の眞實の例外は、若し何等かの營利分枝が高等政策上の理由から若しくは道徳上の理由から奨励せられ、或は他の一營利分枝が制限せられなければならない時に於いてのみ存在するものであり、又同時に辯護せられるものである。その實例は、一方に於いては鑛山業の一次的免税及び保護關稅に依る多くの生産分枝の保護と、他方に於いては高き火酒醸造税などである。

此等總ては未だ以て、營利分枝を顧慮せずしての個々人間への租税配分の問題に觸るゝに非ずして、只個人の資力の程度を顧慮しての租税配分の問題に觸るゝに過ぎない。富者と貧者とは如何なる程度に於いて納税しなければならぬか？吾々は如何なる比例的租税も、如何なる累進的租税をも、唯一に眞理なるものとして承認することが出来ない。吾々は國家に對する個々人の自然的權利からして、租税配分に對する何等の算數的準則を抽出することが出来ない。吾々は犠牲を

拂ひ得る個々人の能力を、客觀的に測定することは到底出来ないのである。併し乍ら尙ほ吾々は、貧者と富者との間の租税配分に對して、國家が嚴守しなければならぬところの一定の限界を發見する——此限界たるや、吾々が個々人の權利と給付能力から誘導するに非ずして、國家が實に租税並に其他の一切の施設に於いて保護しなければならぬところの一般的利益から誘導するものである。

吾々が、貧者と富者との國民の分割をば、與へられたるもの且つ心然的なるものと假定するならば、總體は貧者並に富者に關して特殊なる利害を有することゝなる。

貧者に關しては、人間らしき生在の手段が、下層の所謂勞働者の階級の所屬者に缺けないと云ふことが切實に希望すべき事である。勞働者階級の成員等は、其の全體が經濟上、國家に於ける自由なる人間と感ずることの出来るやうに、且又、少くとも定期に於ける納税に依つて個人の生存を危険ならしめるが如きことのないやうに置かれなければならぬ。貧者と雖も、彼等が所得を持つ以上、租税を納めなければならぬ、併し乍ら、租税が零落の基礎となり得るといふ位に多くの額であつ

てはならぬ。貧民階級から貯蓄の可能性を、又随つて經濟的飛躍の可能性を奪はないといふ事は、總體の緊要なる利益である。貧民階級の租税は、過重なる税を納める下層階級と云ふ感情、只義務を負はせられ且利用せられるといへども何等の權利をも有しない階級と云ふ感情が形成され得ないやう適度に維持せられなければならぬ。

併し乍ら、出来る限り遵守せらる可きところの貧者の此の保護に對し、富者の保護も亦肝要なものである。富者の階級は總體に對し特殊なる奉仕をなすものであつて、その奉仕は彼等にとつて過重に失してはならない。實に吾々は今日所々に於いて、危惧に堪えざる資本の支配を見る、吾々は、如何なる犠牲を拂つても個人の富を増加さすといふことを以て、人間の最高目的と考へる所の忌はしき極端を見るのは事實である。けれども、此の極めて排斥すべき且つ抗爭すべき常規の逸脱にも拘らず、資本の増加なることは一般の利益である、何となれば、營利手段の増加は享樂財の増加と低廉とを喚起し、而して此の利得は専ら新資本の所有者にのみ歸するには非ずして、其の一部分は總ての消費者に均霑しなければならぬ。

らであるといふ一事は、永遠に眞實である(註)。資本の増加は主として富者に依つてなされる、而して彼等のより大なる所得は新資本のより迅速にしてより有力なる新資本の蓄積を許すものである。若し富者の所得をば租税に依つて餘りに重課するならば、此事は、富裕となるの刺戟を制限するであらう、實に後日の所得あるがためにこそ價值を有するその資本蓄積は減するであらう、そして、處分し得る資力を貯蓄する可能性をば最初から縮少するであらう、何となれば處分し得られる資力のうち既に餘り多くの部分が租税に依つて取り去られてゐるからである。

(註) 新鐵道の布設は旅行せんを欲し或る輸送財貨を享樂せんを欲するところの總ての者に利益を與へ、新製粉所は總ての麵粉消費者にとつて利益であること云ふことは明白である。眞實的國民資本の増加は、先づ誰れか、或る金額を貯蓄し、次いで、斯くの如くにして得られたる經濟上の權力をば自ら眞實的生産手段の作出に使用するか、又は他人への讓與に依つて他人に之を爲すの能力を與へるか、若しくは既に存在せる營利財の購買に依つてその販賣者に此能力を與へる事に依り實現せられるものなのである。新しき生産の道具に對する貨幣資本の關係に就いての他の諸々の議論は、本問題に屬せざる事柄として、茲では寧ろ差控へた方が適當であらう。若し社會主義者の方面からして、資本の増加は單に有産者の暴虐的權力を強める

に役立つものとして、民衆を壓迫する爲めの新手段として譏かれるならば、之に反対して資本所有が極めて少数者の手に集中せられることは一つの社會惡である、が併し資本の増加そのものは總體に對して常に經濟的利得であること云ふ事を斷然言ふ可きである。吾々は實に資本なるものを解して、生産に於いて役立つところの實際的財貨となす、而して、實際的財貨の發生が個人個人に於ける貨幣の獲得に依り、又一般經濟的權力に依つて仲介せられる以上、個人個人の經濟的優勢の裡に資本の本質を見出すことは蓋し趨勢であり傾向である。

此の顧慮は引いて、富者に對し何等顧みることなく課税してはならない、又貧者の課税が富者と對比し極めて些々たるものである位に多く富者から取立てゝはならぬと云ふ結果を生ずるのである。

最善の租税配分は、兩方の顧慮即ち貧者に對する顧慮と富者に對する顧慮とを同時に最も完全に施し、以て總ての者の經濟上の幸福を出来る限り侵害することの少きところの配分たるであらう。此の最善の租税配分に對する算數的公式は存しないのであつて、只試験的にそれは實地に施されなければならぬ、そして常に只最善の租税配分に近きものに止まるであらう。今まで述べた事を第五の且つ最後の準則に綜括すれば次の如くなる。

(五) 臣民の富の種々な階梯に依る租税配分は、貧者の生活を危険ならしめることなく、又富者から新資本を蓄積するの可能性を奪ふことなく、且つ富の總ての程度の利益と義務とを平等に保護することに依つて總ての者の經濟上の幸福を出来る限り侵害しないやうなものでなければならぬ。

是れが吾々が上に述べたる所の『弾力性ある單純ではなく、適用し得られる原理』なのである。それ以上の事は一般的には確立せられない、それは租税政策の一般的理論が非實際的思索に耽るを欲しない以上、設け得る所の限界である。併し乍ら、此等の限界は實際上の租税制度の検討に際して、多數の改革案全部を吾々の手に齎す程弾力性あるものでは決してない。其實行に就いては吾々は豫め多年に渉り充分に吟味しなければならぬであらう。それに就いては後に尙詳細に述べなければならぬ。茲では單に、有事の際に在つては、富者に對する顧慮は貧者に對する顧慮よりも、その重要な度が輕いと云ふことを述べるに止めよう。租税なかりせば資本化せられるであらう所の所得が取られ得る限り、生活を續けるために必要なその所得は、毫も租税に依つて個人から奪ひ去られることゝはならぬ。

い。貧者に對する顧慮は、吾々が貧者なるものを嚴密に解釋し、且つ人間らしき生活をその言葉の狭き意味に於いて考へるならば、最も永い間遵守せられなければならぬ所のものである——そして、之に反し、有事の時に於いて尙常に富者に大なる程度の景氣を與へ、而かも貧者に就いてはその一部分が窮乏に陥るが如き多くの實際的租税制度はないのである。更に一般に、吾々の文明諸國家の實地に對し、正常的狀態に於いても亦言ふ可きことは、富者の顧慮を強調することは、貧者の顧慮を強調する程必要でないこと云ふ事、又國家に對し喜んで犠牲を提供するのより大なる精神に依つて、現在個々の場合について見るに富者がより、良く新租税を負担することが出来るか或は貧者がより、良く負擔し得るかといふ決して確實に決定されることなき争を解決することは、正に富者の道德的且つ政治的義務であらうといふ事である。

租税配分に對する吾々の研究の結果を綜合するならば、三つの準則又は原則に局限する事が出来る、何となれば吾々が確立したる最初の二つの準則は、それが實地に對する指針に就いて論ずるものである限り、第三の準則の中に包含せられてゐるからである。即ち次の諸原則を持つこととなる。

(一) 租税の普遍性即ち所得を有するところの者は總て租税を支拂はなければならぬ。

(二) 租税の平等性、換言すれば、種々なる生産部門に於いて獲得されたところの所得は、其の源泉の種類に論なく、皆均等に課税されねばならぬ。

(三) 向上に努めつゝある貧民階級及び資本を増加する富者の階級に對する不
斷の同時的顧慮に依つて、國民の富と其の増加とを出来る限り保護すること。

第九篇 アドルフ・ワグネル

課税の概念と理由並に租税制度に於ける術語

(二) 今迄述べたる諸點に於いては、歴史的に發達して來て到る處に存在するが儘の租税を考へて來たのである、換言すれば公的團體の財政要求を満たす爲めの技術的手段としての租税、或は、其要求の共同充足を助ける他の充足手段と並んで存在し又其後に生じ來たる手段としての租税を考へて來たのである。今や租税の唯一の目的は此『純財政的』目的のうちに見出さるべきであるや否や、即ち租税概念を純財政的目的に於いて補ふ可きであるや否や、即ち租税を既に概念上此目的の上に局限すべきであるや否や、言葉を換へて言へば、一般に只一つの純財政的租税概念のみが存在するのであるか如何と云ふ問題が起るのである。一般に只一つの純財政的租税概念のみが存在すると云ふ見解は、今日まで文献に於いて、將た理論と實際とに於いて殆んど例外なしに通説となつてゐるのである。併し

本書に於いては既に第一卷（特に第三版第二七節、二〇九頁）に於いて、且つ第二卷（第三二九節）の第一版に於いて別の解釋が代表せられてゐるのである。

此解釋に従へば、租税の『純財政上』の第一目的の外に、尙ほ第二の目的即ち、社會政策上の目的が區別せられ且つ樹立せられるのである。此社會政策上の目的とは國民所得と國民財産との分配に秩序的に干渉するといふ、即ち一般的に云へば一の變化をば自由流通に於いて行はれつゝある分配のうちに實現せしめる目的である。茲では私は、總ての反對論に對抗して、此解釋を固持する者である。私は實に個人所得及び財産の消費にも亦秩序的に干渉し得るといふ位にまで、第二の目的を擴張するのである。斯の如き第二の目的を立てることからして、純財政的概念の外に、擴張されたる若しくは、云ひ得べくんば、第二の租税概念即ち社會政策的租税概念が生ずることとなる。

私の意見では斯る社會政策的目的及び概念の可能は、一般に否定せらる可きではない、斯る目的が事實上既往に於いて現出し又將來に現出することは、縦令夫が承認せられずとするも、同様に否定せらる可きではない。本來争はれ得る點は、こ

のやうな目的が如何にして、又如何なる範圍に於いて、又如何なる状態の下に於いて正當とせられるか又は要求せられられるか、即ち、番に樹立せられることが出来るのみならず、樹立されることが許され、義務とせられ、また必然とせられるかといふ問題だけである。それは最早理論上の目的の樹立及び概念決定の問題に非ずして、實際上の財政政策及び租税政策並に經濟政策及び社會政策の問題なのである。

所で此解釋を拒否し、概念上租税をば財政要求充足の目的の上に局限する人々は、租税史に於ける他の出來事と矛盾することとなる。彼等は、租税の成立をば此目的に歸してゐないからして、若しも論理を一貫せんとすれば、或種の租税から、例へば保護關稅から租税の性質を全然奪はなければならぬであらう、少くとも、斯る租税の徴收高が——例へば現在亞米利加合衆國に於けるが如く——財政要求の充足に必要なとされず、且つ事實上にも亦、少くとも一部分が、此目的の爲めに全然使用されない場合に於いては然りである。保護關稅なるものは、原理上から云へば、一部分は全然財政要求を充足するの手段として役立つものでなく、一部分はただ第二次的に斯る手段として役立つものである、且つ實際上に於いてもそうなの

である。併し乍ら保護關稅（の賦課も税の納付も言葉から云へば適切である）は廣義に於いても、將た狹義に於いても、等しく租税に違ひないのである。

租税が、一部分は上流階級の爲めに（此階級に對する租税特權が存在し、而して多くの消費稅、交通稅、單一直接稅例へば各國に行はるゝ營業稅の如く、租税が事實上逆累進的に作用すが如き總ての場合）、一部分は下層階級の爲めに（此階級に對する租税特權例へば免除と低減——に於いて、所得稅、財產稅、相續稅に於ける累進稅率及び遞減稅率に於いて、財產稅及び相續稅に於いては夫自體が已に最も屢々そうである）分配を變更することに依り、國民所得及び國民財產の分配の上に屢々『社會政策的作用』を及ぼすと云ふことは全然明白である。斯る作用は一部分は欲せられないけれども受入れられたるものであり、一部分は欲せられたる、故意的に實施されたるものである。後者は社會政策的租税目的の實際的結果であり、而かも社會政策の今日の目的に従つて、下層階級に都合よき方向に於いて分配の變更を招致するものである。併し以前の目的は、即ち上流階級を免除し又は輕減する租税制度は、反對の方向に於ける社會政策上の租税目的に役立つたも

のである、尙ほ（縦令常に明瞭に意識されずとするも）矢張り、分配に於ける秩序的干涉の目的に對して役立つたのである。前述の第一目的以外に、原理上一つの特殊なる目的としての此目的を批難する人は、論理上、事實の上に於いて等しく斯る調節的作用をなす總ての租税から——より、精確に云へば、調節作用をなす斯る租税のうち諸要素の當該部分から——少くとも、租税の當該作用が認知せられた作用であり又は欲せられた作用である以上『租税』の性質を奪はなければならぬことになる。

故意的に個人所得の消費の上に影響を及ぼさなければならぬところの租税の徵收も亦——例へば、極めて高額の消費稅が課せられ、随つて消費物を非常に騰貴せしめ、其物品の消費を減少せしめる場合（火酒！）、又は斯る租税に依つて被課稅者の特殊なる目的、例へば勞働保險に對する資金を得る場合は——財政要求の充足に關係しない所の又は單にそれのみに關係しない所の、随つて財政要求の充足と云ふ此目的を置くことは充分でなく、第二の目的が置かれなければならぬ所の、一の過程である。

前述の傾向及び方向の『社會的租稅政策』を原理上辯明することは茲に屬しないことである。斯る政策の觀念は拙著『基礎』に於いて代表せられ且つ打建んと試みられたる見地の結果であつて、それは既に財政學第一卷（第三版特に第二七節二〇九頁）に於いて、其一般財政的斷案に従ひ更に通用せられたる通りである。更に社會的租稅政策の諸々の斷案は『租稅原論』に於いて、特に課稅に於ける公正の諸原理及び公準に就いての議論に於いて、又實際なされたる『純財政的』立脚點と『社會政策的』立脚點との區別に於いて、次に租稅制度の發展に於ける、財産課稅、相續課稅、市場變動利得課稅、消費稅の諸章其他の部分に於いて下されるのである。茲では單に租稅目的並に租稅の觀念決定の一般理論の問題を論ずるのである。

近頃の著者の中でシエッフフレ、ノイマン、フォックケ、ゲーコーンも亦、大體から云つて、此點に就いて私と全然意見を異にしてゐる。ノイマンは私の第二の租稅目的に關するより、詳細なる議論をば、彼れの『租稅論』の第二卷に譲ることゝしてゐる。『租稅論』第一卷、四〇二頁）最も激烈にヘルフェリツヒは原理上反對の態

度を取つた、（シエーンベルヒ經濟學辭典第一版第二卷一一三頁及び第二版第三卷一三九頁中の租稅原論）。最初彼れは、私が私の解釋に依つて、財政々策をば道徳的に墮落さしたといふ——第二版に於いては少くとも言葉の上からは繰り返されてない——非難までしたのである。之に對する私の反駁は同書第一版第二卷二五九頁及び特に、拙著『財政學』の第一卷第三版五〇〇頁の中にある。今茲に於いては尙次の事を附加へて置く。

ヘルフェリツヒは主張する、課稅の社會政策的目的に關する私の言葉は租稅論の形式的綱領であつて、それは常に課稅の種類の上に決定的作用を及ぼさなければならぬのみならず、また公共の慾望が何等の租稅をも必要としなない處に於いてさへ之を施行することを餘儀なくせられるであらうと。併し乍ら斯の如きは恐らく私自身も欲しないことである——是れはヘルフェリツヒが高額の所得と公債化されたる所得に對するより、大なる課稅に就いての私の註解から借用したものである——『隨つて、欲せられない結果を生ずる一つの理論は維持されないのである』と。茲に誤解が有り、又同時に茲に、問題に於いて區別さるべき二つの點の混

同があるのである。財政要求が例へば多くの公共團體に於けるが如く、他の手段から充足されるが故に、何等の租税も存在しない所に於いてさへも、私の理論に従へば、租税が施行されなければならぬと云ふヘルフェリッヒの所論は一の誤解を包含してゐる。私は之を證明する爲めに他の租税概念に對するヘルフェリッヒの引用を用ゐよう。縱令彼れの租税の定義に於ける附加に依つて既に概念上一つの補助的性質を要求すると雖も、全體から見てもヘルフェリッヒが固持する處の租税の一般的財政的概念は、多くの場所に於いて、且つ時には國家に於いてさへ租税無しにやつてゆけるといふ理由を以ては、修正せられ又は全然放擲されるべきものでない、又斯の如き不必要な修正なくとも、常に租税は徴收されねばならぬと云ふ絶對的要求を含んでゐないのである。寧ろ彼の租税概念は只、原則として租税は如何なるものであるか、租税目的は原則として何であり、如何なるものであり得るか、且つ何であつても宜いかをのみ意味するのである。要求充足が租税の徴收を必要としない場合には、只此概念の故を以て、租税を實施する必要は無論ないのである。租税の『社會政策的』目的と概念についても同じ關係である。即

ち目的なるものは一般的に云つて起ることが出来且つ起り得るものである、併し乍ら具體の場合に於いては、單に、分配行程に於ける（且つ所得消費の行程に於ける）租税の斯る調節的干涉に對する必要が認められたる場合に於いてのみ起らねばならぬものであり、且つ起るべきものである。租税に關する事實上の方策は第一の場合に於けると等しく第二の場合に於いても、租税の一般目的の設定と觀念の決定とに依つて決せられるものではなくして、前の場合に於いては財政要求の充足の必要に依り、後の場合に於いては分配行程其他に於ける調節的干涉の必要に依つて決せられるものである。租税が財政要求の充足の爲めに徴收されなければならぬか否かは具體的の財政政策及び租税政策の問題である。租税が徴收せられた場合に財政要求の充足に役立つと云ふ事實は租税の第一の目的と觀念に應當することであつて、その限りに於いて觀念決定の問題である、即ち斯くの如きものとして茲に吾々が論ずる唯一の點である。租税が——要求充足の目的から獨立し或は是れと結合して——所得分配と財産分配とを調節する爲めに徴收されなければならぬか否かは、具體的なる社會及び經濟政策と『社會的』

財政及び租税政策の問題である。斯く徴收されるならば、租税は彼の調節の目的に役立ち又は共同作用をなすと云ふ事實は、租税の第一の目的と觀念とに照應するに非ずして、それから區別されなければならぬ所の、如何なる場合に於いても可能なる、そして時々事實である目的即ち、正に第二の又は社會政策的の目的に照應するのである、且つまた實際上觀念決定の問題に於いて注意しなければならぬ、適切なる概念決定に採用すべき一の點である。——序でに言ふが、私の解釋は、よし人々が之に賛成し又は反對するにせよ、孰れにしても財政政策の『道德的墮落』よりも寧ろその向上に歸着するものである、ヘルフェリツヒが難點ありと公言し、而かも憲法及び民法の範圍に追ひ遣つてゐるところの第二の任務を辯護してゐるのであるから。随つて此限りに於いて、ヘルフェリツヒの批評は殆んど理解することが出来ない。且つまた、財産の不平等を減ずる施設もまた、それが貨幣手段を必要とする限り、租税を必要とするところの公共慾望を構成すると彼が主張するならば、茲にまた一の誤解が横はるのであり、且つヘルフェリツヒが定義に於いて取入れた『公共慾望』と云ふ云現し方に一の詭辯が存するのである。私の考

へでは、直ちに利得金を下層階級のために使用するを目的ともするところの例へば上流階級に對する課税が必要なのではなくして、下層階級に對し上流階級によつて高き課税は只、利得が常に富裕階級のみを爲めにならない場合に於いても、利得の使用から獨立して所得分配及び財産分配の變更を條件付けるのである。併しヘルフェリツヒの非難は私には詭辨的に見える。何となれば、彼れは其際『公共慾望』と云ふ言葉の中に、彼れの反對する、租税の社會政策的の目的と觀念に従つてのみ假定されたる民衆から租税が徴收される處のものをも加へるからである。——ヘルフェリツヒ自身の不満足なる租税定義は次の段に於いて述べることにしよう。

課税の最高原則

課税一般並に種々なる租税種類が納税者に及ぼす結果を顧慮したる租税種類の撰擇。租税轉嫁の一般論。

只測定基礎、即ち租税對象（此意味に於いての）の決定のみが、随つてまた最初租税を支出する（支拂ふ）人間即ち納税者のみが、租税法を行使する公権の権力内にあるのであつて、租税源泉の決定即ち最後に其所得若しくは財産のうちから租税を負擔する人間即ち擔税者の決定は——全く自由なる交通に於いては——全然公権の権力内に有るのではない、而して——交通の一定の法律上の制限と、租税法の或る命令及び禁止とが在る場合には——たとへ公権内に在るとしても只局限されたる程度に於いてのみ公権力の範圍内にあるに過ぎない。此の後に就いては、公権と租税法とは多くは希望を抱き得るのみであり或は前提を作り得るのみである、そして課税の施設に依り、特に租税種類と租税對象を撰擇することに依つて、此等の希望と前提とが多かれ少なかれ一定の蓋然性を以つて充たされることを目的とするのである。一の租税が、法律上の意志又は豫期に従つて、納税者に依り終審的に負擔されるか、若しくは、彼れから他人に轉嫁され、その轉嫁された人が擔税者となされるかに従つて、租税は一方に於いて、即ち前條第九七節に於

いて確立されたる言葉の最初の意義に於いて『直接税』又は『間接税』である。今後此意味に於いて此等の言葉を用ゐることとする。究極に於いて一定の租税の本來の租税源泉となるものは如何なる個人所得又は財産であるか、またそれが如何なる程度に於いてそうであるか、換言すれば、法律の意志又は豫期に従つて若しくは之に反して、最後に擔税者となるものは如何なる一定人であるか、且つ又此一定人が如何なる金額に於いて擔税者であるか、それらのことは『租税の轉嫁』*Steuerüberwälzung*（狭義に於ける）と云ふ名稱の下に綜括せられる所の私經濟的交、通行程に依つて決定せられる問題である。此轉嫁といふ言葉は廣い意味では、後に云ふ所謂租税消轉 *Steuer-abwälzung* をも含むのであつて、此場合には租税負擔が他の人々の上に歸することなく、多くの租税目的物の上に配分せられることに依つて、絶對的に又は相對的に輕減せられることとなるのである。

(II) 租税轉嫁の本質。

租税の轉嫁は、實現されたる又は豫期されたる納税の納税者の上の反動に依つて惹起される。納税者は、彼れの所得を、随つて營利行爲を、随つて原則として生産

行爲を高め又は納付せる租税を他人の上に移さんとすることに依つて、租税負擔を軽減し又は自分から他に轉移せんと屢々努力する者である。斯くて此努力は流通に於いて租税轉嫁として實現せられ、而して租税轉嫁は生産と分配との、即ち國民經濟に於ける價格形成と所得形成との一定變化に於いて現はれる。併し乍ら課税それ自體は、其後究極に於いて、最初租税目的物と納税者に従つて配分せられたると屢々全然異つて、租税源泉と擔税者とに従つて配分せられることとなる。此の最終の配分が本質的のものである。そは正當なる國民經濟の原則と公正の、茲では特に平等の原則に照應しなければならぬ。

夫故に、課税の理論と實際とに對する重大なる任務は、一の租税制度及び個々の租税種類が轉嫁に依つて起る此租税負擔の配分に關し如何なる影響を及ぼすか、を出来る限り確實に知ること存する。此認識の結果に従つて更に租税制度の施設、即ち租税種類と租税目的との選擇を講じなければならぬ。

(III) 轉嫁問題の理論的性質。

轉嫁の最も重大なる場合に於いては、自由なる私經濟的流通を前提とする限り

分配と價格との一般國民經濟學上の若干の根本問題に關係する。

物的財貨及び勤勞の價格、即ち收益額及び所得額は、課税が需要供給及び生産費の夫々の關係に於いて直接又は間接に惹起する變化に依つて或る變化を蒙る。随つて茲では、租税轉嫁論は、一定の場合に於いては、換言すれば課税の算定に依つて生ずる諸條件の下に於いては、所得論及び價格論となるのである。所得配分及び價格形成の理論の當該諸點は、茲では一般國民經濟學から財政學に移さる可きである。經濟上の法律秩序に關する一般的諸前提も亦轉嫁論に對し先づ第一に此理論の前提と同一である。即ち此等の前提は、生産機關（土地と資本）の私有、契約の自由、經濟上の自由競争、互に流通關係に立つところの法律主體及び經濟主體に於ける自己の經濟的利益の正しき理解、及び此等の人間が此等の利益を法律上許さるべき限界に於いて出来る限り追求するの意志が前提されるのである。歴史的經濟的法律秩序及び經濟主體の精神的性質が屢々此等の假定とは偏倚することの有る事實は、轉嫁の諸問題に於いても亦忘る可きではない。

轉嫁論に於いては、價格形成及び所得分配論に於けるが如く、與へられたるもの

として假定されたる、上述の諸前提の下に於いて、先づ第一に構成傾向——此意味に於ける『諸法則』——が演繹法に從つて導き出されることである。併し乍ら、價格形成及び所得分配論に於けると同じ様に、演繹法に依る外に尙、補足し、支配し、且つ訂正する爲めに諸多の觀察がなされなければならぬ、換言すれば、歸納法が加はらなければならぬこととなる、即ち一は、演繹に於ける出發點たる諸前提に關するものであり、換言すれば、夫等の前提は果して正しいか否うか、且つ夫等は如何なる範圍に於いて正しく又修正されるか、例へば何が法律秩序に、流通に於いて或る經濟主體の事實上の性質に關係するか（随つて、此等の經濟主體は果して理論的前提に從つて彼等の最大の利益を實際に知り、それを追求せんと欲し且追求することが出来るか否うか、且つ如何なる範圍に於いて夫をなすか）等に關するものであり、次ぎに抽出されたる諸結果、随つて轉嫁が事實上果して實現されてゐるかどうか、且つ如何なる範圍に於いて實現されてゐるかと云ふ轉嫁傾向に關するものである。

併し乍ら茲に吾々は正に轉嫁問題に於いて全く特殊なる困難に遭遇する。

眞實の轉嫁、即ち租税負擔の眞實の配分の上に、極めて雑多なる種類の且つ複雑なる關係が、原因として或は條件として其影響を現はすものである。此等の關係は必ずしも皆充分に確知されない、又その影響は豫め確立されない、それ故に演繹法の基礎は常に多かれ少かれ缺點ある方法たるを免れないのである。探出さるべき諸原因の結果として見られなければならぬところの價格、所得額等に關する當該事實上の流通形態は、共同に作用する凡ての要素——の所産であつて、租税は此等の要素の一に過ぎないのである。また最も包括的なる且つ最も綿密なる諸多の觀察と雖も、單に個々原因の缺陷ある孤立的存在と且つ其上各個の原因の——また租税の影響の——不確實なる測定を許すに過ぎないのである。随つて歸納的方法の基礎も亦同じ様に極めて缺點あるを免れない。併し乍ら、演繹と歸納の遵奉者が、彼等の方法の有する此の固着的缺點をば、必ずしも常に促へらるゝ事なく明瞭ならしめるないことが如何に頻々たるであらう。推定上起りたる轉嫁又は起りつゝある轉嫁に關する實際上の租税制度及び租税政策の總ての問題に於いて二つの作業が相互に補足し、合ふことの必要は、正に此等の缺點から生ずる

ものなのである。

併し乍ら茲でも亦、演繹法と歸納法との結合と雖も、諸々の困難を只一部分のみ解決するに過ぎないものであると云ふことに就いて、吾々は自己僞瞞に陥つてはならぬ。寧ろ吾々は、一般に國民經濟學に於けるが如く、實際に於いて、又一般的理論的研究に於いて、止むを得ず演繹を以て満足しなければならぬのである、換言すれば或る一定の前提の下に於いて一定の構成傾向を推論しなければならぬのである。蓋し此の事がそれ自體に於いて安全であるからではなくて、吾々が此の方法に於いて、流通生活に於ける最も普遍的なる心理學的要素たる經濟的利己心を打算するが故であり、又確實なる『實證的』結果に到達するの困難が餘りに大き過ぎるからである。彼の因子は流通自體に於いて更に、時代、國、國民階級、個人とに従つて異なる程度に共働作用するものであり、且つその効果は同様に異なる程度に於いて諸他の心理的因子に依つて影響せられるものであることは事實である。併し乍ら演繹的方法も亦、その方法を適用すべき諸前提が照應的に改修せられることに依つて、此等の關係に斟酌を加へることが常に出来るのである。

(IV) 課税の平等を造る手段としての轉嫁。

轉嫁に關しては一の特有なる樂觀論的幻想が廣く流布されてゐる、縱令その幻想が、全然善意を以て (Bona Fide) 行動しながらも、此幻想の罪に陥るところの人々には普通明瞭とならないにしても。此幻想は、カナルの定理——それは一の正しき核心を包含するものである——即ち『古き税はいづれも良税であり、新税はいづれも悪税である』と云ふ定理、並びに缺點ある、不平等の課税制度に關して、斯る缺點と不平等とは既に轉嫁に依つて平均せられ又は平均せられるであらうとの假定に於いて見出だされる所の慰安の中に特に現はれてゐる。

即ち人々は轉嫁に依つて一の『平等的な』従つて『公正なる』課税が造り出されると確實に假定し、隨つて一般に (最初の賦課と納付とに依る) 不平等なる課税に於いて轉嫁の廣汎なる機能を前提し、そして推定的に造り出されたる課税の平等に依り此の機能が完了したものと思ふのである。

斯る解釋は、所得の分配と價格形成とに關する自由競争説の或る樂觀論的假定と關連するものである。即ちそれは恰も自由競争が、且つ自由競争のみが、一の正し

き且つ公正なる分配等を、即ち被分配者の經濟的給付に照應したる一の分配を保證し、また事實に於いては充分に保證するかの如くに説く所の議論と關連するものである。轉稼の最も重大なる場合に於いては是れと同じ様に、租税負擔の配分行程に於ける自由競争の斯る調制的機能に關係する問題である、而してその假定は、競争は租税配分の行程に於いても此の負擔の平等、配分、方向に於いてのみ作用すると云ふことである。

併し乍ら吾々は此點に於いて實に嚴密に區別しなければならぬ。

諸多の場合の一の重大なる範疇に於いては、轉稼は確かに、私經濟的組織に於いて經濟行爲に對して起る極めて有力なる諸々の刺戟の下に、不平等なる租税の平等的なる又はより、平等的なる配分の上に作用するの傾向を有する。乍併此範疇は決して現出する總ての場合を包括するものではない。寧ろ、或る變革が正に私經濟的自由交通の諸關係に従ひ、現存の不平等を除く場合の他の一範疇がある。

A。課税の平等の上に及ぼす轉稼の作用。

轉稼論に於ける財政說に就いて注意する所の第一系列の場合には、利得平均の經

濟的法則の作用が多少確實に前提され得るところの總ての場合を包括する。

自由競争の假定の下では、此の利得平均に對する努力は、自由に委せられたる種々なる企業に於いて事實上存在する。そは諸企業に於ける資本の流出と流入とに依り（場合に依りては信用の仲介の下に）、生産と消費との又は供給と需要とのそれに對應する制限と擴張とに依り、且つそれから結果する所の價格の上の反動に依つて實現せられる。

平等的ならざる課税は、一の新たな要素として、利得平均の此の行程のうちに入り來たり、既に結果されたる平均を破壊し、更に終局に利得平均を招致する所の彼の一系列の流通過程に依つて此の要素を放逐することを多少要求する。

合原則的なる斯る流通過程は、一般的収益税に於いては、隨つて不平等に算定されたる營業税、貸付利子税に於いては生ずることが可能であり、普通の通行税、消費税及び大多數の中から個々の租税客體を取出す所の若干の他の租税に於いて生ずるであらう。個々の消費物の上の間接的消費税、例へば生産者に於いて徴收される所の飲料物、鹽、メリケン粉、肉、煙草、砂糖等の上の内地税の如き、更に關税の如き

は特に重要な例である。斯る場合に於いても亦轉嫁行程は原則として課税されたる物品の其れに對應する價格騰貴に依つて課税されたる及び課税されざる又は不平等に課税されたる營業の利潤率が互に平均されて仕舞ふ迄繼續するであらう。

併し乍ら此の第一系列の場合に於いてさへも轉嫁及び利潤平均の行程に依る租税負擔の平均は一の前提の下に於いてのみ起るに過ぎないのである——即ち今考察せる競争者が多少轉嫁に依つて負擔を免れんがために經濟上では力に於いて且つ精神上では其理解と意志とに於いて平等であり且つ更に彼等の企業の性質、其の投資の性質、其の職業の性質、職業變換の能力の状態に従つて類似の状態にあり、殊に企業を制限し放棄し、資本と勞働とを回収し、過重に課税されたる營業と職業とに於けるよりも他の方法にてより、良く利殖するの實際的可能と容易とに關して類似の状態にあると云ふことは是れである。此の前提は決して精確に當てぬまるものでない、正に此の故を以つてして、轉嫁は實際に平等なる租税配分を致すものではない。況んや競争戦に於いてより、強き要素が轉嫁することの出來

るところのその租税を負擔する者は、或る意味に於いてのより、弱き要素であることが頻々たるに於いてをや。

就中更に、當該流通行程は資本化されたる租税の額だけ特に現存資本の一定の價值損失即ち價值低下を致し、隨つて低下されたる此の資本價值が計算の基礎となるといふことに依り、換言すれば『租税の償却』(Steuermortificationen (シハツフレ))が行はれたることに依り、只其事のみで利潤と課税との平均が行はれることとなる。

斯くの如きは、特に一般收益税に於いて、殊に眞實租税即ち地租、家屋税、營業税、實産税に於いて、且つ又貸付利子税(利札税)の或る場合に於いて、此等の租税相互の不平等に關し並に此等の租税相互内に於ける個々の租税客體と納税者との不平等に關して起り來たる。

新たなる獲得者(購買者、相續人)は之れを以ては過重に課税せられて居らぬのである、何となれば購買と相續とに於いて資本價值の斯くの如き新規制が行はれたからである。彼れは勿論更に租税を納めるのであるが、併し以前の所有者の債務

の共同引受に對する利子の如くに支拂ふのである。併しそうであるだけに、課税の権利當事者の上に及ぼす影響が疑はれるのである、即ち此の點に於いてさへ權利處分者に對して多くは全く不平等の實質的財産課税が行はれることになる。

B。課税の不平等の上に及ぼす轉嫁の影響。

併し乍ら第二の範疇に屬する場合に於いては一般に、實際に平等の上に影響する租税轉嫁に對する、第一範疇の場合に於いて多かれ少なかれ當嵌まる諸前提が大部分又は全然缺けてゐる。競争の壓力の下に有效に行はるゝ轉嫁は、租税の償却が行はる爲めに次の關係者にとつては財産税となる所の収益税に關する前述の例に於けると同じ様に、極めて疑はしき過程に依つてのみ課税の平等を招來するか、若しくは平等の代りに寧ろ強められたる不平等が、決して終局することなき轉嫁行程から生ずることとなるか、孰れかである。

二つの結果は、特に下層勞働階級及び『細民』の課税に當つては、直接的賃銀税（對人税階級税、所得税）に依り、且つ彼等の上に轉嫁される大量消費物の上の間接消費税に依つて脅威を與へる。此等の場合は既に前に述べたる場合と類似する、

そして實際適用される所のものは同じ調節的原理である、即ち競争戦に於いてより弱きところの諸要素は、先づ第一に彼等の頭上に落ち來るところの租税を轉嫁さすことが出來ない、彼等は恐らく他の諸要素即ちより強き者の諸要素の租税に就いてさへ自分の上に轉嫁されることとなる。併し乍ら此等の結果は、自由競争に於いて分配と價格形成、隨つて茲では特に賃銀額と利潤額と課税されたる物品の價格とを規定する所の普通の流過程に依つて充分に行はれることが出来る。それは餘りに理論を無視し過ぎてゐる、そして丁度それが、前に非難されたる樂觀的幻想なのである。茲に屬する最も重大なる場合に於いて、結局は轉嫁されたる高き消費税に依る普通の勞賃の高き課税に例を求め、茲に轉嫁の『正當に平均する』作用を信賴する樂觀論が如何に慘酷なものであるかを、後に示すであらう。即ち轉嫁は茲では一般に、轉嫁を促進するの流通形態にも拘らず、生じないか、又は生ずるにしても不平等なる課税其のもの、弊害よりも尙悪い所の過程の下に於いて、行はれると云ふことが示されるであらう。第四章消費税の節を參照。

最後に特に注意すべきことは、直接税若しくは間接税に於ける轉嫁に關する立

法者の希望又は前提が實現されるかどうか、若し實現されざる場合には課税の豫定されたる平等は多かれ少なかれ破壊されると云ふことである。

何となれば、よし間接税の方は大部分轉嫁され且つ屢々完全に轉移され、直接税はより屢々轉嫁され得ないにしても、尙ほ流通に及ばず課税の影響の多様な結果、多様な例外が生ずるからである。それ故に立法者は、彼れが課税せんと欲する人達に依つて直接税及び間接税が負擔されるであらうと、安心するを許さない。寧ろ彼れは此の點に於いても亦轉嫁の一般論を顧慮し、此の理論の定理をば、具象の場合に於ける經驗に照して吟味しやうと試みなければならぬ。随つてまた彼れは轉嫁行程の諸變化の場合をも全然無視し、擔税者を決定することを簡單に流通に一任することは、前と同じ様に許さるべきではない、即ち斯くの如きは、租税種類、個々租税の施行、租税率の高の選擇に關し、あらゆる實際の合理的租税政策並びに科學的租税論と矛盾する所の全然原理なき道である。

(V) 轉嫁の種類と形態。

轉嫁は二つの主要種類を包括し、そのうちの第二の主要種類は更に二つの特殊

形態に分かたれる。此等の主要種類は——ホン・ホックに由來するものであるけれども、茲では多少異なる意味に於いて使用される——専門的名稱を以つて、一は消轉 (Abwälzung) と名付けられ、他は前轉及び後轉 (Fort- und Rückwälzung) と名付けられる。後の二つの場合に於いては更にまた、更轉 (Weiterwälzung) 換言すれば、一の租税が最初に前轉又は後轉されたところの者の側から第三、第四の者といふ風に順次他の者へ前轉又は後轉される事實に就いて問題とされるのである。

A. 消轉とは、一定の租税額がより大なる數の租税客體の上に、より大なる收益の上に、より大なる所得若しくは財産の上に配分せられ、随つて之に依り少くとも、新に得られたる總收益、純收益、所得との……割合上、相對的に減少される經濟的過程——若しくは一系列の過程——である。

是れが故に消轉は個人に於いて、且つ又全國民に於いて、より大なる生産行為、より善き經營技術、随つて費用の減少から、即ち課税そのものに依つて刺戟される諸々の出來事から生ずるものである、併し乍らまた、斯る刺戟から獨立して、單に、安定なる租税率又は固定なる租税形態に於ける一般的な技術的經濟的生產進步の

隨伴的結果たることが出来る。斯くの如くにして、消轉に於いては納税者及び擔税者は輕減せられ、然かも次の諸々の場合に於けるとは異り他の擔税者を犠牲として輕減されるものではない。

ホン・ホックはまた別に、消轉の一の形態を *Schmuck* と名付け、第二の形態を狹義に於ける消轉と名付けるのであつて、後者は『租税が何等かの非人格的要素の上に移され、隨つて國民所得の上の影響に於いて全然消滅する所のものである』。それは所得税を除く總ての租税に於いて實行さる可きものである。消轉は屢々技術的生産方法に於ける進歩に依つて、例へば原料のより善き利用（搗雜物、甜菜根）や、經營施設のより大なる能率（酒精製造、麥酒釀造、甜菜糖製造に於ける）に依つて生ずる。斯くてこのことは、『自然的』又は『國民經濟的』生産費の減少に歸着することとなる。

B. 之に反して、前轉及び後轉は、納税者が、又時には從來の擔税者が、其の租税の全部又は一部分を第三者に押しつける、所の轉嫁である。隨つて茲に於いては納税者と擔税者の區別、租税源泉と租税客體の區別とが實際上重要である。

(I) 前轉とは、最初の納税者から他の人間への方向に於ける轉嫁であり、斯して後者は擔税者となり、又時には、最初の擔税者としての此の者から更に他の、第二、第三の……擔税者への方向に於ける轉嫁である。

隨つてそれは規則的に、供給から需要へ、課税物件の生産者又は其の商人から、其の購買者並に消費者へ、被課税企業の經營者から其の顧客又は從事勞働者へ、課税されたる勞働者（直接税又は價格に於いて彼れの上に轉嫁されたる間接税）から勞働給與者へ、且つ更に恐らく勞働給與者から勞働生産物の購買者へと行はれるのである。

是れを以て前轉は間接税に於いて、例へば輸入税、入市税及び生産者に徴收される内地消費税に於いて一般的に前提される。此の假定が如何なる範圍に於いて實現されるかは、更に問題となる。併し乍ら前轉は結局は前提に反して、直接税に於いても亦、即ち或種の収益税、對人税及び所得税に於いても亦生ずるものなのである。

若しも租税が、その前轉されたるところの者から更に第三者に、第三者から更に

第四の者に……押しやられるならば、前轉は更轉となる。

例へば、關稅は商品を輸入する大商人に依つて支拂はれ、價格に於いて仲介商人の上に移され、又仲介商人から同様に小賣商人に、小賣商人から旅館の主人に、旅館の主人から旅客に移される。

(2) 後轉は、前轉とは反對に、前轉されたる租税に依つて第一に擔稅者となつた人から、租税を彼れに轉讓したる人の上に、結局は最初の前轉者の上へと逆の順序に於いて生ずるものである。斯して恐らく後者に依り、且つ、後轉のために再び他の者の上への轉嫁が生ずるであらう、此場合に於いては一の新しき「前轉」となるのである。

それ故に後轉は、需要から供給に、租税の爲めに價格に於いて騰貴したる物品の購買者及び消費者から、其物品の商人及び生産者に、租税が前轉されたる顧客及び勞働者から企業家に、家主の家屋税を轉嫁されたる借家人から家主へと行はれるのである。

例へば大商人と輸入税を課せられたる物品の消費者との間に於けるが如く、最

初の前轉者と後轉者との間に多數の仲介分子が存在するならば、後轉者から彼れの直接の先人に、此者から其の次の先人に……行はれる所の後轉も亦更轉と名付けられ得る。

轉嫁の此等の總ての種類に對し、今や若干の一般的準則が、流通に於いて作用する諸要素に關する一定の前提の、及び其等の要素が作用せられる所の一定諸條件の假定の下に於いて、其等要素の影響を研究することから演繹的に導き出される、而して經驗に依つて多少確實にされる。此等の法則は租税の、一部分は租税客體、徵收形態等の個々の種類に對して特殊のとなり且つ修正される。茲では唯一般的準則の樹立に就いてのみ論ずることとする。個々の租税に於ける轉嫁の關係は、實際只例證として且つ範例として擧げるに止める。より、重要な租税種類に於ける轉嫁に就いての若干の敘述は、後に一五一節——一五三節に於いてなすであらう。之に關するそれ以上の詳論は、既に述べたるが如く、租税各論に屬するものである。

(VI) 轉嫁に對する諸準則

消轉に關しては、被課税者が「營利行爲の範圍に於ける強められたる勤勞に依つて其收入を租税額だけ又はその一部分だけ擴大することに成功するならば、且つ其の限りに於いて、租税に依り、より多くの時間と力とを費さなければならぬ」と以外に何等の損失も蒙らない」と云ふラウの定理が妥當する。正に課税其ものが經濟的技術的給付の増大及び改良の斯の如き努力に迄、例へば經營に於ける技術的進歩に迄導くならば、而して此努力が効果を有するならば、消轉は個人經濟上及び國民經濟上、被課税者の時間と力とが過度に使はれるといふことなく又は他の正當なる非經濟的利益を過度に奪ふと云ふことがないといふ事を前提するならば、消轉そのものは特殊なる利益を伴ふのである。一定の租税及び特に一の租税の或種の算定形態と徴收形態とは、事實上屢々被課税者（納税者）を斯の如き經濟的技術的生產進歩に迄刺戟するの結果を持つのである。斯して生産物がより、少き勞働の支出を以て——而して總ての費用は終局には勞働に分解されるものである——特により、少き自然的費用を以つて得られるならば、消轉は個人經

濟上及び國民經濟上、租税種類と徴收形態との判定に際して充分に顧慮されねばならぬ所の著しき利益となるのである。

消轉は、等しき勞働支出と資本支出とを以て生産物が増加せられ又改善せられることに依り、又は生産物が増加し改良されるよりも僅少なる程度に於いて増加したる勞働支出と資本支出とを以て生産物が増加せられ改良せられることに依つて、行はれ得る。更に生産物の等しき分量と品質とに於いては、勞働支出上の節約、随つて生産費の節約に依つて、又は生産物の分量と品質との多少の低下から起るよりも生産費の大なる節約に依つて起るのである。斯くて生産進歩の利益が、一方被課税者と、他方購買者などとして生産物の生産と消費とに直接及び間接に關係せる人々との間に如何にして分配されるかといふことは、費用と生産物の價格とが比例的に變化するかどうかの割合に依存する問題である。いづれにしても國民經濟は全體として考察されるべき一の利益を有する、何となればより、少き費用を以つて、より多く、より善く生産されるからである。併し乍ら被課税者は自身に對し且つ國民の總體に對して相對的に租税負擔を減する。

之に屬する場合は

(1) 個人並に全國民の總課税が、前述の二つの方向に於ける増加せる行爲の上に及ぼす影響、特に、斯る課税が高率であり且つ多少壓迫的に算定されてゐる場合(財産税)。

(2) 一定の個々租税又は租税算定種類及び徴收種類『課税方法』が一定の技術的生産進歩の著しき衝動となり、其れに依つて負擔が減せられ得るが如き場合はより重大である。

此場合に於いては、生じたる消轉の成否、方法及び程度も亦屢々可なり確實に支配せられることが出来る、そして全く一定の經濟的技術的進歩——其進歩がより大なる且つより善き生産品を得るに存すると將たまた經營機械、裝置等の改良に存することを問はず——に歸因される。斯の如き場合は特に、原料の量に従つて、又は原料量若しくは製造品量が推量され得且つ租税法に於いて終結される所の技術的經營目標に従つて、生産者に於いて徴收される間接的消費税に存する。其場合に、等しき税額はより、大量の既成品の上に配分せられ、斯くて製品の單位に對し

て相對的に減せられる。新租税技術の最も重要な範例は、火酒課税、麥酒課税、砂糖課税の或種の諸形態が之を提供してゐる。

より、詳細のことは租税各論に於けるホン・ホックの著書の第百頁を参照。彼れに従ふと埃太利に於いては、食粉素材(穀物、馬鈴薯)の搗雜物一桶から、一八三六年には二・五度の酒精が産出され、一八四九年には四度の酒精が、一八五九年には五度の酒精が、一八六二年には善く經營されたる大酒精製造所に於いては七——七・五度の酒精が産出されると假定された。甜菜糖の生産に在つては、獨逸では、一八四〇年頃には二千磅の甜菜の粗糖が産出されると云ふ假定から出發せられてゐた。より、多く糖分を含有する甜菜の栽培に依り、且つ製造上の技術的進歩に依つて、原料の必要額は益々減少し、現今では只七、八百磅から九百磅までが使用せられるに過ぎない。佛蘭西に於ける砂糖の原料課税の推移の結果に就いては拙著『財政學』第三卷第二六八節参照。火酒課税の一例は蘇格蘭の蒸溜罐税である。

(財政學III 二九二頁)。火酒税の歴史からの多くの例はヨット・ウオルフの著書『火酒税』(チュービンゲン一八八四年)に、砂糖税の例はファン・カウファマンの著書『砂

糖工業』(ベルリン一八七八年)にある。

それと類似の現象は収益税殊に固定されてゐる(安定せる)且つ高き税率の収益税に於いて適用されてゐるのであつて、夫等の租税は同様に租税負擔を収益の増加に依つて相對的に減することに刺戟を與へるのである。

其他の點に於いて不變なる課税方法に於ける、單なる高率、随つて特に税率の引上げ、は、他の生産費に於ける節約に依つて租税負擔を軽減する爲めに、且つ既成製品の價格を甚しく引上げ斯くて販路を塞ぐことを餘儀なくせられない爲めに、技術的經營進歩を促すことが出来る。最新の例はパブリヤの麥酒税が提供する。

課税の斯の如き結果は夫れ自體に於いて國家にとつて望むべきことであり得る、何となれば、夫に依つて眞の意味に於いて國民經濟的なる純収益も亦増加するからである。併し乍ら一面から見れば此は眞面目なる疑惑を持つのである。蓋し納税者例へば彼の直接課税物件の生産者は、全事平等ならざる程度に於いて斯る消轉を實行することが出来る。

消轉の成功は、全然又は少くとも主として『より、能力ある』要素にのみ限られ

るのである、特に實際に經濟上且つ技術上より、熟練せる、そしてより活動的なる納税者以外に彼等の中でより、大なる資本を處理することが出来、且つ經營の總ての必要な技術的變更をより、容易に實行することの出来る人々に成功するのである。随つて大體から見ると特に大經營が、斯る消轉を實現することが出来るのである。實に經營の一定大規模は、就中此方向に於ける經營變更の效果の前提である、随つて課税は、さらでだに多分に存在しつゝある大經營への傾向を増長するものである。酒精工業及び砂糖工業に於いては、原料、經營目標に依る課税の方法は特に大經營を決定的に増長する。併し乍ら此事は當に多くの他の不利益を持つのみではない、其はまた課税の實質上の不平等に導くのである。小經營は驅逐されるか又は恐らくは只支出し且つ前轉すべき筈のものである所の租税の一部をば、現實に自分に引受けなければならぬ。

此場合に生ずる不均衡状態は就中租税法に於いてさへも顧慮されねばならぬ。即ち北獨逸の火酒税立法に依ると、或る條件の下に於ける地方的小酒造場は單に租税の正常率の六分の一を納めるに過ぎない。一八八七年六月二十四日の獨逸

帝國の新法律に於いても亦、小酒造場に對しては、搗雜物桶税に於いて低減が與へられてゐる。それと類似の低減は一八八九年から一八九〇年に掛けての冬、パリヤに於いて、麥芽製造に於いて計劃された。

課税に關する斯くの如き作用は、租税の基礎の不斷の更新に依つて補整されるのである。之に當つては細心の注意を以て且つ臨機應變的に一切の當該生産進歩に隨行せられるのである。併し乍ら斯る方法は更に他の多くの疑點を持つものであり又事實上多くは打勝ち難き租税技術上の困難を持つものである。されば租税制度に於いて、消轉も亦更に多數の新しいきデレンマをそれ自體に於いて有することの如何に頻繁なるぞ。今迄述べた事の總てに對して善き實例は、パリヤの麥芽製造に於ける得る所多き經驗の裡に見られる。

(3) 併し乍ら多くの場合に於いては、租税の壓迫も消轉を全然來たさないか又はより廣汎に行はれない。

即ち時間と勞働力が既に充分に獎勵せられ、且つ可能なる技術的經營進歩が既に到達されてゐる場合——之に當つては吾々は勿論極めて伸縮的な關係を

論じなければならぬ、併し乍らそれでも尙ほ限界が存在するのである、例へば甜菜の糖分含有量の増加能力に於いて、且つ甜菜より砂糖を搾取する能力に於いて限界が存在するのである——又は、より擴大せられた生産に對し資本が缺けるか或はより多くの生産物に對して販路が無い場合、又は善かれ悪かれ被課税者の多數が必要なる進歩をなすの能力が無い場合には以上の如くである。

夫故に特に租税の螺旋が強縮つてゐる諸國に於いては、且つ若し租税収益が大部分國債（外國に於いて見出し得るが如き）の利子支拂と軍備費の支辨とに用ゐられるときには、課税が消轉に對する『刺戟』に對し無雜作に依頼し又餘りに依頼し過ぎること——それはよくあることである——を防止する様注意しなければならぬであらう。租税は此場合には反對に、小民（地方の地主、手工業者、小工業家等）に於いても一切の創造の勇氣を全く衰へしめ、無氣力を増加せしめ、隨つて生産を寧ろ尙ほ減少せしめ若しくは悪化さすこととなるのである。『重課されたる』諸國及び國民階級は課税の斯の如き作用の徴候を充分に示してゐる。

(二四六) 縦令他種の消轉も亦其作用に於いては被課税者に對し同一の結果を

招致し得るにしても、夫れと前述の消轉とを混同す可きでない。他種の消轉とは即ち、斯の如く課税されたる収益（所得等）の一般的實質的増加の結果に於ける、又は収益及び所得の貨幣價値に對して尺度たる生産品の或る價格騰貴の結果に於ける、安定的租税の事實上の消轉である。

即ち之に屬するものは、法律上又は事實上安定せる収益税、殊に地租及び家屋税に於ける、一定の出來事、若し固定的租税額が収益源泉の上に置かれるならば亦營業税に於ける一定の出來事である。課税されたる租税源泉の法律上の所有者の共同作用に依る収益増加又は共同作用無き収益増加（農業地収益の増加、地代の増加、家賃の増加）及び土地生産物の價格騰貴（穀物、家畜の價格騰貴）此は場合に被課税者に對して、彼の租税負擔の實質的、相對的低減を、換言すれば租税の部分的消轉を招來する。以前の地租に於いては、且つ安全なる地籍簿に依る新地租に於いてさへも、此作用は屢々大なる範圍に於いて生じてゐるのであつて、其事は斯る租税の判定に當り重要なのである。然らば租税制度全體に於いて正に此種の轉嫁に依つて諸々の不平等が生ずるのであつて、夫等の不平等は當該租税の改革

に於いて、又は租税制度の他方の補足及び改造に際し撤廢せられねばならない。

前項第二の諸例參照。眞實的税率の強き變化並に低減は比較的短時日に於いて、算定の種類と共に家屋税に於いても亦生ずる、例へば、埃太利の（家屋等級税と比較されたる家屋税）、且つ租税評價の永き安定の爲めに埃太利以上にプロシヤの急速に進歩しつつある諸多の都市に於けるが如くである。それに依つて此租税は國税として極めて不平等である。即ちプロシヤ及び埃太利に於いて見られるが如くに、勃興の氣運に向ひつつある諸都市に於いては、停滯せる諸多の場所に於けるよりも又は平野地方に於けるよりも低いのである。

本項に於いて述べたる諸例が果して一般に租税の消轉に屬するかごうかは、實に疑問として現はれ得るのである。夫等の事例は其作用に於いて前項にて述べたる所のものと全く等しいのは事實である、併し乍ら夫等は之に關係せる被課税者から獨立して行はれるのである、即ち租税に依る意志發動及び行爲發動の結果ではなく、『商況』の結果に依つて行はれるものである。

(一四七)——B。前轉(Fortwälzung)

此場合に對して次の原則が妥當する『納税者又は第一の擔税者が、いま問題となる供給に制限を設けることが出來、且つその意志があり、其結果等しき需要に對してより、小なる供給が對することゝなるに於いては、且つ其の程度に應じて、且つそれだけ容易に、租税は納税者又は第一の擔税者から前轉される』。

それ故に、企業の代表者から支拂はれるところの諸々の租税に於いては、夫に適應する生産制限が問題となるのであつて、斯る生産制限は直に他の側からより、大なる生産又は輸入に依つて無効になされるものでないことは豫見出來る。

此場合に於いては、三つの系列の状態が規準を與へる。即ち、租税轉嫁に關係せる企業、産業、収益源泉等の經濟的、技術的、關係之に關係せる納税者の個人的及び個人、經濟的、關係、最後に、眞實の供給減少の可能性に及ぼす影響から見た經濟的、法制的關係がそれである。

(I) その經濟的、技術的、施設上、主として流動資本を以つて生産するところの企業は有利なるに反し、主として固定資本（此場合、茲に考察されつつある私經濟的、解釋に從つて土地及び家屋も亦固定資本の中に數へらる可きものである）を以

て生産する企業は困難なる狀況に在るのである。

夫故に前轉は商業に於いて——一時的なる市況の反動を除いて考へれば——より、容易であり且つより、確實である、又少くとも此點が決定される限り手工業に於いてもさうである、而して製造業に於いて、殊に巨額なる且つ價值多き固定資本（建物、機械類）を以て働ける製造業に於いては困難であり、土地、生産に於いて、土地所有及び家屋所有に於いて、全く困難である。

實際に物的生産手段（資本、建物、機械）の特殊、技術的なる性質と生産物の經濟的技術的性質そのものが重要となり得る。生産手段が只一つの生産に役立つか又は極めて少數の一定の生産に役立つこと多きに従ひ、隨つて生産手段が今迄の生産に結び付けられることの強固なるに従ひ、例へば機械類の場合、一定の經營に對する建物（工場、水車場）の場合、一定の單一目的に對する土地（鑛山地）の場合に於いては、夫れだけ前轉が困難となり、さうでない場合は容易なのである。

更に、生産が地方的に結び付けられてゐることの少いに従ひ、需要が終局は元の價格で他の場所から充足され得ることの容易なるに従ひ、當該慾望が制限に堪え

るものであり、延期され、又は代用品に依つて満足させられることの多きに從ひ、生産物の輸送が其性質及び價值から見てより容易となるに從ひ、且つ交通手段がより改良されるに從ひ、前轉は夫れだけ困難となり、逆の場合には前轉は亦夫れだけ容易となる。夫故に租税の前轉は、例へば農夫、鑛業者、林業者にとつて特別に困難であり、時には技術上高度に發達せる交通機關（蒸氣！）に於いて特にそうである。新租税に關する吾々の討論に於いて理論を實際の立場から輕蔑する者は、斯る論據あるにも拘らず、我國に於いては土地生産物の價格は地租に依つて上騰されること云ふ獨特の理論を樹つてゐる。此理論の『根據なきこと』はコンラードがクレンプの著書『收穫減少の影響』（エナー一八七九年）の序文四頁に於いて正當に鋭く反駁してゐる。茲に於いて正に、地租は『生産費』に算入さる可きものであるか、或るかといふことが問題となる。併し乍ら、よし地租が生産費に算入せられ、且つ一定見地に於いてそのことが正當と實證されるにしても、地租が土地生産物の價格の上に現實に轉嫁されるの可能性は依然として非常に疑問である、而して實際上、大抵は所有變更の際に起る租税償却に對し、租税を利子に轉換するこ

とに於いて起り得るに過ぎないのである。

最後に尙ほ前轉は、生産と供給との規定に關し生産者の間に共通な、同種な過程を實現することが、個々の經營に依つて、困難又は容易の程度が極めて異なる點に依據するものである。

併し乍ら此場合に於いても亦屢々、包括的前轉にとつて必要なる方策を最も容易に實行することの出来る所の經濟上最も有力なる企業家が、依然として彼等の最大の利益に對して一の特殊的地位を取るであらう。

彼等は恐らく、彼等が大經營に於いて一般費用及び本來の生産費を節約することに依つて、正に彼等の生産を増加し、彼等の販路を擴大することに努める。即ち彼等は租税を價格の上に轉嫁するの可能性を有するにも拘らず、恐らくはより低廉なる生産品の價格、又は租税額全部を吊上げない價格を維持し、而かも従前通りの品質を固持するであらう。斯くて、斯くの如きことを爲し得ざる弱きところの競争者を、それだけ容易に戰場から除去するのである。斯る遺方は恐らく彼等にとつて、租税の全額を又は其大部分を轉移した場合よりも、有利たるであらう。（バ

パリの酒税に於ける關係)。

他の者が爲す所の、又は餘儀なくせられる所の若干の生産制限は、此場合更らに彼等にとつて利益となる。

課税されたる労働者が、課税に對し、租税の前轉を許したると同種の方法を取り得ることは極めて稀である。

さて、常に總ての此等の異なる要素は、同じ方向に於いて又は交錯して、共同に作用するものであるからして、前轉傾向の一定の結果は具象の場合に於いて確立することは、先驗的に *a priori* 殆んど不可能であり、經驗的に *a posteriori* 斯る道程の大なる錯綜に於ける經驗からは確實に擧げることが出来ない。第二及び第三の範疇の事情が同時に共同作用をなすからして、それだけ確立の望がないのである。

(2) 納税者の個人的關係も亦重大なる影響を有するものである、何となれば、供給の制限の實行、營業、職業、投資等の變更の實行は主として個人的關係に據つて定まるからである。

關係者の一般的致養狀態並に特殊なる職業又は専門及び労働能力が此場合問

題となるのであつて、それは職業等の變更を可能ならしめ、容易ならしめ、困難ならしめ、又は之を不可能ならしめる。個人的經濟的境遇、即ち現在の獲得(所得、賃銀)を必要としなくとも濟まされ得る能力が、永く續くか又は短いか、若しくは全然有しないといふことも亦、實際共に作用するものである。「細民」小産業經營者は個人的經濟的境遇の關係に於いても亦、一切の轉嫁行程が表はす如く、此轉嫁行程が表はす所の競争戰に對して亦、防備されることは極めて薄弱なのである。

(3) 最後に、經濟上の法律秩序は極めて決定的なる意義を有する。

例へば、産業に於いて、産業の自由、又は制限されたる産業權、即ち同業組合、實際の公正、特許制度等の存否如何及びその範圍如何、移轉權及び定住權の關係如何、移住權及び移出權の關係如何、契約權、利子權等の許可如何である。何となれば、前轉が左右される所の方策を取るの可能が、主として此等に依つて決定されるからである。より自由なる産業權は此等の方策を容易ならしめ、より制限されたる産業權は夫れが獨占的努力(同業組合の或る場合に於けるが如く)に對して好都合たらざる限り、此等の方策を困難ならしめる。

例へば間接税に在つては租税は究極に於いて消費者の上に前轉せられるといふやうに、一定の豫期を以て作られたる租税の前轉に對するより、確實なる信頼は少くとも一の根據なき信頼であり、結局一の「公正なる」「公平なる」課税が設けられるであらうといふ信頼は、一の根據なきものであると云ひ得る爲めに、吾々は、實際生活に於いて無限に錯雜してゐるところの此等の總ての状態を描寫しなればならぬ。吾々は單に、少くとも近世の國民經濟に於ける經濟的技術的關係及び法制的關係上、普通の種類の間接税、即ち輸入税、内地税、消費税等に就いて欲せられたる又は豫想されたる、正しき且つ完全なる前轉は、賃銀の上に歸着する租税の前轉よりも、又、直接税たる収益税、所得税の欲せられざる又は豫想されざる前轉よりも、より容易であり、隨つてより、蓋然性が多いと告白し得るに過ぎないであらう。田地税は、全然例外的にのみ、生産物の價格の騰貴に依つて消費者の上に轉嫁され得るであらう。

(二四八)——(C) 後轉。

一般的に論ずれば後轉に在つては、前轉に對して不利益なる状態が、有利であり、

前轉に對して有利なる事情が、不利益である。是れと一致して、次の原則が樹立される、即ち、後轉は問題となりつゝある需要が減少を許すものであり、減少に堪へ且つそれを經驗するものであり、隨つて其の結果等しき供給に對してより、少なる需要が對することゝなる時に於いて、且つ其の程度に應じ、且つそれだけ容易に達せられる。

個々に於いては、後轉に於いても亦、曩に前轉に於いて述べたるところの總てのものが影響する。特に茲に述べべきことは、關稅、内地税、所謂直接の奢侈税等に依る個々の消費物の課税の或る後轉にとつて、典型的なる場合に於いて、消費者即ち需要の側に於いて、當該慾望の性質が、課税されたる慾望満足手段をば、課税されざる他の物品 (代用品) に依つて代用することを決定するものであるといふ事實である。斯る後轉の可能性に關する (並に他面に於いては、前轉されたる租税の當該物品の消費減少に及ぼす影響に關して) 豫察は、課税を代用品の上に擴張することに對して機因を與へるであらう (例、英國に於けるキクヂシャ税、及びコーヒ關稅並に關稅、財政學第三卷三一五頁。佛蘭西に於ける例は同上二八一節)。必

要なる且つ代用され得ざる消費物の租税は後轉されることにより、困難であり、無くとも辛棒出來且つ代用され得る消費物の租税はより、容易に後轉される随つて、例へば、一定の奢侈税を課税物件の生産者の上に容易に後轉することが屢々ある。斯くて後轉されたる當該生産者は果して終極的に租税を負担しなければならぬかどうか、且つ其程度如何、又一般に、後轉されたる斯る租税の後續作用は何であるか、と云ふことに對しては再び、前轉をも決定するところの總ての状態が影響するのである。

借家人に前轉されるどころの家屋税に於いては、後轉行程が特徴的に構成され得る、何となれば、恐らくは、新建築、即ち供給が家屋及び住宅に依つて影響されるからである。租税の後轉は、労働者及び一般に「細民」の側に於いて、特に困難であらう。租税の後轉に對する、即ち例へば、労働者階級の上に高き價格に於いて前轉される所の間接消費税（鹽税、煙草税、麥酒税、火酒税、多くの關稅）の後轉に對する條件は、直接賃銀税及び夫れと等しき租税の前轉に對する條件と同じである。此場合に於いても亦世人は、労働者の課税を雇主及び労働生産品の（富裕なる）消

費者の上に後轉することの困難を、極めて過小に評價し、而して氣樂な併し乍ら許す可からざる樂觀論に於いて行動するのである、又は——此點に於いて正に理論が、彼等の主張する後轉の起るがためには必然的に存在しなければならぬ所の諸事情をば、充分に示すことが出來、又斯る諸事情の現出は如何に蓋然性の少なきものであり、且つ如何に效果の疑はしきものであるかを、容易に示し得るにも拘はらず、依然として樂觀論の中に行動せんと欲するのである。之に就いての詳細は後條消費税の所論の第四章にある。

（一四九）——D 最後に、前轉並に後轉が化成され得る所の更轉に對しても亦一般的原則を樹立することが出來る。即ち、租税が前轉され又は後轉されたる人々の全境遇が、最初の前轉者及び後轉者の境遇と相等しきことの多ければ多い程、その更轉は蓋然性多きことであり、且つ同種となるのである。

即ち斯くの如くにして、例へば、關税を支拂ふ輸入大商人から最後に當該物品の消費者に至る迄の種々なる受取人の上の、輸入税の續進的前轉は可なり平等に期待することが出來る。

其の他の點に於いては、此更轉は、全く前轉及び後轉に於いて述べたるどころの状態の標準に従つて形成される。更轉は、生産品の、商業物品の、商業物品の給付などの消費者として何等かの方法で最初の納稅者と交通する所の人々の益々廣き範圍に及ぼす一租稅の作用は、此等の生産物の高められたる價格に於いて、有效に行はれるといふ結果に導くのである。

納稅者の最初の稅額は此の様にして往々益々小なる部分に分解され得る、而して夫等の部分は、生産費目が物財と給付との此價格の上に置かれると同じ様に、利子、賃借料、小作料等の率の上に置かれんとするのである。此事が果して現實に起るか、どうか、且つ起るとすれば其範圍如何といふことは、一般に説明することは出來ない。競争の諸關係、及び前節に於いて言及されたる多様な總ての状態が、此事を共に決定するのである。自由交通に於ける、租稅額の斯る一般的更轉の可能性、及び課稅されたる個々人の多くに於ける更轉の傾向を否定することが出來ない。併し乍ら租稅負擔のより、平等なる配分の上に向けられたる交通の一定努力は、此點からは派生することが最早出來ないのである。

外國が有效に内地租稅の共同負擔者とされ得ざる限り、「一國民の經濟行爲の總體に依つて」「總ての租稅の總額が實際に生産され」なければならぬことは自明の理である。國民又は國民經濟は全體として、如何なる状態の下に於いても此租稅の負擔者である、而して租稅の最初の賦課は如何にして生ずるにしても、最初の納稅者は誰であるにしても、交通に依つて始めて、個々の國民成員に對する終極の『租稅配分』が現はれるのである。

(VII) — 一五〇。之れを要するに轉嫁一般に就いての前掲の議論の結果は次の如くである。即ち、轉嫁は事實上、交通に於いて多大の程度に起るものである、併し乍ら往々にして、全然打勝つことの出來ない大なる困難の下に於いて行はれるに過ぎない。其影響を豫め一般に確實に決定し、又は事後に於いて是れを確實に告知することも亦不可能なのである。それ故に、不利益なる且つ不公平なる課稅が轉嫁に依つて、縦令逐次的とは云へ、正しく配分せられると云ふ事に對する保證は與へられない。是れを以て、現實に生じたる轉嫁の好都合なる結果を證示し、新稅に對し舊稅を辯護することは、一般に可能なことではない、又たとへ特殊なる場

合に於いても、此範圍に於ける因果關係の錯綜のためにそれは極めて困難であり且つ不確實なのである。故に、希望される、推定される、且つ蓋然的なる轉嫁に關しては餘りに樂觀的であるを許さない。寧ろ吾々は、國民經濟の公正との原則に適應するやうに課税を初めから出來る限り施設すべき任務を有するのである。

第十篇 エマヌエルヴルム

租税問題に就いて

一九一三九月十八日社會民主黨の黨會日の演説

従來の諸經驗は、ラサルレが彼れの『労働綱領』に於いて五十年前に表示したるところのことは、流動資本と固定資本との間の此争闘並に労働階級に對する二種の資本の聯合的争闘とに於いて益々明かに現はれてゐる、といふ事實を證明してゐる、即ちラサルレが一つの定理に綜括し、尙其上歴史に於ける多數の例に依つて證明したる所の事、即ち『一切の支配階級は租税制度に對しても亦彼等の刻印を捺す』換言すれば政治的權力は經濟的權力に迄利用されると云ふ事である。政治的權力を有する者は、權力を有せざる者の上に租税負擔を課する。それがブルジョアに課税する大地主であると、労働階級に負擔をかけるところのブルジョ

アと大地主との合したものであることを問はない、之を以つて、若し労働階級が政治的權力を得るならば、労働階級に對しても、亦流動資本と固定資本との超すことの出来ない利害對立に於いて決定的に作用することの出来る時が來ると云ふことになる。それ故に労働階級は租税問題を極めて根本的に研究しなければならぬ、何となれば、吾々が只今遭遇してゐるが如き斯る矛盾、斯るデレンマ——吾々が速かに解決しなければならぬ所の、明かに未だ解放されざるところの問題の前に立つ——が再び繰り返へされるが故であり、又再び繰返されなければならぬが故である。

それ故に私の主文の冒頭に次の定理を置いた譯である。即ち

『資本家制社會に於いては、租税負擔の配分は一つの政治的權力問題である、即ち政治上より、強き階級は政治上より、弱き階級の上に租税を課する、之に依つて、資本主義の本質に横はる所の労働階級の搾取を更らに大ならしめるものである。』

此最後の定理に就いて吾々は尙二三述べるであらう。

租税負擔は、政治上且つ經濟上支配せる階級が被支配階級即ち労働階級の上に

置くところの搾取の一部分を構成する。之に對し吾々は、總ての者に對して平等なる權利と平等なる義務とを得んと努力するところの黨派として、租税制度に於ける他の者に依る壓迫でなく、此制度に於いても亦平等なる權利を要求するのである。而して今日の社會は經濟上不平等なる諸階級を包藏するが故に、只租税は被課税者の經濟的給付能力に應せしめられることに依つてのみ平等が作られ得る。而して此事は私の主文の第二の定理の云ふが如くである、即ち

『社會民主黨は經濟的給付能力に依る課税を要求する。』

併し乍ら、吾々の態度決定に對する此可動點を正しく判定し得る爲めに、吾々は、吾々マルクス主義者、換言すればマルクスの見解の上に立つ吾々社會民主黨員は——他の社會民主黨は實際ない——如何に今日の社會の分類を認めるかを研究しなければならぬ。資本論の第三卷の最後の章に於いて、マルクスは云ふ

『其等の夫々の所得源泉は勞賃、利潤及び地代であるところの、單なる勞働力の所有者、資本の所有者、及び地主即ち賃銀勞働者、資本家及び地主は、資本家的生産方法を基礎とする近世社會の三大階級を構成するものである。』

此定理は經濟的給付能力の吾々の判定に對する基礎を作るが故に、私は之を私の主文の第三の定理として採用する。即ち

『資本家的生産方法を基礎とする社會は三大階級に依つて形造られる。即ち單なる勞働力の所有者、即ち賃銀勞働者、

資本の所有者、即ち資本家、

土地の所有者、即ち地主。

それに従つて所得は、賃銀勞働、利潤及び地代から生ずる。』

賃銀勞働、企業利得及び地代——資本家的社會の此三つの所得源泉——は生産行程に於いて現はれる、即ち第一には、勞働者の維持に、彼れの消費に役立つ所の勞働者の消費基金であるところの勞働者の所得に於いて現はれ、第二は資本家階級が其の維持の爲めに使用する所のものとして、即ち資本家の消費基金として現はれ、そして第三には、資本家の生産基金として資本家が其慾望の充足に使用するものを超過するものとして現はれる。

吾々が資本家制社會に於ける勞働所得の上の一切の租税に反對であること云ふ

事、吾々は勞働者の消費基金に負擔をかけるを欲しないこと云ふことは自明のことである、何となれば、資本家制社會に於いては、勞働者の所得は常に、文化人よりも廣い意味に於ける人間らしき生活法に對して必要である所の限界以下にあるからである。

併し乍ら、縱令吾々が資本家制生産方法の總體を排除することを欲するにしても、然り吾々は實に資本家制生産方法を排除することを欲するが故に、若し吾々がそれに必要な權力を得るにしても、資本家階級が其消費以上に獲得したる總てのものを、即ち資本家階級が生産基金に於いて蓄積するところのものを無雜作に租税に依つて沒收することが出来ることは、吾々は決して信することが出来ない。社會的生産力の發展は、マルクスの意見に従へば、勞働階級の勃興の前提である。只然る後に於いてのみ、勞働階級は、經濟的關係及び政治的關係の改造を達成することが出来る。只然る後に於いてのみ、勞働階級は、マルクスの云ふが如く、若し社會的生産力の或る發展が到達されてゐるならば、『各個人の完全なる且つ自由なる發展を原則とする所の一つのより、高き社會形態を作る』ことが出来る。隨つ

て吾々は、發展を阻止する總てのものを許容することが出来ない、そして、若し經營を擴張し擴大する爲めに、即ち生産を擴張する爲めに、資本家に依つて費される資本が——若しその資本が更に生産の擴張に、即ち生産力の發展に役立たない目的に使用せられるならば、此發展は阻止される。資本家の消費基金、即ち資本家が階級として個人的消費に利用する所のものは、資本家が階級として實に資本家制社會に於いてさへも不用となつてゐる限りに於いて、租税に依つて完全に食ひ盡され得るであらう、即ち沒收され得るであらう。生産は最早生産の指導者としての資本家に依つて行はれないで、只資本家の資本の力で行はれる。國家の企業及び株式會社は、資本家と云ふ個人が資本家制經營に對して必要なものではないといふ事實を證明してゐる。之に反して、經營を擴大する爲めに、生産を益々多く發展さす爲めに必要である所の蓄積基金は、社會主義的社會に於いてさへ維持されてゐなければならぬものである。何となれば、若しそうでなかつたならば、人間の勞働が各個人に完全なる且つ自由なる發展を與へ得るだけ充分に收益がある爲めに必要である所の生産、分配全體の一切の發展が止むからである。

併し乍ら資本家にして、彼れが沒落することを欲しない以上、彼れが企業から得る所の餘剩價值に對する無制限な主人公では決してない。若し彼れが過剩に得るところのもの、總てを消費するならば、彼れは他の資本家の競争に依つて沒落するであらう。マルクスは之に就いて『資本論』第一卷に於いて云ふ

『資本家制生産の發展は工業的企業に投下されたる資本の不斷的增加を必要ならしめる、そして競争は外的強制法則として一切の資本家の資本家制生産方法の内在的法則を支配する。競争は、資本を維持するが爲めに資本を絶えず擴張することを資本家に強要する、そして資本家は只累進的蓄積に依つてのみ資本を擴張することが出来る。』

即ち、企業家は彼れの利潤の如何程を消費基金に引き入れるか、換言すれば、彼れは如何程を個人的に消費するか、且つ彼れは如何程を蓄積基金に依つて彼れの企業に充當するか——それは、彼れの任意に在するに非ずして、その當時の經濟的關係に依つて決定されるものである。他方に於いて、此共同體が租税の收益を更に

生産力の發展に費すときに於いてのみ、蓄積基金は租税に依つて私的資本から取り去られ、共同體の爲めに消費せられるものである。そは外見上は、實際的に吾々が全然關與せざる理論的考察である、併し乍ら諸君は直ちに、吾々は日々の争闘の實際に於いては夫れと關係しなければならぬと云ふ事を悟るであらう。即ち若し租税負擔が資本家の上のみ落ちるならば、租税が如何なる目的に對して支出されようとも、夫れは労働者にとつて全くどうでも善いことである。と往々云はれる。併し乍ら夫れは決して當らない、——然も、資本家の蓄積基金に對しても、また消費基金に對しても當らない。蓄積基金は、若し共同體が此租税の收益を只一般の利益の爲めに生産力の發展に對して費す限りに於いてのみ、租税に依つて私的資本から取り去られ、そして共同體（國家、公共體）に對して費されてよいのである。ところで消費基金も亦一切の任意の目的に對して租税に依つて資本家から取り去られてはならぬ。若し例へば資本家の消費基金が軍事上の目的に對して費されるならば、會議に於いて大臣から又反對者から屢々斯う云はれるのである。『諸君の欲するところのもの、其ものに依つて更に労働者は大砲の製造に於いて、船舶

要塞などの築造に於いて仕事にありつくであらうと。併し乍らそが若しも軍備の使途に費はれない時には、資本家の純然たる個人的慾望の充足に對して消費されたであらう所の資本が、軍備に對して費されるならば、資本は一つの生産から他の生産に移るのであつて、然も労働者全體が損害を蒙るの結果を有するのである。資本家が其個人的欲求に對して得るところの藝術品及び贅澤品については、多くは手工業者及び熟練労働者が活動するに反して、大工業に於いては、軍備工業に於いては、主として、比較的に極めて少數の労働者を有する機械力が働くに過ぎないことを吾々は發見する。即ち大金額は固定的經營資本として投下せられ、比較的より少き金額が可變的賃銀資本として投下せられるのである。さて今まで資本家の個人的慾望の充足に對して役立ちたるどころの金額が經濟から取り去られるならば、若しその金額が大工業に轉換するならば、今までよりも比較的少數の労働者が贅澤品工業及び藝術品工業に於いて仕事をすることになる。そして他の生産への此資本の轉換に依つて失業状態が喚起されることとなる。

其處で吾々は斯う質問しなければならぬ、即ち、一體全體何時吾々社會民主黨員

たる者は、資本主義的國家に於いて租税を承認することが出来るかど。此質問を吾々は常に政治上のみならず、國民經濟上にも亦提出しなければならぬ、而して國民經濟上の答に云く若し租税が社會的生產力の發展に對して費されるか又は共同生活に對して必要な勞働力の維持に對して費されるその時に於いてのみ、吾は租税を承認してよい、併し乍ら、若し租税がそれと反對の目的に費されるならば、殊に租税が勞働者に敵對せる目的に費されるならば、吾々は夫れを承認してはならぬ。(其通り其通り!) 社會民主黨は、文化を總ての人間に分け與へることを欲するところの文化の黨派として、是れまで未だ嘗て爲されたることなき大なる要求を社會になすのであるからして、吾々は過去のマンエチスター主義に反對し若し租税が吾々の意味に於いて國民經濟的に費されるならば、共同體に對して豊富に總ての資金を承認しなければならぬと云ふ意見である。随つて社會民主黨は租税承認に對して二つの根本要求をさなければならぬ、即ち、(一)勞働階級の利益の爲めの租税の消費、(二)經濟上より、強き者の重課が是れである。夫れが吾の租税綱領に對する基礎なのである。

之に對して、百十四會議の動議にまで凝結したる一つの異議が擧げられた。此異議たるや、種々なる會議の演説に於いて現はれ、種々なる新聞論説に於いて、例へば七月二十三日の『グライヒハイム』紙に於いて現はれたのであつて、その思想は斯うである、即ち、租税が斯く斯くのものであるかに於いて諸君が如何に苦しむとも、結局には勞働者が總ての租税を負擔する、總ての價值を作るところのものは、勞働者である。若し百十四會議の決議の第一項が一つの意味を持たなければならぬとするならば、それは私が消極的符號を與へ且つ無意味と名づけてもよいところの意味を有し得るに過ぎない。第一命題は云ふ『總ての公的租税は』——其處で私は既に蹟く、何となれば吾々は私的租税なるものを知らない、黨費でさへも決して私的租税ではないからである——『階級國家に於ける總ての公的租税は、形式上所有財産の上に課せられると勤勞の上に課せられるとを問はず、所謂直接税として徴收せられると間接税として徴收せられとを問はず、結局は勞働階級に依つて支辨されるものである、何となれば今日の社會に於いて總ての社會的富を作るところのものは勞働階級であるから。』若し此命題にして、餘剩價值は勞

働者の支拂はれざる賃銀であると云ふこと以外に、更に何ものをも意味しないとするならば、それは絶対に何等新しきことを云ふものではなく、又此命題に屬するに當らぬものである。(至言！至言！) 併し乍ら若しその命題が租税問題と關聯して一つの意味を持たなければならぬとするならば、即ち『形式上所有の上に課せられると勤勞の上に課せられるとを問はず』といふ點に於いて意味を持つならば、それは斯ふ意味である、即ち諸君は頭を悩ます要はない、何となれば勞働階級が社會的富を作るが故に、租税を支辨するところの者は結局は勞働階級であるからである。(同感！) 勞働階級のみが社會的富を作ると云ふことに就いては吾々マルクス主義者は既に以前から明瞭である。併し乍ら勞働者にとつてはフリッツ・ロイテルの就いて云ふところの彼の百姓と同じ關係である『肉團子と李とは非常に結構な喰物に違ない、だが不幸なことには俺は未だ味つたことがない』(喝采)。勞働者は社會的富を造るには造る、けれども彼等はその何物をも有しないのである。勞働者はその一部分を賃銀として受取り、他の部分は企業家が餘剩價值として受取る、而して此分割が實行された跡で、最早此分割に就いては寸毫

も動かすことが出来なくなつた跡で始めて租税が遣つて来る。(同感！) 而して租税が誰れから徴收せらるゝか、餘剩價值から取られるものか或は賃銀が取られるのかといふことは、どうでも宜いことであらうか？ (名言！) ところで若しも決議第百十四條に於いて是れが明言せられないとするならば、同條は果して何を意味すべきものであるか、余は之を知らない。若しもそれが何物かを意味すべきものであるとするならば——私は斯くの如き思想をその究極まで考へることを敢てすることは殆んど出来ない——諸君の欲することをすれば宜い譯である、即ち餘剩價值にも租税を賦課すべきである、が企業家はより、強者なのであつて、彼等は諸君から再び租税を挽ぎ取り、諸君は血を流すことゝなる。諸君が何を爲さうと、それは全然どうでも宜いことであらうか？ 若しもそれが眞理であるとするならば、吾々はたつた今黨會を閉ぢることが出来るであらう。

所で、他面に於いて、資本は租税によつて勞働者に負擔を加へる傾向を有するものである！ さうすると正反對の説が現はれて『併し、そんな事は全然何うでもよいことで、勞働者は自ら防衛するであらうし、結局は資本の利潤に轉嫁する事に

成功するものである』と言ふ。これが即ちリカルドの見解であつた。併し、——労働者の政治的及び労働組合的組織によつて益々多くの餘剩價値を資本家から奪回し得るとしても、それには争闘が必要なのである。それ故に、労働者に先づ負擔を與へ、次に労働者をして争闘によつて再び其の自由を獲得せしめるか、或は、最初から労働者に自由を與へるか、といふ事は決して何うでもよい事柄ではない。如何なる租税形式、如何なる租税種類が存在するか、といふ事は労働階級にとつては全然何うでもよい事であり、又社會民主黨に取つても全然何うでもよい事であるといふ見解——此見解は大會に於いて何等の反響をも見出し得ないであらう、と自分は確信する。何となれば、此の如きは吾々の一切の努力の破産の宣告だからである。實に議決の前題二つと結題とは不合理極まる矛盾に陥つてをる（その通り！）、是れは後に述べることにする。以前私を辯護して呉れた立場に在る人々が自分の主旨を甚しく輕視し、『個々の租税種類の寄せ集めであり、個々の租税種類に論及するのは餘計な事である』と稱するとは云へ、尙ほ、自分は此所で、時間の許す限り、個々の租税種類を論じ、個々の租税の經濟的價値を知悉する事の如

何に重要な現實的意義を有するものであるかを示さうと思ふのである。これを明瞭に知つて居ないと、實際の運動に當つて多くの不利益を招くものである。例へば、吾々はラサルレ以來、間接税に反對する事に慣れて居る。これは當時に於いては全然正當であつたのである。何となれば、其の當時では、徵收方法から見ても間接であるところの一切の間接税は實際に資産の少いもの、就中、労働者に課せられてあつたからである。當時では、消費税も地租も労働階級に課せられ、これ等の租税がパンを騰貴させ、一切の享樂手段を騰貴させたのである。併し乍ら、是れは、それ以後に於いて、一部分變化し、特に大なる世界經濟的變革によつて變化して居るのである。故に、吾々は、唯だ租税を其の徵收の形式からのみ見る時に、即ち、租税を支拂ふものが實際に其の租税を負擔して居るかどうか、或は、納税者が其の租税を消費者に轉嫁し得るか否か、といふ事を見る時に、間接税には悉く反對であり、直接税には悉く賛成するといふ公式を墨守するわけにはゆかぬのである。例へば、麥酒税は間接税である。麥酒税は釀造家によつて支拂はれるが、それを負擔するものは消費者である。唯だ労働階級が、或は麥酒のポイコットに依り、或は組織的抵

抗によつて、租税の轉嫁を拒絶するに成功するを得た時に於いてのみ、醸造家がそれを支拂はなければならぬのである。麥酒税に就いて見れば、吾々も、最近、立法者が資本家階級の利益を認め、轉嫁を殆んど不可能ならしめ且つ勞働階級の常に負擔し得る程度に租税を制定するに至つたのを知るのである。

それ故に、自分の主文には次ぎの如く言ふ。

『直接と間接とを問はず、租税の徴收形式は、效果に對しては決定的なものではない、言ひ換へれば、實際に租税を負擔する者は誰れであるか、といふ問題に取つて決定的なものではない。』

被課税者の負擔しなければならぬところの租税が直接税である、而して、生産費に劃一的の影響を與へ、隨つて商品の價格を騰貴せしめるところの租税が間接税である、これは、被課税者から第三者に轉嫁せられるものである。

故に、租税の效果が直接であるか、或は間接であるか、といふ事は必ずしも一樣に確定しては居ないで、種々なる國民階級の經濟的勢力關係によつて變遷するものである』と。

即ち、吾々は、納税者と擔税者とが同一人であるか否かに依つて、又、徴收形式から見て、租税が直接であるか否かに故つて判斷してはならぬのである、寧ろ、吾々は、租税の效果如何、其の租税が轉嫁せられ得るや否や、否、その租税は轉嫁せられなければならぬものであるか否かに依つて判斷すべきである。立法者は、往々にして、租税を負擔する者と租税を支拂ふ者とが同一人でない、即ち、租税を負擔する者は醸造家でなく飲酒家である、と豫定してかゝらうとする。併し乍ら、此の租税の轉嫁可能性は、決して永遠的なものでは無くて、變遷するものである。此の可能性は種々なる國民階級の經濟的勢力關係によつて左右せられるからして、吾々は租税の效果を常に嚴密に檢査しなければならない。徴收形式から見て直接税なるものにも吾々の反對すべきものがあるし、徴收形式から見て間接なるものにも、吾々の賛成し得るものがあるのである。

吾々の主張すべき租税に就いて、自分の主文は次の如く言ふ。

『餘剩價值（地代、貸附利子、企業利得）は悉く課税せられ得る。』

餘剩價值を斯くするには、直接、所得と財産とに對する課税に依つて爲される。

但し、此の所得と財産とが勞銀のみから發生して居る限り、課税を免除せられなければならぬ、而かも、現時の租税法の容認してをるところの生活最小限度よりも遙かに超越したものが免除せられなくてはならぬ。』

餘剩價値は所得及び財産税によつて直接に課税せられる。これ等の租税は、形式から見ても、其の効果から見ても直接税である。何となれば、これ等の租税は轉嫁することのできぬものだからである。所得税は單に實有の人にのみ課せられ、非物質的資格者（株式會社、營利會社）には課せられぬが、吾々の見解から言ふと、これは許すべからざることである。所得税は組合にも擴張して課せられてゐるが、これは狂氣の沙汰である。何となれば、組合が所得として所有して居るものは、勞働者が商品に對して交付したところの價値の支拂過剩部分に過ぎぬからである。特にそれは普魯西に於いて興味がある。此所では消費組合の拂戻にも課税せられてゐる。此拂戻を受けた勞働者は、その拂戻に對して更に課税せられる。所で、勞働者の所得に對しては、そうでなくとも既に課税せられてゐるからして、此の勞働者の所得は三重に課税せられることになる。随つて免税限度はすつと高

められなければならぬのである。……………

同じやうに、租税の累進、即ち租税の漸屬的增加も必要である。此の要求は最初小有産階級の提出したもの（一八四四年にレオン・セーが初めて高唱したもの）で、續いて、大収入を有する金融業と農業資本との猛烈な反對があるに拘らず、一般に租税法の中に採用せられるに至つたのである。一八九五年、ミクエルが普魯西の所得税を五パーセントに引き上げやうとした時に、彼は大金融業及び農業資本の側から手酷い攻撃を受けたのであつた。彼等は實に此の引き上げをもつて財産の沒收であると稱したのである。一八七八年、既に、伯爵ベトウシキ・フックは、累進所得税の要請は社會主義者取締法を適用すべき共產主義的要請であると、聲明して居る。此の如き見解は未だに廢れて居ない。蓋し尙ほ一九一〇年に於いてハルレに催された普魯西農業會議所會頭會議は、『帝國の直接所得税採用は財産收用の端緒である』と聲明したのである。即ち、一般に此の租税が實際に資本を目標として居るのを怖れてをるのである。それにしても、比例が餘りに小さ過ぎる。最高率も餘りに低過ぎる。ブレーマンやハンブルグの累進は八パーセン

トにのぼつて居るが、普魯西のそれは現時の附加税を含めてもまだ五パーセントに過ぎない。併し、此所で考慮しなければならぬことは、ハンブルグやブレーメンでは少しも地方税を徴収してゐないが、普魯西では地方税は多くの場合國家所得税の一〇〇パーセント以上に達して居る、といふ事である。即ち、實際に於いては、ハンブルグやブレーメンの最高率は國税に對して僅々四パーセントに過ぎぬのである。

自分は、主文の中で、特殊の所得源泉に對する即ち勞働收益、報酬、俸給、給料に對する租税の存する事を指摘しておいた。併し乍ら、これ等の部分的所得税は正當なる所得税の代用とはならない、殊に、これ等の所得税は企業利得を逸して居る、而して勞働所得にも亦及ぼさるゝ時に於いのみ徵税高は豊富なるに過ぎぬ。吾々はまた不合格者に對する兵役免除税——これは奧太利や瑞西で行はれて居り、吾が國でも反セム主義者が要求して居るが——に賛同してはならぬ。吾々はそれを拒絶した、何となれば、それは殘忍な租税だからである。不合格者は兵役の失費を有しないから、確かに利益を有する。併し乍ら、不合格者の營利能力は恐らくより

少くはなからうか？ 健實な累進と特に公正な租税額査定とを行へば、財産税と所得税の援けによつて充分の租税収入額を捻出し得るのであつて、敢て此の如き愚事を行ふ要はない。

自分の主文には次ぎの如く言ふ。

『餘剩價值より生ずる所得及び財産は、それが大なるに従つて、益々多く課税せらる可きである（累進課税）。』

財産より生ずる所得（有源的所得）は無源的所得（補充税）よりも多く課税せらるべきである。生活費の獲得に必要なところの財産は免税せられなければならぬ。

一定源泉（賃銀、俸給、給料、職業等）より生ずる所得に對する租税、即ち勞働收益税は決して一般所得税の代用とはならぬ。特にその理由は、勞働收益税は餘剩價值即ち企業利得を逸して居る、而かも勞働所得にも課せられる時に於いてのみ徵税高は大なるに過ぎぬ。これは不合格者に對する兵役税に就いても同じに言へることである』と。

財産より生ずる所得は營利より生ずる所得よりも多く課税せられなければならぬ。財産税は所得税の補足である。實際に於いて資本家階級も漸次に此の課税を認めるやうになり、普魯西の補充税、例へば最近の國防税では、財産より生ずる所得に對しては勞働所得に對するよりも多く課税してゐる。併しブルヂオア財政々策家の中には財産税の引き上げを以て經濟的發達の全般に對する大なる危険と見るところの反對潮流が存在するのである。

財産の種々なる形式、例へば、利息、株式會社の配當、監査役の賞與等に對する諸税は、吾々の賛成し得る直接所得税及び直接財産税である。併し乍ら、これ等の租税も要するに一般所得税及び財産税の補足であるに過ぎぬ。主農論者、不動資本の側からはこれ等の租税が殊に推稱せられ第一に考へられるが、是れは、これ等の租税が農業資本を目標とせず、動産資本を目的としてをるからである。併し、吾々は、至極公平に、農業資本をも動産資本をも根本的に把握する準備を有するものである。——同様に、財産増價税は動産資本並びに不動資本を目標とする時に吾々の賛成し得るところの直接税である。其の筋の言ふ所に依ると、此の財産増價税なる

ものは浪費と輕卒との獎勵金なのである。——是れを議會に與へた覺書の中で聲明した者は、現在の財政大臣レンチエ博士であつた。——而して、此の説を承認しやうとするものは、そう考へても宜しい。併し乍ら、自分が既に論じておいた如く、それは、企業家が其の資本を輕卒に浪費するであらう、といふ個々の場合である。賢明なる自己保存の利益から言へば、企業は、寧ろ、一層高き程度に其の生産を維持せんが爲めに、其の資本を集積しなければならぬ。然らざれば滅亡するからである。故に、吾々は、資本家が此の租税によつて浪費家になり、千マークの租税を納めるよりも寧ろ好んで十萬マークを浪費するに至るであらう、といふ如き不安を抱く必要はないのである。他方に於いて、此の財産増價税は大資本家に對しては安きに過ぎ、小資本家に對しては比較的に高きに過ぎるから、一個の『惡税』である、それにも拘らず吾々がこれに賛成するのは何うか、といふ批難がある。——併し乍ら黨員諸君、吾々に取つてそれは何であるか？ 資本家同志はそれが爲めに互ひに掴み合ひを始めることもあらう。資本家が從來勞働階級に對して行つた事柄を、今度は、大資本家が小資本家に對して行ふのである。租税がそれでもまだ充分でな

いとすれば、小資本家自身が其の事に配慮するであらう。確かに、彼等は経済的根據を擔ぎ出し、資本蓄積を必要とするものは第一に小資本であり、此の租税によつて小資本から蓄積の可能性が奪取せられる時には、生産行程が傷害せられるに至る、と言ひ得るであらう。併し乍ら、それは誇張の妄斷である。吾々は、實に現實に、種々なる資本家階級を相互に不和ならしめるに寄與すべきあらゆる原因を所有する者である。吾々が少数者である限りは、吾々は、唯だ資本家階級内部の對立によつてのみ、或る事柄を達成し得るのである。労働階級を愛する事だけでは、吾々には何物も與へられない、寧ろ少数者である吾々は他のものとの聯盟によつて一個の權力を形成し得て初めて爲し得るのである。

財産税に就いて自分の主文は次ぎの如く言ふ。

『利潤を招來する投資の収益、即ち、公私を問はず（國家及び組合等の）債券の利息、株式會社の配當（配當税又は利札税）賞與金（株式會社監査役に對する報酬）に課する資本利子税は、徴收は間接的ではあるが、財産税としては直接に作用するものである。』

併し乍ら、これ等の租税は、特に不動資本（土地所有）を全然逸して居るからして、單に所得税及び財産税の補足をなすに過ぎぬものである。

財産増價税も亦直接財産税である。併し、此の租税は、動産資本のみでなく、不動資本（土地所有）をも目標とし、且つ、累進的でなくてはならぬ、而して、増價最小限は、それが労働所得から生ずるものである限り、免税せられなければならぬ。』

併し乍ら所得及び財産に對する課税は、上述の如き所得税、財産税及び附加税に依るだけでは充分でない。何となれば、税額査定は、良心的に行はれる場合でも、極めて困難であり、又實際に於いて、全所得と全財産とを申告せしめる事の實行が甚だ困難である事から見ても、既に充分とは言へぬのである。是れが故に、吾々は、依つて以つて實際の所得と財産とを監査し得るところのあらゆる方法を求めるべき凡ての原因を有する者である。其の方法として役立つものに相續税がある、又それ故にこそ、此の相續税は大資本家から反對せられるのである。相續税及び贈與税は直接所得税及び財産税の補足であり、脱税發見の此可能性から見ても、それ自體に於いて大なる意義を有するものである。……

それに就いて自分の主文は次ぎの如く言ふ。

『財産及び財貨の移讓（法律上の交通）は、徴收の方法からは間接税に屬するところの交通税を課せられる。』

併し乍ら相續税即ち人格である被相續人から徴收するのでなく、其の遺産から（即ち間接に）徴收せられるところの非人格的財産税の効果は常に直接的である。

特に各相續人の相續分に課税する相續税では、遺産の大部分は相續最小限度として免税せられる。相續税は遺産を全體として課税する遺産税よりも有利である。

相續税によつても、亦、所得税及び財産税の脱税を摘發する事が出来る。

相續税は生者に對する贈與の課税によつて補足し得る、何となれば、此の課税は相續税の脱税を妨げるからである。』

價值増加——動産資本に於けるものでなく、建物及び地所に於けるもの——に對する課税は、近年屢々提唱せられ來つたところの一の租税である。併し乍ら、正

に此の租税に就いては、吾々が其の効果に關し嚴密に研究する事が極めて必要である。吾々は外部のレツタルに依つて租税を判斷してはならぬ、同一の租税にしても、或る時には勞働階級に有利に作用し、或る時には不利な影響を與へることがあるからである。一時、土地改良家から萬病藥として推稱されたところの不勞價値増加に對する課税も、建築資本の集中、即ち、各所に於ける土地會社に資本を集中する事に依つて、往時とは全然其の趣を異にするやうになつたのである。土地會社が獨占權を有する場合には、即ち、需要よりも供給の多いといふ住宅關係の不況時代を持ちこたへ得る資本を有して居る場合には、これ等の會社は、租税を簡單に事業費に記入し、其の次ぎの有利な狀況の時には、それを、會社の所有するところの地所や建物の價格に加算するであらう。土地會社と大金融業とは、吾が國では、異常に重要な役目を演じて居る。大金融業即ち銀行資本が都市の土地資本と密接な關係にある事は諸君御承知の通りである。吾々は、『ライヒス・アンツァイゲル』紙の最近の調査に依つて、今日、獨逸の八十六銀行の所有する株式資金が二十五億であり、而かも、其の半分は八大銀行の所有であつて、これ等の銀行はまた相互に提

携し、多くは小銀行に對して所謂監督權を行使して居り、更に、これ等の大銀行は幾多の土地會社と連絡して居る、といふ事を知つて居る。さすれば、吾々は土地に於ける不勞的價值増加に對する課税は、如何なる場合でも容認すべきものであるか、どうかを根本的に檢査する必要があるのである。家屋の價格は、他の價格と同じく、需要と供給とに依つて左右せられるものである、而して住宅難が起つて來れば、土地及び家屋の所有者は、其の租税を直ちに購買者、賃借人或は小作人に轉嫁し得るのである。故に、——これは土地改良家に依つて常に要求せられて居る事である——此の租税を市町村會決議によつて地方的に採用するのが唯一に正しいのであるが、實に之に於いても亦、現在の資本主義的社會では、多くの市町村では家主が唯一の支配者であり、而かも増價税の施行を最も必要とするところに於いて是れが施行を妨げる、といふ反對支柱に衝突するのである。吾々は常に正しい事を發見する爲めに、まさに此の矛盾を突破しなければならぬ。租税に對する吾々の態度からすれば、正に此事は、抽出を開けて正しいものを引つ張り出し、これは賛成すべき租税であり、これはさうではない、といふやうに簡單にはゆかぬ事柄である。

それはまた村會にも無ければ、地方議會にもなく、國會にも無いものである。此の租税に於いて決定的なものは地方的關係である。而して此の租税は投機を阻害するといふ人がある時、自分は、此の如き土地改良家に對しては、騰貴的傾向が市場にあつてこそ初めて投機が行はれる、と答へなければならぬ。供給が需要よりも大であれば、投機を行ふものは皆無であり、需要が供給よりも大であれば、此の需要が更に人爲的に増進せられ、従つて、投機が價值と供給との抑制によつてより、大なる利潤を得やうとするに至るのである。併し乍ら、常に單に投機によつてのみ價格の變動が生ずる、と信ずるのは適當でない。

自分の主文にはそれに就いて、次ぎの如く言つてゐる。

『建物及び地所に於ける不勞的價值増加に對する課税は、必ずしも轉嫁し得るものではない、何となれば、此の租税は利得の程度の變遷に従つて目的物に對する效力が不等だからである。』

これに反し、均齊的に土地の賣價から徴收せられるところの土地移讓税は、容易に、小作人又は賃借人に轉嫁し得るものである。

故に決定的なものは地方的關係である。従つて、此の租税の採用又は廢止は、地方行政（市町村）に一任しなければならぬ、勿論、家主の利益をもつて市町村行政の基準とはしない、といふ前提の下で一任するのである。』

今日、吾々が動産資本に對して有してゐるところの財産移讓税、賣買契約に於ける印紙税、受取證書税、手形税、運送狀税、通行税等は、何れも、それが高率である場合には、交通の重荷となり、従つて、資本主義的發達の負荷になるものであり、吾々はそれに賛成しない。故に、吾々はこれ等の租税を拒絶する。これに反し、場合に依つては、投機利得及び會社設立利得に對する課税を考へる必要がある、これは吾々も今までには考慮しなかつたものである、何となれば、漸く現代に至つて初めて財政資本が此くの如く強大に發達したからである。諸君も知らるゝ如く、私人會社を株式會社に変更するとき、一遽にして所得税及び財産税に依る課税から全然脱離する莫大なる價值を生ずるのである。假りに、私人經營の或る工場が一百萬マークの價值を代表し、年々三十萬マークの利殖をして居るとする。此の工場を株式會社に変更すれば、市場では、最早や平均利潤以上を有せず、せいゝ、五パーセント又は

六パーセントを有するに過ぎぬが、併し、一百萬マークを以て市場に現はれるのではなく、五百萬若しくは六百萬マークを以て市場に臨むことになる。而して、此の四百萬又は五百萬マークの差額は、所得税及び財産税を課するに困難なところの會社設立利得である。これは屢々現はれる事柄であり、吾々が特に注意の眼を注がなければならぬところの事柄である。

自分の主文は次ぎの如く言ふ。

『動産資本に課する財産移讓税は印紙税の形式によつて徴收せられる。此の租税が商業及び交通の負荷となり、勞働市場に阻害的影響を與へ、又は、被課税者がこれを、經濟上より、薄弱なるもの、往々困苦にある第三者に對して轉嫁するに至る場合は、此の租税は拒否すべきである。故に、例へば、賣買契約、消費貸借、受取證書、手形小切手、運送狀、旅行切符に對する印紙税は拒否しなければならぬ。これに反し、投機利得及び會社設立利得に對する課税は認め得るものである。』

吾々の友人である埃太利のレンネルが租税に關する吾が黨の綱領の必要な補足を此うちに見て居るが故に、吾々に取つて大なる意義を有するところの他の租

税の項目は、収益税である。是れは或る種の所得収益に課するものであつて、即ち土地所有税及び家屋税並びに貸付資本税及び營業税がそれである。

収益税に就いては自分の主文は次の如く言ふ。

『所得取得の個々の種類の収益に課せられ、且つ、所得取得の手段（目的物）即ち、土地所有、家屋、貸付資本、商工營業（目的物税又は眞實税）と關係を有するところの収益税は、種々なる國民階級の經濟的勢力關係に應じて、其の效果に於いて非常に異なるものである。これ等の租税は單に所得税及び財産税の補足をなすに過ぎぬものであつて、決してこれが代用とはなり得ないのである。被課税者は屢々これを第三者に轉嫁し得る。』

自分は此處では主として地租及び營業税に就いて考察することゝする、何となれば、これ等の租税は、租税が一般的經濟關係によつてのみ判斷せられ得るものである事を示す典型的な事例をなして居るからである。レンネルは云ふ、所得及び財産を完全に課税せんとすれば、主として収益税を、特に農業地租を徴收しなければならぬと。さて供給が需要よりも小である場合には、地租は土地生産物の消費

者に對して作用する、これは正しい。併し乍ら、需要せられる以上の穀物が市場に現はれるならば、土地所有者は其の租税を消費者に轉嫁するを得なくなる。此の場合には、競争の爲めに、土地所有者は自ら租税を負擔するを餘儀なくせられるのである。普魯西に於いて穀物の過剰生産があつた限りは、農業家は地租に對する最大の反對者であつた、何となれば、彼等自ら地租を支拂はなければならなかつたからである。それ故に、一八一〇年、即ち、普魯西が最大の財政困難に陥つた時代に、地租の引き上げられようとした時に、貴族は反對したのである。併し乍ら、六十年代の初め、蒸汽船の發達に依り、即ち運賃の低廉によつて普魯西の土地所有者が其の穀物を英吉利に送り、これに依つて普魯西市場の在荷を一掃するを得るに至つてから後は、地租に對する農業家の反對も終熄したのである。ところが、穀物に世界的市價がある現代では、農業家に依つて専ら利用せられるところの最高價格が、世界的市價に關税を加へたものであるところの現代に於いては、地租は再び土地所有者が負擔しなければならぬことゝなつてゐる。又それ故に、現代では、農業家は再び地租引き上げ、否、地租そのものに對する最大の反對者である、そこで、如何に

租税の效果は變遷するものであるかが判る。一八五六年乃至一八六〇年に遡るラサルレの時代には、地租はまだ一個の間接税であり、消費者に轉嫁せられたのである、それ故に、彼れも亦此の地租を排斥した。今日では、吾々は、最早や、地租及び其の引き上げに反對すべき何等の理由をも所有しない、何となれば、現在の如き事情の下では、地租は消費者に轉嫁するわけにゆかぬのである、別して主要輸出國である南北亞米利加には地租が無く、露西亞に於いては極めて低廉であるからして、關稅と加へた世界的市價には僅少の地租が潛入し得るだけだからである。それ故に、地租は農業家に取つては負擔であらうし、それ故に、また、サルム侯は一九一一年四月八日の上院に於いて、『地租は廢止しなければならぬ、地租は殆んど財産の沒收に近いものである』と聲明したのである。事實に於いて、現在では、此の租税は農業大資本に對する租税として作用して居るのである。而して、普魯西では、此の租税は最早や國稅でなく、郡町村に移讓せられてあるからして、吾々に取つては此の問題は一層大切である、何となれば、吾々は國家に於いてよりも郡町村に於いて一層決定的である事が多いからである。たゞ此の際注意しなければならぬこと

は、現在の形式に於ける地租には大なる缺陷が附着するので、あつて、爲めに吾々は現時の形態のまゝで地租に賛成すべきかどうか一考を要する、といふ事である。地租は、現時に於いては、極めて粗野な且つ野蠻な租税である。故に、最近、パキエルンに於いて行はれた如く、地租と所得稅及び財産稅との何れかを選ぶべき權利を有する場合には、吾々は、所得及び財産稅を選ぶに相異なるのは自明の理である。併し乍ら、收益價格に依らず、賣買價格によつて査定せられるところの一層正しい地租を採用する事が出来ることすれば、ラサルレ時代の經驗に従へば、吾々もこれに反對しなければならぬ筈であるとは云へ、尙ほ、吾々は此の如き租税に賛成しなければならぬのである。即ち、此の如く、租税の意義は變遷するものであり、又それ故に、此の問題の考察は、吾が黨の綱領と帝國、國家及び郡町村に於ける吾々の事業の必要な補足である。

自分は自分の主文に於いて地租に對する吾々の態度を次ぎの如く略述しておいた。

『農業地租は、土地生産物の供給が需要よりも大であり、隨つて租税が生産物の價

格の上に加算せられない時にのみ、直接に地主に作用する。

これは、國境交易禁止によつて土地獨占權が確保せられてゐない限り、世界的市場が價格を確定して以來行はるゝ事である。

現在では、地租は地代に對する課税として作用する、即ち、直接に土地所有者に作用し、土地所有者は此の租税を他に轉嫁する事ができない。従つて、地租は地代を減少せしめ、是れと共に土地の價格をも引き下げるからして、地租は地代を社會全體に讓渡せしめる事になる。

是れと反對に、總て、地租の緩和又は廢止は土地所有者に對する一の贈物として作用する。

地租の税額査定は一般價值（交通價值、市場價值）によつて行はるべきものであつて、收益價值に依るべきではない、何となれば、收益價值は比較的、大なる期間に於いてのみ確定せられるものであり、従つて、實際の收益よりも遙かに劣つて居る事が多いからである。

地租が收益價值に従つて徵收せられる限りは、地租は土地増價税によつて補足

せられなければならぬ、而して、此の増價税は、土地を賣却する時に初めて徵收すべきものでなく、一定の期間に規則正しく徵收すべきものである。農業の土地に在つては、此の租税も亦直接に餘剩價值に對する課税として作用する。』

家屋税も亦市況に左右せられるからして、其の效果に於いて變遷するものである。それ故に、自分の主文は次ぎの如く言ふ。

『家屋税及び未建築地に對する租税（建築地税）は、必ずしも常に家屋及び建築地の所有者によつて負擔せられるものでなく、隨つて所有税として直接に作用するものではない。住宅の需要が其の供給よりも大であれば、これ等の租税は結局は賃借人に轉嫁せられるのである。併し乍ら、家屋税の廢止は家屋所有者に有利に作用するだけである。』

自分は此の最後の點を特に注意したい。何となれば、これは常に此の租税と關係があるのみではないからである。或る種の租税は常に消費者に轉嫁せられ得るとは云へ、吾々は、此の如き租税の廢止を以て直ちに消費者に有利である、と信じてはならぬのである。これは極めて重要な問題であつて、數年前、入市税撤廢に

際し、黨内に議論の沸騰した位であつたのである。家屋税が廢止せられ、且つ、市況も不變のまゝであり、隨つて住宅の缺乏が依然として存在し、建築資本が優勢を保持して居るならば、家屋税の廢止は家屋所有者に對する贈り物として作用するであらう。消費者はこれが爲めに利する所は少しもないのである。(然り、然り!) 一般に、此の如き地所税、家屋税等によつて住宅政策が遂行せられ得るものと信ずる者は、即ち迷路に在るものである。住宅政策は、唯だ、供給と需要とが、現在の社會秩序の許す限りに於いて、國家及び自治體の公益的施設によつて平均せられ、又土地改良——國家及び自治體が自ら土地を引受け、開拓し、永代借地とする、等の意味での土地改良を行ふ事によつて初めて遂行し得られるものなのである。これに反し、租税によつて住宅政策が遂行せらるべきものであるとするならば、忽ちにして極度の幻滅を経験するに至るであらう。

住宅税に就いては自分の主文は次ぎの如く言ふ。

『住宅税又は家賃税は、住宅の供給が其の需要よりも大である場合には、賃貸人の上に復歸し得るものである。併し乍ら多くの場合、是れは賃借人が負擔しなければ

ばならぬ、之に依つて、賃借人は、其の一般的所得及び財産を顧慮する事なくして、必需品に課税せられる事となる、何となれば、富める者よりも貧しい者の方が家賃の爲めに比較的、に多額の金を支拂はなければならず、又、子供の無い家族よりも子供の多い家族の方が大きな住宅を必要とするからである。

故に、賃貸價格も所得課税の基礎とはならぬものである。

窓税及び扉税も亦同じ様に作用するものであり、それは更に、賃借人に健康上の不利をも與へる。』

政黨といふ船の遅鈍い船脚を早める爲めに其の帆に一ぱいの風を受けたがるところの諸政黨の一特性は、彼等が租税政策をば、同時に經濟政策的方策にも利用するといふ事である。例へば營業税の場合の如きがそれである、營業税は中流階級政治家に依つて外見上、大資本に反對し、中流階級を援助する爲めに利用せられたのである。彼の中流階級政治家の意見に依ると、營業税なるものは最も嚴重に大資本に課せらるべきものであるが、その營業税にも拘らず、吾々は、小工業は、益々退歩し、益々甚しく大資本の隷屬に陥り、或は滅亡しつゝあるのを見るのである。

營業税は、經營資本と所得との區別を正しく把握することの出来ない杜撰な一の租税である。それ故にこそ、吾々は黨内に於いても、又吾が黨の地方綱領に於いても營業税を拒否するに一致したのである。土地及び建築投機の方面に於ける大資本は地所税及び増價税に對して猛烈に反對しては居るのは事實であるが、併し、決して到る所此等の租税を甚しく恐れは居ないといふ自分の主張の正當である證據として、自分は、資本家の利益を擁護しつゝある「ベルリーネル・ターゲブラット」紙の商業欄の一論文のみを指摘しよう。此論文は一九一一年三月二十八日に出たものであるが、其中には就中次ぎの如く述べられてゐる。「従つて、これ等の収益税は總て結局は消費者に振りかゝらなければならぬ事も確かである。租税の引き上げ及び増價税によつて家主及び地主に課せられた増加せる負擔は、賃借人に振りかゝるのである。而して、營業者は單に其の増加せる負擔を製品の價格に加算せんとするのみでなく、更に——事柄の自然として——價格を相當に引き上げて、大なる經費の埋め合せをするに至るであらう。」それ故に、此の方面では資本が優勢を占めて居るからして、結局は、消費者が此の租税を負擔するところの者

でなければならぬといふ事が、これで認められるであらう。

特別營業税に在つてもこれは同じである。吾々は小賣大商店税が如何にして轉嫁せられるかを明瞭に知つて居る。小賣大商店主が各供給者に與へた回章の内容には、今日以後、吾々が租税に振り向けねばならぬだけ金額を安くして品物を供給せよとある。小賣大商店が供給者に取つて最善の顧客であるからして、供給者自ら此の租税を負擔し、然る後、更にこれを賃銀に、又は其の他の方法によつて更に他に轉嫁するのである。それ故に自分の主文は次ぎの如く言ふ。

『營業税は、營利行爲の總収益に課せらる可きところの直接税である。併し乍ら、此の租税は外的の標準（投資、經營資本、交換）に従つて査定せられるが故に、其の當を得難く、従つて、弱者は多くの場合過重に課税せられるものである。』

移動店舗税、小賣大商店税、商品受渡税の如く經濟的に強大なる部類に課せられるところの特別營業税は、消費者及び供給者に轉嫁せられる、然るに行商税の如く、或は旅宿及び居酒屋に對する免許税の如く、經濟的弱者に對する課税は、此等の者に對し非常なる誅求を以て當るものである。

併し乍ら、申告義務を有する満足すべき所得税及び財産税によつて代策が講じられない限りは、營業税の廢止は消費者に利する所なく、往々、營業者に對する贈り物にとゞまるのである。』

消費税、即ち食鹽、麥酒、火酒、砂糖等に對する支出税は、どうしても消費者の負擔しなければならぬものである、何となれば、消費者はそれに對して何等の抵抗力をも所有しないからであるといふ事に於いては、ラサルレの時代以來、吾々の一致して居る所である。此の如き事實の存しなかつた場合でも、現代の立法は、既にビスマク以來、生産を制限して生産者の自由競争を中止し、隨つて租税負擔を悉く消費者に轉嫁せしめるが如き制度を作つたのである。これを最初に行つたのは火酒税で、これは表面的には過剰生産に對する罰税として施行せられたのであるが、實際に於いては慈善の賜物に變じてしまつた。生産者が互ひに連携し、密接なる團體を作つた時、即ち酒精飲料組合が出来た時、一九一二年、政府も其の外套を脱いだのである。贈り物が降つた。租税は倍額に引き上げられたが、それと同時に、酒精飲料組合は消費者が從來支拂つて居たところの總額をば特別利潤として取得した

のである。これは現代立法に於ける二重に批難すべき事柄で、嘗に民衆の必要とする一切の食料及び享樂資料を騰貴せしめるばかりでなく、更に、砂糖、麥酒、煙草及び燐寸の生産にも配分しやうとして居るのである。斯くして、現代の立法は、租税を悉く消費者に轉嫁する口實を資本家に與へたのである。これは、ラサルレも既に五十年前に古典的な方法で彼れの『労働者綱領』の中に記述して居る事柄である。彼れは、また、支配階級が何故に好んで倫理的、心理的理由から此の消費税を考へんとするか、といふ事に就いても記述して居る。間接税は嘗に貧民を重壓するばかりでなく、更に、國民をして其の租税の額に就いて明瞭に知るを得しめないのである。

ラサルレは其の著『労働者綱領』の中で、間接税の助けを藉りて貧民階級に對して行はれるところの欺瞞を特記して居る。

『大量消費に課する間接税は、嘗に貧民を最も重壓するばかりでなく、更に、國民をして其の租税の額を明瞭に知るを得しめない。これ等の租税は、各人が極めて屢々物品の價格に於いて支拂ひつゝあるものである、而かも、各人はこれを知らず、現

在課税せられて居るといふ事も、物品の價格を騰貴せしめるものが此の租税であるといふ事をも、少しも注意せずに居るのである。』

ラサルレの言葉を遵奉して、ビスマルクが一八七五年に其の偉大なる消費税政策を開始した時、彼れは帝國議會で、自分は能ふ限り多く此の如き間接税を施行する積りである、と聲明して居る。一八七五年十一月廿二日、彼れは帝國議會に於いて次ぎの如く述べて居る。

『余が目標として努力するところの理想は能ふ限り悉く間接税によつてのみ國費を捻出する事である。……余は直接税を以て苛烈且つ拙劣なる應急策であると考へる。……元來、あらゆる資源をば能ふ限り間接税によつて獲得せんとする事は余の持論である。理論的にはこれに反對する事も出来ることは云へ、何人も此の租税に苦痛を感じる事の少いのは確かである。各人が幾何を支拂ひ、幾何が他の市民に賦課せられるかを算定するのは困難である。』

吾々凡ては、實際の經驗によつて、國民が間接税の爲めに幾何を支拂はなければならぬか、といふ事を國民に領會せしめる事の極めて困難なる問題であることを知

つて居る。又、各人が幾何の租税を負擔して居るかを民衆に説明すると、大都市に於いてすら、民衆は不信的に驚愕するのを常とする事をも、吾々は知つて居る。民衆は此租税をば現金で支拂はぬからしてこそ、屢々之を信用しないのである。曾て或る人が私にかう言つた事がある『自分は國家に對して一文も拂つては居ない、未だ曾て國家から受取證を貰つた事がない』と。貧民階級に對する此の如き間接税の轉嫁はブルヂオアジーに取つては典型的である。英吉利に於いてすら、茶、砂糖、煙草、酒精に課する消費税は勞働階級の所得に對する割合上九パーセントを占めて居る、然るに所得、財産及び相續に課する直接税は所有階級の所得に對する割合上僅かに七パーセントを占むるに過ぎぬのである。併し乍ら、吾々は既に、最早やこれ以上に引き上げる事はできぬ程多額の租税を課せられて居ると考へるのは、租税技術の上から見て正しくないのである。葡萄酒、麥酒、火酒及び煙草に對する課税は英吉利では一人當り二十四マルクであり、佛蘭西では十七マルク半、合衆國では十四マルク、獨逸では六マルクである。それにも拘らず、これ等の諸國では、煙草もふかせば、麥酒も飲み、燒酎シナツツも飲むのである。若し租税が引き上げられる

ならば、確に消費は減退する。併し乍ら、生産者と商人とは価格を引き上げて再び利益を得るのである。多くの人は、獨逸帝國に於いては新たに間接税を施行する事は、經濟的にも又財政技術的にも不可能である、といふ考を抱持してゐる。併し、斯くの如く信じる者は、即ち迷路に在る人である。若し是れが不可能であつたとすれば、その理由とするところは、單に、社會民主主義の勃興によつて政治的抵抗が往時よりも強くなつたからであり、又、課税が政治的權力に左右せられるものだからである。若しも自分の此の説をもつて社會主義的政治家の無能の證據であると批難する人があるとしても、自分はこれと同一の意見を有して居たラサルレを思ふて自ら慰めるものである。

奢侈税は往々富に課税する手段として提唱せられる。レンネル一派は最もこれを熱心に賛成する。併し自分は、一八六三年に次ぎの如く述べたラサルレと同じに考へる。『奢侈税は、決して奢侈税ではないか——言ひ換えれば、此の税は貧乏人を苦しめることとなるか——或は、實際の奢侈税である、が此場合には、それは何にもならぬものである』と。實際の奢侈税がある。即ちシャンペン税である。

併し、此の税は消費税十三億二千萬マルクに對して總計一千萬乃至一千一百萬マルクを算するだけである。若し奢侈に課税する積りならば、其の源泉、即ち所得と財産とに課税すべきである。併し乍ら奢侈税の作用如何を明瞭に示すものは、正に此のシャンペン税である。シャンペン税が獨逸に施行せられた時に、佛蘭西人は『お前が俺のシャンペンをぶつこはせば、俺はお前の玩具工業をぶつこはす』と言つた。而して、販路の減少の爲めに困難したものは、吾がゾンネベルグの人々や其の他チューリンゲンの自宅労働者であつたと言ふ。

大財産は贅澤である、それは課税せられなければならぬ。一體、贅澤とは何であるか？ ビスマルクは一八七五年『煙草、麥酒、火酒、砂糖、石油は多數民衆の消耗品であり、奢侈品である』と言つて居る。贅澤は何所に初まつて何所に終るか？ 否、吾々は唯だ實際の所有税を主張する、それで充分である！

國家の專賣によつて新形式の課税を生ずる。國家の專賣では、國家が商品の價格を決定する、即ち、匿名的形式に依つて租税を徴收し得るのである。石油專賣によつて此の事の實現せんとしたのを、吾々は今日まで委員會で阻止して來たので

ある。

それに就いては、自分の主文は次ぎの如く言ふ。

『消費税（支出税）即ち、食鹽、麥酒、火酒、煙草、砂糖等の消費に對する租税は、徴收形式及び效果より見て間接である。生産者は常に此の如き租税の總額のみならず、それ以上の追加額をも生産品の消費者より奪回する、何となれば、消費者は多くの場合生産者に對し經濟的に弱者だからである。』

生産者の競争戦が消費者に對する轉嫁を中止し又は制限する事の無いやうに、往々租税法によつて生産を需要以下に制限し（配分し）又是れと同時に、制限以上に生産せられたる商品、即ち制限超過品に對してはより高い租税を課し、隨つて需要をしてより高く課税せられたる商品をば利用しなければならなくさせる。

その結果として、商品全體は、課税の低いものも、より高い税率を有するものとして賣却せられ、従つて、租税の高低の差が生産者に利益を與へる事になる。（慈善の賜物）。即ち過剰生産に對する外見的罰税も、實際に於いては、消費者に對する罰税であり、生産者に對する救護法である。のみならず、それはまた同時に生産者相互

の聯合を促進し、又之に依つて、更に格段の騰貴を可能ならしめるのである。

消費税は、その所得との比較上、富裕者よりも貧者により、大なる負擔を與へるものである。

富裕者の奢侈に對する消費税、即ち奢侈税は、高い税率の場合でも、單に僅少の收入を與へるだけである、然るに他方に於いて、奢侈品の生産、従つて其の生産者の狀況及び對外貿易に有害の影響を與へ得るものである。

食料及び享樂品並びに消耗品に對する關稅も亦、消費税と同じく、最も貧困なる消費者に比較的、最も重く負擔を加へるところの間接税として作用する。

國家又は自治體の專賣權も亦、其の商品に對し通常以上の利得を加算する限りは一個の間接税として作用する、即ち、匿名的形式に於いて租税を徴收するものである。

故に、何れの租税も其の效果の種類に從つて檢覈しなければならぬ。あらゆる租税に就いて、誰れがそれを負擔するか？ 此の租税は轉嫁し得るや否や？ 經濟上如何に配分せられるか？ 此の租税は資本主義的發達を抑止することによ

つて労働階級の向上を妨げる事はないかごうか？ といふことを一々考へて見なければならぬのである。

租 稅 論 終

大正十三年十一月十五日印刷
大正十三年十一月廿五日發行



製 複 許 不

經濟學說體系(6)
租 稅 論
定價金三圓五拾錢

譯 者 安 倍 浩

發 行 者 東 京 市 青 山 南 町 三 丁 目 五 十 五 番 地
株 式 會 社 而 立

代 表 者 面 家 莊 借
東 京 市 京 橋 區 本 八 丁 堀 四 丁 目 五 番 地
古 川 健 作

印 刷 者 東 京 市 京 橋 區 本 八 丁 堀 四 丁 目 五 番 地
三 才 印 刷 株 式 會 社

印 刷 所

東 京 市 青 山 南 町 三 ノ 五 五

株 式 會 社 而 立 社

電 話 青 山 五 七 六 番
振 替 東 京 六 二 二 五 六 番

發 行 所

24423
也

經濟學說體系

全十卷
十二册

譯	翻	之	素	自	高
譯	翻	浩	素	倍	安
(5) 人口論 <small>既刊</small>	(4) 地代論 <small>既刊</small>	(3) 資本利子及企業利得論 <small>既刊</small>	(2) 貨銀論 <small>既刊</small>	(1) 價值及價格論 <small>下上既刊</small>	
(10) 社會政策論 <small>未刊</small>	(9) 經濟恐慌論 <small>既刊</small>	(8) 自由貿易及保護關稅論 <small>既刊</small>	(7) 貨幣論 <small>下上未刊</small>	(6) 租稅論 <small>既刊</small>	

終